

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月
大阪音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	62
基準 4 自己点検・評価	71
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	77
基準 A 社会連携	77
V. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	83

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ
発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

これは、大正4(1915)年、大阪音楽大学短期大学部・大阪音楽大学の前身である大阪音楽学校（味原校舎）竣工のために用意された創立者永井幸次による定礎文に基づいている。当時の学生や教職員また卒業生の中に言わば学校のスローガンとして継承され、後に短期大学開学、大学開学、と本学が大きく発展してからも、本学の建学理念として入学式や卒業式における理事長の挨拶、学長の式辞などの中で折に触れて引用されてきた。創立者の大阪音楽学校開学（大正4(1915)年）に向けた記述資料が戦災による資料消失等により残されていないため、この言葉が暗黙のうちに建学の精神として理解されてきた。そして、創立90周年に当たる平成17(2005)年を機に、大学の基本理念を明確にすべく本学教授会は併設短期大学部教授会と協働して、改めてこれを本学の建学の精神とする確認・合意形成を行った（平成17(2005)年5月23日）。その後、中村孝義学長（現理事長）は、建学の精神を分かり易く平易な表現に置き換え、大阪音楽大学は、「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」、「新（創造的な）音楽、新（創造的な）歌劇の発生地・発信地であること」を旨と広報刊行物等で説明してきた。

更に平成20(2008)年4月には同じく中村前学長の提案によって建学の精神の趣旨を、「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」であると改めて教授会で確認し、以降の広報刊行物にはこの文言を建学の精神の趣旨説明文として使用することとなった。

2. 大学の使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞（大正4(1915)年10月9日付）に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ、行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に偏り勝ちであった往時の西洋音楽受容の事情からすれば斬新かつ雄大な教育思想であったといえよう。

以下に記述する音楽学部、音楽専攻科、大学院の使命・目的は、そのような建学の精神を受けて、音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材育成を行うべきものとして手続きを経て定められたものである。

音楽学部 〈目的及び使命〉

音楽学部は「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と定め、学則第1条に記載している【資料F-3】。

音楽専攻科 〈目的及び使命〉

音楽専攻科は「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。」と定め、音楽専攻科規則第2条に記載している。使命については音楽学部の規定されている条文を共有している【資料F-3】。

大学院 〈目的及び使命〉

大学院では「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」と定め、大学院規則第3条に記載している【資料F-3】。

3. 大学の個性・特色等

大阪音楽大学は、併設の短期大学とともに関西地域における唯一の音楽単科大学であり、音楽学部、音楽専攻科（修業年限1年）と大学院音楽研究科（修士課程）をもって構成され、そして併設短期大学、専攻科とともに音楽専門の高等教育機関としてこれまでに数多くの優秀な卒業生を輩出してきた。多くの卒業生が、演奏家、作曲家、研究者、音楽教育者・指導者として関西一円はもとより、全国各地、海外諸国でも活躍している。

音楽学部は学科構成においては、平成24(2012)年、作曲学科、声楽学科、器楽学科の3学科の募集を停止し、音楽学科の1学科を新設した（その結果、現状においては、募集停止の旧学科と新設学科併せて4学科となっている）。同時にクラシックギター専攻、ジャズ専攻、電子オルガン専攻の3専攻を新規に開設し、現在、作曲専攻、音楽学専攻、声楽専攻、ピアノ専攻、パイプオルガン専攻、管楽器専攻、弦楽器専攻、打楽器専攻、邦楽専攻と併せて12専攻を擁している。ピアノ専攻は、平成26(2014)年度より新しくピアノ指導者コースを設け、ピアノ・コース、演奏家特別コースに加えての3コースとした。ピアノ専攻及び弦楽器専攻に開設されている2つの演奏家特別コース（ピアノ演奏家特別コース及びヴァイオリン演奏家特別コース）は「世界で活躍できる演奏家の育成を目指す」と、明確な目標を定めている。

平成26(2014)年度よりピアノ専攻の中のコースとして開設したピアノ指導者コースは「在学中に各種の資格を取得することを目標としながら、ピアノ指導者としてのスキルを身につける」ことを目標とし、卒業後ピアノ教育者として社会的ニーズに応えることが期待される。平成24(2012)年度に新設したクラシックギター専攻、ジャズ専攻、電子オルガン専攻は、西洋クラシック音楽を主体としてきた本学が現代社会に広く存在する多様な音楽を包摂した結果であり、既設の邦楽専攻とともに、それまでの主流のクラシック音楽中心であった本学の枠を拡げる役割を果たすとともに、それらは学生間にジャンルを超えた音楽に対する柔軟な姿勢をもたらしている。

本学の学生はすべて専門領域を持ち、その研鑽を深めるために、本学は、充実したレッスン制度（個人レッスン、プラスレッスン、オープンレッスン）を設けている。

学生の体系的な履修を促すために設けられた「副専攻制度」は4つのプログラム（「音楽マネジメント・プログラム」「音楽療法プログラム」「音楽指導者プログラム」「音楽研究プ

プログラム)を用意し、平成24(2012)年度入学生より専攻以外の選択科目を各自の目的に応じて集中的に学べる制度として導入した。履修希望者は3年次進級時に副専攻の履修申請を行う。指定された科目群を履修した学生は卒業時に「副専攻修了」として認定される。

音楽専攻科は、音楽大学での学修の成果を更に高めるために実践的な教育を行うという目的を達成するために、オータムコンサートとして年3回程度、外部の公共ホールなど音楽施設を借りて開催する中で学習する「音楽実践演習」を必修科目として設置している。この科目では、学生が自ら、企画・運営から外部団体との折衝、広報、プログラム作成、演奏、演奏会での裏方の仕事など音楽上演に必要な一切を行うことによって、音楽の専門技術者として必要な、社会の音楽活動に直結する実践的な力を身に付けることを目指している。聴衆を含めた実社会から様々な反響もある学びの中で、学生は確実に成長している。音楽専攻科の個性・特色については、音楽専攻科へ進学を考えている音楽学部在学学生を対象とし、毎年10月に開催する「大学専攻科進学希望者ガイダンス」で説明している。

大学院は少数精鋭の専門教育を行うことで、2年の間に高度な音楽に関する各自の研究課題を追究することを目指している。そのためのカリキュラムが設定されているが、中でも、「芸術文化の諸相」と「修士リサイタル」(音楽学は研究発表)は重要な科目として位置付けられている。

各界の著名な文化人を講師に迎えて行われる「芸術文化の諸相」は、講師の高い、文化を担う使命感、美意識、一流の見識や人間性に接することで、音楽芸術に関わる音楽人として不可欠な広範な文化的教養を涵養する場となっている。1年次での研究成果発表の場として設定されている「修士リサイタル」は院生各自が公開のジョイント・リサイタルの形でプログラミングから曲目解説執筆まで行い、すべてのプログラムを学外の音楽評論家、各研究室主任が聴き、その後、全出演者を集めて講評会を実施している。各自の作品・研究発表・演奏に対する批評を聞くことにより、社会における音楽実践についての意識を喚起し各専攻分野の高度な専門的能力の育成を促している。音楽専攻科及び大学院の個性・特色は本法人ホームページで明示している。

施設面(併設の短期大学と共用)では、無料で使用できる177室の練習室(160室にはグランドピアノが完備)や17室の箏・電子オルガン等専用練習室、756座席を備えたザ・カレッジ・オペラハウス、302座席を備えたミレニアムホールがあり、学生の実技能力向上の面でサポートしている。

オペラハウスにおける「大阪音楽大学ザ・カレッジ・オペラハウス」制作のオペラ公演では、最初はオペラ「沈黙」(遠藤周作原作、松村禎三作曲)の公演により文化庁平成17(2005)年度第60回記念文化庁芸術祭大賞を、2度目はオペラ「ねじの回転」(ヘンリー・ジェームズ原作、ベンジャミン・ブリテン作曲)の公演により文化庁平成23(2011)年度第66回文化庁芸術祭大賞を受賞した。2度にわたる芸術祭大賞受賞の経験は、将来に向けて音楽に関わり続けていくという夢を抱く本学全学生にとって音楽を学ぶ上での大きな刺激と励みとなっているばかりでなく、教職員にとっても音楽活動における手応えある社会からの評価として大きな誇りとなっている。以上のように音楽学部・音楽専攻科・大学院はそれぞれの個性と特色を有している。

大阪音楽大学

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革（併設短期大学を含む）

大正 4(1915)	年	10月 5日	大阪音楽学校設立認可
		10月 15日	大阪音楽学校開校（大阪市南区）
昭和 8(1933)	年	12月 18日	財団法人大阪音楽学校設立認可
昭和 23(1948)	年	4月 1日	財団法人大阪音楽高等学校設立認可 大阪音楽高等学校開校
昭和 26(1951)	年	3月 5日	学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可
		4月 1日	大阪音楽短期大学開学
昭和 29(1954)	年	4月 1日	大阪音楽短期大学音楽科第2部開学
		10月 15日	現在地に移転（豊中市庄内）
昭和 32(1957)	年	4月 1日	大阪音楽短期大学専攻科開設
昭和 33(1958)	年	1月 10日	学校法人大阪音楽大学設立認可
		3月 31日	大阪音楽短期大学音楽科第1部並びに専攻科廃止
		4月 1日	大阪音楽大学開学（学長 永井幸次） 大阪音楽高等学校を大阪音楽大学附属音楽高等学校と名称変更
昭和 34(1959)	年	11月 11日	大阪音楽短期大学音楽科第2部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
昭和 40(1965)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部開学
昭和 41(1966)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部に音楽専攻開設（入学定員変更）
昭和 42(1967)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科開設 大阪音楽大学附属音楽幼稚園開設
昭和 43(1968)	年	4月 1日	大阪音楽大学大学院開設
昭和 49(1974)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を100人から150人に変更
昭和 54(1979)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を150人から225人に変更
昭和 56(1981)	年	3月 31日	大阪音楽大学附属音楽高等学校廃止
平成 4(1992)	年	3月 31日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第2部廃止
		4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部を大阪音楽大学短期大学部音楽科と名称変更
平成 12(2000)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
平成 16(2004)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設(音楽専攻募集停止)
平成 18(2006)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を225人から1年次入学員210人、3年次編入学定員30人とする入学定員変更
平成 19(2007)	年	4月 1日	大阪音楽大学器楽学科ピアノ専攻にピアノ演奏家特別コースを開設
平成 20(2008)	年	3月 19日	大阪音楽大学短期大学部が(財)短期大学基準協会による平成19(2007)年度第三者評価機関別認証評価の結果、「適格」と認定
平成 21(2009)	年	3月 24日	大阪音楽大学が(財)日本高等教育評価機構による平成20(2008)年度第三者評価機関別認証評価の結果、「認定」を受ける
		4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科4専攻を改組して音楽科のみとする。入学定員270人、収容定員540人を設定
平成 22(2010)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科入学定員を10人から20人とする入学定員変更
平成 23(2011)	年	2月 24日	大阪音楽大学短期大学部専攻科、音楽専攻が学位授与機構認定課程となる
	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を270人から200人、収容定員を540人から400人に変更 大阪音楽大学短期大学部専攻科3専攻を改組して音楽専攻の1専攻のみとする 大阪音楽大学声楽学科入学定員を60人から45人、収容定員を256人から196人、器楽学科入学定員を140人から155人、収容定員を600人から660人に変更 大阪音楽大学器楽学科弦楽器専攻にヴァイオリン演奏家特別コースを開設
平成 24(2012)	年	4月 1日	大阪音楽大学大学院入学定員を10人から13人に変更 大阪音楽大学音楽学部作曲学科・声楽学科・器楽学科の3学科の募集を停止し、音楽学科の1学科を新設、入学定員210人、同3年次編入学定員を30人、収容定員を900に設定 大阪音楽大学音楽学部音楽学科にジャズ専攻、クラシックギター専攻、電子オルガン専攻を開設 大阪音楽大学短期大学部音楽科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設
平成 25(2013)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科入学定員を200人から150人、収容定員を400人から300人に変更
平成 26(2014)	年	4月 1日	大阪音楽大学器楽学科ピアノ専攻にピアノ指導者コースを開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科にクラシックギター・コース、ダンスパフォーマンス・コースを開設

大阪音楽大学

2. 本学の現況 (平成 26(2014)年 5 月 1 日現在)

- ・ **大学名** 大阪音楽大学

- ・ **所在地** 大阪府豊中市庄内幸町 1-1-8 (第 1 キャンパス)
 大阪府豊中市名神口 1-4-1 (第 2 キャンパス)
 大阪府箕面市下止々呂美 520-1 (箕面校地)

- ・ **学部の構成** 音楽学部 音楽学科 作曲専攻 音楽学専攻 声楽専攻
 ピアノ専攻 パイプオルガン専攻 管楽器専攻
 弦楽器専攻 打楽器専攻 クラシックギター専攻
 邦楽専攻 ジャズ専攻 電子オルガン専攻

 音楽専攻科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻
 大学院 (修士課程) 音楽研究科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

- ・ **学生数、教員数、職員数**

学生数

< 音楽学部・音楽専攻科 >

(人)

学 部	学 科	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数			
			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
音楽学部	音楽学科	547	178	189	180	0
	作曲学科	7	0	0	0	7
	声楽学科	46	0	0	3	43
	器楽学科	149	0	2	11	136
音楽学部計		749	178	191	194	186
音楽専攻科		19	19	-	-	-
合 計		768	197	191	194	186

< 大学院 >

(人)

研 究 科	専 攻	修士課程 総数
音楽研究科	作曲専攻	3
	声楽専攻	11
	器楽専攻	17
合 計		31

大阪音楽大学

教員数

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等		専任教員数					助手	兼任教員 数	兼任(非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
	音楽学科	29	7	0	0	36	7	0	306
	作曲学科	-	-	-	-	-	-		
	声楽学科	-	-	-	-	-	-		
	器楽学科	-	-	-	-	-	-		
音楽学部計		29	7	0	0	36	7	0	306
音楽研究科	共 通	0	0	0	0	0	0	0	3
	作曲専攻	0	0	0	0	0	0	4	5
	声楽専攻	0	0	0	0	0	0	7	10
	器楽専攻	0	0	0	0	0	0	9	15
音楽研究科計		0	0	0	0	0	0	20	33
合 計		29	7	0	0	36	7	20	339

職員数

(人)

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
32	18	27	2	79

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第 1 条において定めている【資料 1-1-1】。これは本学創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえ、音楽の専門教育とともに人間教育と音楽人材育成を行うことを使命・目的及び教育目的として表明したものである。

音楽専攻科は、その目的を音楽専攻科規則第 2 条に定めている【資料 1-1-2】。

大学院は、その目的を大学院規則第 3 条に定めている【資料 1-1-3】。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・教育目的は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色」及び基準 1-1-①で述べたとおり、「学則」に「簡潔な文章」で明文化している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 27(2015)年の創立 100 周年に向けて、平成 23(2011)年度より 5 年間にわたる記念行事を開催している【資料 1-1-4】。各年度には「建学の精神」に含まれる概念を 2 つずつ組み合わせたテーマ「世界×音楽」「芸術×音楽」「創造×音楽」「現代×オペラ」「未来×音楽」を設定し、それに基づき演奏会や講演会等を実施することにより、「建学の精神」を現在に合わせて読み解き、人々の音楽的嗜好や音楽芸術の捉え方への変化を見極める機会と位置づけている。創立 100 周年行事の終了後には、来場者数や来場者へのアンケート調査、ヒアリング等を通じて得られたデータに基づいて、本学の使命・目的が社会の要請に沿ったものであるかを検証し、必要に応じて本学の使命・目的の見直し等を行う。

平成 23(2011)年度「世界×音楽」鷺田清一氏講演会と中村孝義学長との対談 他
平成 24(2012)年度「芸術×音楽」創立 100 周年プロジェクト／平田オリザ講演会 他
平成 25(2013)年度「創造×音楽」創立 100 周年プロジェクト／作曲特別演奏会 他
平成 25(2014)年度「現代×オペラ」創立 100 周年プロジェクト／20 世紀オペラ 鬼娘恋首引（予定）

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

音楽の単科大学としての本学の特色は、創設者の永井幸次の持論であった「音楽人は教養が与えられねばならない。教養の深い人の音楽は高雅である。」との言葉に基づき、音楽的技術の修得に留まらず、音楽に関する知識、一般教養、社会人としての自己形成を含めた教育を行うことにある。そのため、新入生に対しては、入学直後の初年時必修科目「教養基礎セミナー」「音楽基礎セミナー」や学長特別講義などにおいて、それらについての詳細な説明を行っている。この教育上の特色は、学則第1条の使命・目的における「知的・道徳的及び応用能力を展開させ」という文言により明確に示されている【資料 1-1-1】。

1-2-② 法令への適合

本法人の目的は、寄附行為第4条において「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うことを目的とする」と定めている【資料 1-2-1】。これを受けて、学則第1条に「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と規定しており、教育基本法第7条及び学校教育法第83条に照らして大学としての適切な目的を掲げている。

音楽専攻科については、音楽専攻科規則第2条に「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。」と規定しており、学校教育法第91条に照らして大学の専攻科としての適切な目的を掲げている。

また、大学院規則第3条に定める「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」についても、学校教育法第99条が定める大学院の目的に適合している。

1-2-③ 変化への対応

大学教育を取り巻く社会的状況が変化する中で、社会のニーズの多様化に適切に応えるため、本学は平成19(2007)年に世界に通用する音楽家の育成を目指して「ピアノ演奏家特別コース」を開設し、平成23(2011)年には同じ趣旨に基づいて「ヴァイオリン演奏家特別コース」を開設した。また、平成24(2012)年に、学科間の垣根を取りはらい、音楽を総合的に学ぶことを可能とするために、作曲学科・声楽学科・器楽学科の3学科について1年次の学生募集を停止し、新たに音楽学科1学科を設置した。この音楽学科には、従来の3学科の下での9専攻と2つの演奏家特別コースに加えて、音楽の多様な現状を踏まえ、新たにクラシックギター、ジャズ、電子オルガンの3専攻を設けた。さらに平成26(2014)年にはピアノ演奏及び指導者としての能力の育成を目標として、ピアノ専攻にピアノ指導者

コースを開設した。

平成 19(2007)年以降の音楽学部における新たな学科・専攻・コースの開設は、すべて学則第 1 条に定める使命・目的に沿って行われたものであり、使命・目的自体の変更は行っていない。しかし、芸術領域や音楽的嗜好の変化、少子化による社会の構造的な問題等の諸問題とも向き合い、対応できる教育を行うため、本学の使命・目的の適切性についても議論と検証を続けている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽大学を取り巻く時代の動向や社会的環境の変化をすみやかに察知し、教職員一体となって教育内容を常に改善する意識を持ち、学長のリーダーシップのもと大学運営会議をはじめ各種委員会での論議を一層活発化させる。また、短期的視点のみに留まらず、中長期的な視点からも本学の使命・目的と教育のあり方を検討する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

平成 19(2007)年度第 10 回・第 11 回教授会において、音楽学部の教育目標の制定について活発な議論が行われ、平成 20(2008)年度第 1 回教授会において、建学の精神から導き出す形で基準 1-3-③に掲げる教育目標を決定した。この一連の議論の中で、学則第 1 条の使命・目的についても審議（再確認）を行った【資料 1-3-1】。また、基準 1-1 の改善・向上方策（将来計画）で述べたように、平成 23(2011)年度から使命・目的と密接に関連する「建学の精神」を具現化し、検証するために、教職員が総力を挙げて創立 100 周年記念事業に取り組んでいる。

役員理解については、平成 24(2012)年の音楽学科の新設にあたって、使命・目的を含む学則全体について教授会の議を経て、理事会において審議・決定を行った。また、音楽学科の設置については、学長・副学長以下の教員役職者（併設短期大学の教員を含む）、理事長・副理事長以下の全常任理事、事務局長以下の職員役職者等によって構成される執行部連絡協議会においても議論を行っており、教育方針については年度初めに学長が所信を表明し、理事会の方針については適宜法人運営に関する説明会を開催する等、教職員とのコミュニケーションを図り、役員・教職員の理解と支持が得られていると言える。

1-3-② 学内外への周知

使命・目的に関しては、学生に対して学生便覧【資料 1-3-2】、教員に対して教員便覧（学生便覧と合冊）により周知を行っている。また、建学の精神及び3つの方針であるディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーについては、音楽学部・音楽専攻科・大学院の各教育課程についてそれぞれの学生便覧等に明示するとともに、本法人ホームページにも掲載して学内外への周知に努めている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学を設置する学校法人大阪音楽大学は、中長期的計画に準ずるものとして4年をスパンとした「短期事業計画（2014年度－17年度）」を立てている【資料 1-3-3】。本学は、その平成26(2014)年度から平成29(2017)年度まで事業計画の中で、学則第1条の使命・目的及び音楽専攻科規則第2条、大学院規則第3条の目的を果たすために、7項目からなる重点推進項目の中に「社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する」「地域及び社会との連携を図り、社会貢献事業を推進する」を掲げている。

また本学では平成27(2015)年度の竣工を目途に、名神口校地を庄内と野田校地に集約することを計画している。このことにより、現在分散して開講されている授業を受講するために必要なスクールバスによるキャンパス間の移動がなくなり、学生のスムーズかつ効率的な授業受講を実現することが出来るばかりでなく、専攻の教育内容に応じた教育施設を順次整備することにより、本学の教育環境を改善することが可能となる。これらは音楽学部の使命・目的に定められている知的・道徳的及び応用力を展開させ良識ある音楽家の育成を後押しするものである。

音楽学部、音楽専攻科、大学院では以下に記述するように、教育理念として3つのポリシーを掲げている。音楽学部では、基準1-3-①で記したように、建学の精神を読み解く形で、学内外に向けて発信するものとして教育目標が承認され、学則第1条の「目的及び使命」についても再確認された。

音楽専攻科は平成25(2013)年度第11回教授会【資料 1-3-4】、大学院では第10回大学院運営委員会【資料 1-3-5】で審議し、教育理念として3つのポリシーと教育目標を定めた。

音楽学部

〈教育理念〉

・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神が目指す《音楽文化の新たな発生地》となるために、音楽の卓越した技と知を継承し、音楽の持つ深い精神性を極め、音楽を通じて社会に広く貢献できる《質の高い音楽学士》を送り出します。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神にもとづき、優れた技能、精神性、歴史性、表現性、そして創造性を育くむために、世界に広がる音楽の技と知を深く学びます。そして現代に生きる洗練された教養人として、社会に対して責任を果たすことのできる音楽人を育成します。

・アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、《時代を革新する音楽文化の担い手》となることを志す、音楽への限りない情熱にあふれた人を受け入れます。

〈教育目標〉

世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成すること。

1. 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
2. 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
3. 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
4. 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

【資料 1-3-2】

音楽専攻科

音楽専攻科は教育理念として3つのポリシーを以下のように定めている。なお教育目標は音楽専攻科独自のものを特に定めず、音楽学部の教育目標を共有している。

〈教育理念〉

・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神を体現すべく、高度な音楽の技と豊かな知識を身につけ、優れた芸術表現性と自己啓発力をもって音楽活動を実践し、社会と文化に貢献できる人を送り出します。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神に基づき、芸術創造のための高度な技術と知識の修得を果たしながら、実践的活動を通じて豊かな人間力の生成を促すことにより社会で活躍できる音楽人を養成します。

・アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、音楽大学の基礎の上に立って専門分野のより高度な学習と実践に務め、その結果を積極的に社会へ展開する意欲あふれた人を受け入れます。

【資料 1-3-2】

大学院

大学院は教育理念として3つのポリシー及び教育目標（教育目的）を以下のように定めている。

〈教育理念〉

・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神を体現し、修了後も専門分野や関連する職業等で活躍できる、質の高い有為の音楽人を送り出します。専攻（研究室）ごとに定められた所定の単位数を修得し、

修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文の審査及び最終口述試験に合格することにより「修士（音楽）」の学位を授与します。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神に基づき、確かな技術・学識とグローバルな視野を持つ音楽家になるために必要な授業科目を開設し、創作・音楽研究・演奏の成果を発表する修士リサイタルを必修科目として課し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に結実させる教育課程を編成しています。

・アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、音楽についての高度な実践力と専門的かつ広い学識を修得するため、音楽における卓越した能力と幅広い知識と感性を兼ね備えた、音楽への強い意思と研究への明確な目的意識を持った人材を受け入れます。

〈教育目標〉

「大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」 【資料 1-3-2】

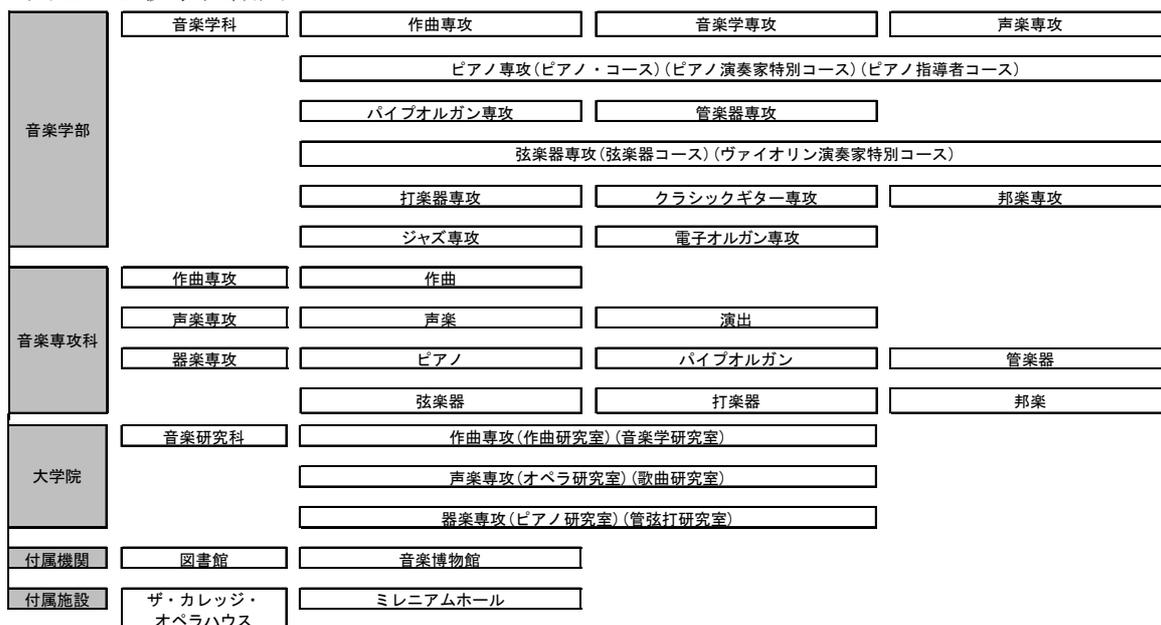
以上のことから、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた良識ある音楽人を育成すること（音楽学部）、音楽学部を基礎とし音楽に関する専門技術者養成を目的とすること（音楽専攻科）、国際性を備えた文化の創造発展に寄与する音楽人の育成を目的とする（大学院）という本学の使命、目的及び教育目的を具体化し、実現すべく、中長期的な計画及び3つの方針等に十分に反映されている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は学則第1条の使命・目的を果たすため、音楽学部には平成24(2012)年度に新設した音楽学科（12専攻）と平成24(2012)年度に1年次の学生募集を停止した作曲学科、声楽学科、器楽学科の合計4学科を置き、さらに音楽専攻科（修業年限1年）及び大学院（修士課程）を設けている。図1-3-1に教学組織図を示す。

また建学の精神及び使命・目的を具現化するために、図書館、音楽博物館、ザ・カレッジ・オペラハウス、音楽院などの諸機関を設置するとともに、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などの多様な取組みを行っている。

図 1-3-1 教学組織図



*平成 24(2012)年度に募集停止した音楽学部 3 学科の教学組織図は記載を省略している。

(3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的や教育理念である 3 つのポリシーについては本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧、教員便覧にも掲載し、さらに大学案内「COLLEGE GUIDE 2015」にも掲載するなどして、学内外への周知を図っている。

現在本学は、使命・目的及び教育目的を包摂する形での建学の精神の読み解きと見つめ直しの好機として、創立 100 周年事業を展開し、役員、教職員一丸となって取り組んでいるが、このことがもたらす教育、研究における原点確認や社会的役割の検証効果は大きい。しかし、創立 100 周年は大きな節目ではあるが通過点であり、平成 28(2016)年度以降も教育の充実を目指し、さらに使命・目的及び教育目的達成のために努力し、建学の精神に基づく音楽人育成を継続して行く。

【基準 1 の自己評価】

基準 1-1 の使命・目的及び教育目的の明確性については、音楽学部学則第 1 条において本学全体の使命・目的と教育目的が複合した形で簡潔に示されており、同様に音楽専攻科規則第 2 条、大学院規則第 3 条においても、それぞれの教育課程の目的が明瞭に掲げられている。

基準 1-2 の使命・目的及び教育目的の適切性については、同じく学則第 1 条において、音楽の単科大学としての本学の使命・目的とともに教育上の特徴が端的に示されており、音楽専攻科規則第 2 条・大学院規則第 3 条についても音楽を専門とする大学の専攻科及び大学院として適切な目的が明示されている。また、これらの使命・目的等は、教育基本法・学校教育法等の法令に適合している。本学は、平成 19(2007)年度以降、特に音楽学部における教育組織の改組等に積極的に取り組んでいるが、これは学則第 1 条の使命・目的を踏まえて教育研究の質の持続的な向上を目指すとともに、音楽教育に関する社会的ニーズに

対して本学が果たすことのできる役割を自覚した結果であり、使命・目的等の変更は行っていないが、教育理念については、実際のカリキュラムや入試方法に合わせて、もう少し具体的な記述に改めることを検討する。

基準 1-3 の使命・目的及び教育目的の有効性については、音楽学部、音楽専攻科、大学院いずれも教授会を始めとして正規の手続きを経て合意していることや教職員全員で創立 100 周年記念事業に取り組むことを通して、役員、教職員の理解と支持を得ることが出来ている。また、学生便覧や教員便覧、その他の印刷物やホームページを通じて、学内外の周知も十分実現している。中長期的な計画及び 3 つの方針への反映については、短期 4 年という考え方を取っており、時代の不安定な動向や社会の変化の中では長期的な揺るがない指針からの観点が不足しているが、この 4 年間の事業計画において今後の様々な事象に即応する体制は整っている。教育研究組織の構成については本学の使命・目的を果たすために整合性を保っている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

表 2-1-1 に示すように、本学は音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めており、これらは「COLLEGE GUIDE 2015」【資料 2-1-1】や入学試験要項【資料 2-1-2】、本法人ホームページに掲載し、周知に努めている。また、音楽学部については、併設短期大学と合同で開催するオープンキャンパスの全体説明会において、入学志願者に望まれる学習姿勢とともに入学者受入れの方針を説明している。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

教育課程	アドミッション・ポリシー
音楽学部	建学の精神を理解し、《時代を革新する音楽文化の担い手》となることを志す、音楽への限らない情熱にあふれた人を受け入れます。（平成 20(2008)年 10 月教授会決定）
音楽専攻科	建学の精神を理解し、音楽大学の基礎の上に立って専門分野のより高度な学習と実践に努め、その結果を積極的に社会へ展開する意欲あふれた人を受け入れます。（平成 26(2014)年 3 月教授会決定）
大学院	建学の精神を理解し、音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を修得するため、音楽における卓越した能力と幅広い知識と感性を兼ね備えた、音楽への強い意志と研究への明確な目的意識を持った人材を受け入れます。（平成 26(2014)年 2 月大学院運営委員会決定）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

音楽学部の入学希望者は、高等学校音楽科等で専門的に音楽を学習する人、音楽教室等において音楽を学ぶ人、高等学校の吹奏楽部等に所属しながら個人レッスンに通う人など、様々な形で音楽の勉強に取り組んでいる。こうした多様な入学希望者の学習環境を考慮し、かつ音楽学部の入学者受入れ方針に適った志願者を選抜するため、表 2-1-2 に示す入学試験の種別を設け、それぞれに適切な出願資格と入試方法を定めている。なお、同表は平成 26(2014)年度の入学志願者に対して実施した入学試験の内容を示すものであるが、平成 27(2015)年度入学試験についても制度上の変更はない。

表 2-1-2 平成 26(2014)年度 音楽学部 入学試験

入試の種別と募集定員	出願資格と入試方法
	出願資格

大阪音楽大学

<p>公募推薦 入学試験 (募集定員 は 65 人)</p>	<p>次の 1～3 のすべてに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校 (本学が高等学校に準じると認める学校を含む) を平成 26(2014)年 3 月卒業見込、または平成 25(2013)年 3 月・9 月卒業の者。 志願する専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した人のための受験方式で、試験科目は専門実技課題と面接。 2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。 3. 合格した場合、所定の入学手続を行い、必ず入学することを条件として出願する者(専願)。 <p style="text-align: center;">入試方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 1 方式 志願する専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した人のための受験方式で、試験科目は専門実技課題と面接。 2. 第 2 方式 (第 2-A 及び第 2-B 方式) 音楽基礎科目 (ソルフェージュ、楽典、鍵盤楽器) の認定を取得していない人の受験方式で、第 2-A 方式の試験科目は専門実技課題・面接・専門実技追加課題、第 2-B 方式は専門実技課題・面接・作文。 3. 専門実技認定方式 本学が実施する「大学・短大進学実技適性テスト」を受験し、実技の力が入学にふさわしい (= 「大学進学実技適性あり」) との評価を得た者、または平成 23(2011)年 4 月以降に出場したソロ・コンクールで相当の実績を上げ、本学が入学にふさわしいと判断した者の受験方式で、試験科目は面接。ただし、志願する専攻に必要なすべての音楽基礎科目の認定を取得していない場合は、面接に加え専門実技追加課題または作文を課す。
<p>特別推薦 入学試験 (募集定員は 40 人)</p>	<p style="text-align: center;">出願資格</p> <p>次の 1～3 のすべてに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校 (本学が高等学校に準じると認める学校を含む) を平成 25(2013)年 9 月卒業、または平成 26(2014)年 3 月卒業見込の者で高等学校長の推薦を得られる者。ただし、下記 A～E の入試方式のうち、C の大阪音楽大学付属音楽院特別推薦、D の同窓会《幸楽会》特別推薦、E の教員特別推薦については、平成 25(2013)年 3 月以前に高等学校 (本学が高等学校に準じると認める学校を含む) を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、または合格見込みの者 (大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む) も対象とする。 2. 合格した場合、所定の入学手続を行い、必ず本学に入学することを条件として出願する者 (専願)。 3. 次の A～E のいずれかに該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> A. 高等学校特別推薦 高等学校音楽科、特別推薦入試適用認定の高等学校音楽コースまたは特別推薦入試適用認定の高等学校に在学し、特別推薦の適用を受けた者。 B. 高等学校音楽系クラブ特別推薦 高等学校在学中に各種コンクールの都道府県大会において金賞あるいはそれに類する賞を受賞したクラブに所属し、部員として大会に出場した者で、特別推薦の適用を受けた者。 C. 大阪音楽大学付属音楽院特別推薦 大阪音楽大学付属音楽院進学コース在籍者で所定の成績を修め、特別推薦の適用を受けた者。 D. 同窓会《幸楽会》特別推薦 同窓会《幸楽会》特別推薦実技認定審査において当該専攻の実技の認定を受けた者。 E. 教員特別推薦 教員特別推薦実技認定審査において当該専攻の実技の認定を受けた者。 <p style="text-align: center;">入試方法</p> <p>特別推薦の入学試験は面接のみを行う。ただし、上記の C. 大阪音楽大学付属音楽院特別推薦、D. 同窓会《幸楽会》特別推薦、E. 教員特別推薦の出願者のうち、志願する専攻に必要なすべての音楽基礎科目の認定を取得していない者には、専門実技追加課題または作文を課す。 (参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> A. 高等学校特別推薦 及び B. 高等学校音楽系クラブ特別推薦について この制度による入学試験までの経過は次のとおり。本学は、入学希望者のある高等学校

大阪音楽大学

	からの申請により、教職員を当該高等学校へ派遣し、入学希望者の実技の試験等と面談を実施する。実技の試験等では、入学希望者の実技が本学の求める水準に達していることを見極め、面談では本学の建学の精神等の基本理念を説明するとともに、入学希望者の進学の意志や就学の適性を判断する。面談は入学希望者・高等学校の教員・本学の面談委員の三者で行い、三者が合意に達した場合、当該入学希望者に特別推薦が適用される。
<p>一般 入学試験 A日程 (募集定員 は105人)</p> <p>一般 入学試験 B日程 (募集定員 は若干名)</p>	出願資格
	<p>次の1~3のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校(本学が高等学校に準じると認める学校を含む)を平成26(2014)年3月卒業見込または卒業した者。 2. 通常の課程による12年の学校教育を平成26(2014)年3月修了見込または修了の者 3. 次のA~Eのいずれかに該当する者、または平成26(2014)年3月31日までにこれに該当する見込のある者。 <ol style="list-style-type: none"> A. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。 B. 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。 C. 文部科学大臣の指定した者。 D. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)。 E. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。
	入試方法
	<p>一般入学試験はA・Bの2つの日程に分けて実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A日程 入学試験科目は、専門実技課題・音楽基礎科目・英語・国語。ただし音楽基礎科目の認定を取得している場合は、当該試験科目が免除される。 2. B日程 入学試験科目は、専門実技課題と面接。
<p>留学生 入学試験 (募集定員 は一般入試 に含まれる)</p>	出願資格
	<p>次の1~3のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国籍を有し、外国での学校教育において12年の課程を修了した者。 2. 授業を理解できる日本語の能力がある者。(財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N2レベル程度) 3. 「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有し、本学入学後に「留学」の在留資格を更新できる者、または本学入学後に取得見込の者。
	<p>入試方法</p> <p>試験科目は、専門実技課題・日本語作文・日本語会話(面接)</p>
募集定員の合計 210人	

音楽学部に進学を希望する人を対象として、入学試験とは別に「音楽基礎科目到達度テスト」を実施している。このテストは、入学試験における受験生の負担を軽減する目的で行われており、本学が音楽基礎科目として定める「ソルフェージュ(旋律聴音・新曲視唱)」「楽典」「鍵盤楽器(ピアノまたは電子オルガン)」について、入学試験以前にその学習到達度を調べ、所定の成績をおさめた場合には入学試験における当該科目の受験を免除している。高等学校2年次の10月からこのテストのための受験登録ができ、テストは毎年、3月・8月・12月の3回実施され、受験生の多くが認定を取得している。また、高等学校音楽科、本学が認める音楽コース、本学が認める高等学校の出身者については、高等学校での単位の取得をもって全ての音楽基礎科目が認定となる。表2-1-2の中に記載されている「音楽基礎科目の認定」とはこのことを指す。

音楽学部の公募推薦入学試験・特別推薦入学試験・一般入学試験B日程で行われる面接試験では、教員2人を1組として面接を実施し、受験者の学習への意欲・目的、音楽的経験、高等学校等における生活、本学志望の理由等について尋ね、適性を審査している。ま

大阪音楽大学

た、専門実技試験における公正さを確保するため、「入室番号制」を実施している。これは、受験者を志望専攻ごとにいくつかのグループに分け、各受験者の試験教室への入室順をそのグループ内での抽選によって決めるものであり、採点は受験番号を伏せて、入室番号により行われる。受験者の氏名・受験番号は筆記試験の採点時にも伏せており、入試判定教授会における受験者の合否判定は整理番号により行っている。【資料 2-1-2】は、推薦入学試験・一般入学試験 A 日程・一般入学試験 B 日程の各実施要項である。

音楽学部 3 年次編入学試験、音楽専攻科入学試験、大学院入学試験の出願資格・入試方法は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 音楽学部 3 年次編入・音楽専攻科・大学院の出願資格・入試方法
平成 26(2014)年度 音楽学部 3 年次編入学試験

入試の種類別	出願資格と入試方法
推薦入学 試験	出願資格
	併設の短期大学部卒業見込みの者を対象とし、短期大学部での第 1～第 3 セメスターにおける第 1 主科目の GPA(Grade Point Average)が 3.0 以上で、かつ第 1 主科目を含む全科目の GPA が 2.8 以上の者を短期大学部が推薦する (GPA は、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0 として算出)
	入試方法
	入学試験は面接のみを行う。
一般入学 試験	出願資格
	次のいずれかの項目に該当する者。 1. 短期大学または 4 年制大学を卒業した者、または平成 26(2014)年 3 月卒業見込の者。 2. 学校教育法による 4 年制大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者、または平成 26(2014)年 3 月修得見込の者。 3. 学校教育法による高等専門学校を卒業した者、または平成 26(2014)年 3 月卒業見込の者。 4. 学校教育法による専修学校の修業年限 2 年以上で、かつ修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上の専門課程を修了した者、または平成 26(2014)年 3 月修了見込の者。 5. その他、本学において第 1 項と同等の資格を有すると認められた者。
	入試方法
	試験科目は、専門科目・音楽基礎科目・外国語 (英・独・仏・伊の各国語より 1 カ国語を選択)。ただし、試験科目のうち、音楽基礎科目 (ソルフェージュ・音楽理論・鍵盤楽器) については、それぞれ 4 単位以上、外国語については、1 カ国語を 4 単位以上修得している場合、当該科目の試験が免除される。
募集人員は、推薦入学試験及び一般入学試験を合わせて、30 人 (作曲 1、音楽学 1、声楽 6、ピアノ 7、パイプオルガン 1、管楽器 5、弦楽器 2、打楽器 1、クラシックギター 1、邦楽 1、ジャズ 2、電子オルガン 2)。	

平成 26(2014)年度 音楽専攻科入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者。 1. 4 年制大学音楽学部 (音楽に関する課程を含む) を卒業した者、または平成 26(2014)年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認められた者。
入試方法
入学試験は専門実技のみを行う。
募集定員は各専攻を合わせて 20 人 (作曲 2、声楽 6、器楽 12)

平成 26(2014)年度 大学院入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学を卒業した者（卒業見込者を含む）。 2. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者。 3. 文部科学大臣の指定した者。 4. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。 5. 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。 6. 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
入試方法
<p>入学試験は、各年度 2 回（前期日程、後期日程）実施している。</p> <p>試験科目は両日程とも、専門科目・小論文・英語・面接。ただし、小論文については、音楽学研究室を除く各研究室の出願者に課す。また、前期日程のうち、オペラ・歌曲・ピアノの各研究室の出願者には、専門科目について第 1 次試験及び第 2 次試験（第 1 次試験通過者対象）を実施する</p> <p>外国人留学生については、専門科目試験に加え、日本語の試験（作文・会話）を課す。</p>
<p>募集定員は、前期日程と後期日程を併せて 13 人（作曲専攻 2、声楽専攻 4、器楽専攻 7）</p>

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

18 歳人口の減少と長期間続いた景気低迷の影響により、他の多くの私立大学と同様、本学においても音楽学部の入学者数は減少傾向にある。本学はこの状況を踏まえて、平成 24(2012)年度に音楽学部の作曲・声楽・器楽の 3 学科に代える形で音楽学科を設置し、新たにジャズ・クラシックギター・電子オルガンの 3 専攻を開設して入学志願者数の増加を図っている。また、平成 25(2013)年度入試より、優秀な学生の支援を目的として、音楽学部入学試験における実技成績の上位合格者（20 人程度）を特待生として年額 40 万円を 1 年次に限って授業料から減免する制度を導入した。なお、音楽学部 2 年次以降と音楽専攻科、大学院については、従来から成績優秀者に対する給付奨学金制度を設けている。

関西唯一の音楽単科大学である本学の教育や研究、施設・設備、入試情報等に関して、入学志願者とステークホルダーの理解を促進するため、併設短期大学と合同で高等学校教員対象の入試説明会及び楽器店講師対象の学校見学会を本学において開催するとともに、オープンキャンパスの開催日及び別日程でのキャンパスツアーや体験レッスンを実施している。体験レッスンと学校説明会については、各楽器店の協力を得て西日本各地で実施し、また、教員による高等学校等への出張授業や進学説明に加えて、職員による高等学校や楽器店への訪問を行い、その中で本学の教育環境及び学習支援に関する情報の提供と入学者受入れの方針等の説明を行って、志願者の増加に向けた努力を重ねている。

こうした取組みを通じて、平成 22(2010)年度に 171 人であった入学者（入学定員充足率 81%）は、平成 25(2013)年度には 194 人（同 92%）に改善した。しかし、平成 26(2014)年度は 175 人（同 83%）に減少したため、入試センター運営会議を中心にこの原因の分析と受験生を取り巻く社会背景の把握に努めている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針については、学校説明会や大学案内・入学試験要項等の印刷物、本法人ホームページ等に明示しているが、今後も広報活動を通じて学外への周知に努める。

音楽学部の入学試験制度や試験内容については、これまでも改善に取り組んできたが、結果的に多様な形態の入学試験が混在し、受験生にとって分かりにくいものとなっているため、現在、大学運営会議を中心に入学試験制度全体の見直しを進めている。

音楽学部は平成 22(2010)年度以降、入学定員を充足できない状況が続いており、定員の確保は本学の喫緊の課題となっている。具体的な方策として、高等学校や楽器店への広報を強化するとともに、受験生に対しては出張授業や体験レッスンの実施により、音楽分野に進学する受験生を増やす着実な努力を今後も継続する。また、社会の要請に即した音楽教育のあり方を精査しており、新たな専攻の開設とそのカリキュラムの検討を行っている。

音楽専攻科及び大学院については適正な入学者数を維持しており、今後も音楽芸術に関する高度な専門性を求める志願者の確保に努める。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、学則【資料 2-2-1】第 1 条、音楽専攻科規則【資料 2-2-2】第 2 条、大学院規則【資料 2-2-3】第 3 条第 1 項に規定する教育研究上の目的を達成するため、表 2-2-1 のとおり各教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。各カリキュラム・ポリシーは「学生便覧」【資料 2-2-4】に明示し、本法人ホームページに公開している。また、音楽学部のカリキュラム・ポリシーについては、冊子「履修ガイド」【資料 2-2-5】にも掲載している。

表 2-2-1 カリキュラム・ポリシー

教育課程	カリキュラム・ポリシー
音楽学部	建学の精神に基づき、優れた技能、精神性、歴史性、表現性、そして創造性を育くむために、世界に広がる音楽の技と知を深く学びます。そして現代に生きる洗練された教養人として、社会に対して責任を果たすことのできる音楽人を育成します。 (平成 20(2008)年 10 月教授会決定)
音楽専攻科	建学の精神に基づき、芸術創造のための高度な技術と知識の修得を果たしながら、実践的活動を通じて豊かな人間力の生成を促すことにより社会で活躍できる音楽人を養成します。 (平成 26(2014)年 3 月教授会決定)
大学院	建学の精神に基づき、確かな技術・学識とグローバルな視野を持つ音楽家になるために必要な授業科目を開設し、創作・音楽研究・演奏の成果を発表する修士リサイタルを必修科目として課し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に結実させる教育課程を編成しています。 (平成 26(2014)年 2 月大学院運営委員会決定)

音楽学部については学則第 1 条の目的をより具体的に示すため、次の教育目標を定めている。

教育目標

世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備え

た、良識ある音楽人を育成すること。

1. 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
2. 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
3. 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
4. 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

1) 音楽学部

現在、本学は表 2-2-2 に示すとおり、音楽学部には作曲・声楽・器楽・音楽の 4 学科を置いている。作曲・声楽・器楽の 3 学科については、平成 24(2012)年度から 1 年次の学生募集を停止し、平成 26(2014)年度から 3 年次編入の学生募集を停止した。この内の作曲学科については作曲と音楽学の 2 専攻、器楽学科についてはピアノ・オルガン・管楽器・打楽器・弦楽器・邦楽の 6 専攻を置き、その中のピアノ専攻と弦楽器専攻には「演奏家特別コース（ピアノ）」と「演奏家特別コース（ヴァイオリン）」を設けている。平成 24(2012)年からは 1 学科のみの募集とし、従来の 3 学科の下でのカリキュラムと各専攻・コースの区分を継承するとともに、新たにクラシックギター、ジャズ、電子オルガンの 3 専攻を加えた。なお、器楽学科におけるオルガン専攻の名称は、音楽学科は電子オルガン専攻を新設するにあたり、混同を避けるため、パイプオルガン専攻の名称に改めた。平成 26(2014)年度から、「ピアノ指導者コース」を開設したことに伴い、ピアノ専攻を「ピアノ・コース」「ピアノ演奏家特別コース」「ピアノ指導者コース」の 3 コースに区分し、弦楽器専攻についても同様に「弦楽器コース」と「ヴァイオリン演奏家特別コース」に区分している。

表 2-2-2 各学科における専攻・コースの区分

対象学生	学科名	専攻名	コース
平成 23 (2011) 年度以前の 入学者※	作曲学科	作曲、音楽学	-
	声楽学科	-	-
	器楽学科	ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、邦楽	演奏家特別コース（ピアノ） 演奏家特別コース（ヴァイオリン）
平成 24 (2012) 年度以降の 1 年次入学者	音楽学科	作曲、音楽学、声楽、ピアノ、パイプオルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、邦楽、クラシックギター、ジャズ、電子オルガン	ピアノ専攻ピアノ・コース ピアノ専攻ピアノ演奏家特別コース ピアノ専攻ピアノ指導者コース 弦楽器専攻弦楽器コース 弦楽器専攻ヴァイオリン演奏家特別コース

※平成 24(2012)年度及び平成 25(2013)年度の 3 年次編入学生を含む。

上述のように、学生募集を停止した作曲・声楽・器楽の 3 学科のカリキュラムと専攻・コースは音楽学科に引き継がれているため、以下に説明する事項は各学科に共通する。

音楽学部の教育課程は、学則第 31 条に基づき、授業科目を一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目の 4 つに区分し、卒業要件単位をそれぞれ 21 単位以上・8 単位以上・2 単位以上・80 単位以上を含む合計 124 単位以上と定めている。一般教育科目・外国語科目・保健体育科目は、履修規程別表第 1 条により包括的に「教養教育科目」として、また学生便覧のカリキュラム表においては「専攻共通科目」として示される。専門教育科目については、各専攻の専門性を高めるための「専門教育科目（必修）」と、音楽の技と知を幅広く学ぶための「専門教育科目（選択）」に区分される。

各授業科目は、学則第 34 条に基づき、その目的と内容、教育効果を考慮して、講義・演習・実習（または実技・実験）・個人指導による音楽実技（レッスン）の 4 つの授業形態から、いずれか 1 つまたは併用によって実施され、1 単位あたり 45 時間の学修時間を基本とする。本学は、単位制の実質化の観点から、授業における学習時間及び教室外の学習時間を適正に保つため、全教員に対し各 Semester 15 回の授業の確実な実施と、シラバスの「授業外の学習方法及びその他」の項目への記入を求めている【資料 2-2-6】。なお、シラバスは全授業科目について作成しており、本法人ホームページ上で学内外に公開している。また、単位制の実質化と関連して、履修規程【資料 2-2-7】第 2 条第 2 項により、4 年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を 1 Semester につき原則 20.5 単位と定めている。ただし、基準 2-4 の表 2-4-3 に示すように、受講登録単位数の上限は、各学生の前年度の前・後期を合わせた GPA(Grade Point Average)または当該年度前期の GPA により 18.5～24.5 単位の間で変動する。

次に「教養教育科目」と「専門教育科目」のカリキュラム・ポリシーに沿った編成上の特徴について説明する。

(1) 教養教育科目

学生の入学時から卒業時まで、専門教育科目と教養教育科目を平行して履修するようにカリキュラムを編成している。この教養教育と専門教育の相互浸透的な教育方法は、カリキュラム・ポリシーにおける「音楽の知と技を深く学び」かつ「洗練された教養人」の育成に繋がるとの観点と、専門性をより深く学ぶためには 1 年次からの専門教育が必要との 2 つの観点に基づいている。

本学は、平成 20(2008)年 3 月に前学長の教養教育に関する提案が教授会で承認されたことを受け、教養教育検討委員会を組織して教養教育科目の見直しに着手し、平成 21(2009)年度に「教養基礎セミナー」を、平成 22(2010)年度に「文化とオペラ A・B」を開設した。その後、平成 23(2011)年度に音楽学部と大学院の教育課程を通年制から Semester 制に切り替えた際にカリキュラムの点検が行われ、音楽学部の教養教育を充実させる必要性から、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択を受けて、新たに「クリティカル・シンキング A・B」と「音楽活動ポートフォリオ入門」「音楽活動ポートフォリオ演習」「日本語ライティング A・B」を開設した。

外国語科目は、英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語を開設している。各外国語の科目名の末尾にある AI・BI・AII・BII・AIII・BIII・AIV・BIV の記号については、AI～AIV は文法とリーディングを主体とした授業内容、BI～BIV はリスニングとスピーキングによるコミュニケーション能力の育成に重点を置いた授業内容としており、任意の 1 カ

国語を必修として8単位以上の修得を卒業要件としている。外国語は必修科目以外にも選択科目として学ぶことができ、必修科目と同一の外国語または異なる外国語を履修できる。平成22(2010)年度まで、教養教育科目の外国語科目に加えて「専門教育科目(必修)」としても外国語科目を置いていたが、平成23(2011)年度にこれを廃止し、必修外国語の修得後に、さらに同一外国語の履修を希望する学生のために「応用外国語(英・独・仏・伊) AI・BI・AII・BII」を開設するとともに、必修外国語と異なる外国語の履修を希望する学生のために、英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語の各 CI・CII・CIII・CIV 科目を開設した。表2-2-3は、平成21(2009)年度以降に開設された教養教育科目の概要である。

表2-2-3 平成21(2009)年度以降に開設された教養教育科目の概要

科目名	開設年度	内容
教養基礎セミナー	平成21年度	初年次教育科目として、本学の歴史・OPAC検索・キャリアデザイン・音楽博物館探訪・日本語ライティングへの導入等を含み、大学での学習に必要な考え方やスキルを修得する。
文化とオペラ A・B	平成22年度	オペラの成立には音楽・文学・演劇に加えて、歴史・文化・言語・思想など、多くの背景となる要因があることを学び、また、これらの観点に加えて心理学的な側面からもオペラを捉え、音楽人にとっての教養の意義と役割について考える。
応用外国語(英・独・仏・伊) AI・BI・AII・BII	平成23年度	必修外国語の学修の上に、文章の読解力をさらに向上させ、音楽や他の芸術に関連する外国語の専門用語、専門的知識及び外国語によるコミュニケーション力を身に付ける。
英語 CI・CII・CIII・CIV ドイツ語 CI・CII・CIII・CIV フランス語 CI・CII・CIII・CIV イタリア語 CI・CII・CIII・CIV	平成23年度	ドイツ語、フランス語、イタリア語については、入門及び初級の文法、読解、コミュニケーションに関する学習。英語については文法及び日本文化に関する英文エッセイの読解、日本文化の紹介を通じた英語のコミュニケーション能力の育成。
「音楽活動ポートフォリオ入門」 及び 「音楽活動ポートフォリオ演習」	平成24年度	学生各自が「自分」を伝える種々の作品を制作して、プレゼンテーションを行い、他の学生からの批評と質疑応答を通じて、自己分析力や自己表現力を高める。また、他の学生が行うプレゼンテーションの観察を通じて「自分」を伝える様々な方法を学び、自己の再発見や他者への関心を深める。
日本語ライティング A・B	平成24年度	紹介文・報告文・授業レポート等における客観的な文章の書き方を修得する。
クリティカル・シンキング A・B	平成24年度	世の中に溢れる様々な情報や考え方について、批判的な思考を働かせて分析し、判断することの必要性を理解する。また、その活用練習を通じて、生活の中で使えるクリティカル・シンキングを身に付ける。

なお、保健体育科目については「体育 A・B」を開設している。両科目とも心身の基礎能力の育成と体力の向上、健康の保持増進について、学生自らが積極的に取り組む姿勢の育成を目的とし、身体活動を通じた「健康づくり」に着目した授業を実施している。

(2) 専門教育科目

前述のように専門教育科目は、「専門教育科目(必修)」と「専門教育科目(選択)」に区分される。「専門教育科目(必修)」は、各専攻の専攻主科目(各専攻の中心科目で

ある「個人指導による音楽実技（レッスン）」、ただし、音楽学専攻については「音楽学演習」を指す）を中心に構成され、専攻ごとの専門性を強化するための科目と、音楽家にとって不可欠な基礎知識と能力を高めるための科目から構成される。後者の科目の内、「ソルフェージュ」「音楽理論」「和声法」「副科鍵盤楽器」（または「副科鍵盤楽器演習」）を特に「音楽基礎科目」と呼び、各専攻・コースにかかわらず原則として、これらの科目の修得を義務づけている。「専門教育科目（選択）」は、管楽器専攻の「吹奏楽 V～VIII」や弦楽器専攻の「オーケストラ V～VIII」等の一部の科目については、授業運営の必要性から受講指導を行う場合があるが、基本的に学生各自が自由に選択して受講し、音楽全般の技術と知識を深めている。

平成 24(2012)年度から、カリキュラム・ポリシーに掲げる「世界に広がる音楽の技と知を深く学ぶ」ことに関連して、専門以外の知識と技術の体系的な修得の可能性の提示と推奨のために副専攻制度を開設した。この制度は、「専門教育科目（選択）」と「一般教育科目」の中から関連性の深い科目を抽出して「音楽マネジメント・プログラム」「音楽療法プログラム」「音楽指導者プログラム」「音楽研究プログラム」の 4 つの科目群を設け、各プログラムが指定する科目群から 12 単位以上を修得し、かつ、各科目の成績がいずれも「良」以上であることをもって、卒業時に当該プログラムに関する副専攻の修了を認定するものである。ただし、副専攻の修了認定はいずれか 1 つのプログラムについてのみ行われ、このうち音楽学専攻の学生に関しては「音楽研究プログラム」が除外される。また、副専攻の履修を開始するためには、3 年次進級時に申請が必要である。なお、各プログラムに含まれる科目は、副専攻の修了認定の有無にかかわらず、卒業要件単位に含めることができる。

(3) 演奏家特別コースとピアノ指導者コース

「ピアノ演奏科特別コース」は、世界的に通用する演奏家の育成を目的として平成 19(2007)年 4 月に開設された。2 人の教員による 2 つの「個人指導による音楽実技（レッスン）」科目に加えて、「初見視奏」「室内楽」「声楽伴奏法」等の必修科目を配し、ソリストのみならず室内楽や伴奏の分野でも第一線で活躍できる創造的なピアニストの養成に特化した教育を行っている。また、同様の趣旨に基づき「ヴァイオリン演奏科特別コース」が平成 23(2011)年 4 月に開設された。

平成 26(2014)年 4 月には、ピアノの演奏能力と教育能力の向上を図り、在学中に指導者としての様々な資質を身に付けることを目的として「ピアノ指導者コース」を開設した。このコースは専攻主科目に加えて、「ピアノ指導法」「指導者基礎演習」「即興演奏」「初見視奏」「ソルフェージュ教育法」「音楽教室運営法」を必修科目とし、卒業後に優れた指導者としての活躍を目指したカリキュラムを編成している。

2) 音楽専攻科

音楽専攻科には、作曲・声楽・器楽の 3 専攻があり、そのうち声楽専攻については「声楽」及び「演出」、器楽専攻については「ピアノ」「パイプオルガン」「管楽器」「弦楽器」「打楽器」「邦楽」の履修上の区分を設けている。各専攻の修了要件については、音楽専攻科規則第 7 条により「1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得すること」と

定めている。

音楽専攻科は、専攻主科目を中心に、芸術創造のための高度な技術と知識の修得を目的としてカリキュラムを編成するとともに、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ科目として、全専攻必修の「音楽実践演習」を開設している。この科目は、大阪府及び隣接府県にある公設ホールの協力を得て、学生が年間2～3回の学外演奏会「オータムコンサート」を自主的に企画・開催することを通じ、学生の自発性・創造性・問題解決能力の向上を図ることを目的とする【資料2-2-8】。また、豊かな人間性と音楽に関する教養を高めるため、身体的動作と音楽的表現の関係や時代とともに変遷する宮廷の所作等について学習する「舞踏・音楽演習」（全専攻必修）を開設している。なお、音楽専攻科は1年間の教育課程であることから通年制を採用している。

3) 大学院

本学は、大学院に音楽研究科修士課程を設置している。表2-2-4に示すとおり、音楽研究科には作曲・声楽・器楽の3専攻とそれぞれの専攻に2つの研究室が置かれている。課程修了の認定は、大学院規則第19条により「2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする」と規定され、大学院履修規程第2条により、課程修了の認定に必要な最低修得単位数が定められている。大学院規則第19条における「修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査」については、大学院学位規則及び「大阪音楽大学大学院音楽研究科修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文並びに最終試験に関する内規」により、同じく表2-2-4に示すとおり専攻・研究室ごとに必要な修士作品・修士論文・修士演奏の区分が規定されている。

表2-2-4 大学院の専攻・研究室、及び課程修了認定のための最低修得単位数等

専攻及び研究室		最低修得単位数	修士作品・修士論文・修士演奏の区分
作曲	作曲	38	修士作品及び修士作品に関する論文
	音楽学	38	修士論文
声楽	オペラ	40	修士演奏及び修士演奏に関する論文
	歌曲	34	
器楽	ピアノ	32	修士演奏及び修士演奏に関する論文
	管弦打	34	

大学院のカリキュラムは、表2-2-4に示したように「修士作品及び修士作品に関する論文」「修士論文」「修士演奏及び修士演奏に関する論文」による学位取得を最終目的として編成されている。全専攻1年次の必修科目「修士リサイタル」は、将来の作曲家・研究者・演奏家に必要な素養を実践を通して研究することを目的に平成23(2011)年度に開設され、各院生が1年次の学修成果を30～40分のプログラムを組んで発表することを特徴とする。「修士リサイタル」は、本学のミレニアムホールにおいて公開で実施され、大学院の研究科長及び各研究室主任により成績評価が行われ、加えて2人の学外審査員（音楽評論家等）が加わり、全日程終了後、出演者全員が参加する講評会を行い、それぞれの作品・研究発表・演奏に対する批評を受ける場を設けている。従来、大学院の教育課程は、2年間の学修期間を包括的に捉えてきたが、「修士リサイタル」における学修成果の発表は修士作品、

修士演奏及び修士論文に向けての里程標として、院生の研究意識の向上につながっている。また、グローバルな視野を持つ音楽家を育成する観点から、芸術・文化等の各界で活躍する著名人を講師に招き、2年間必修の「芸術文化の諸相」を開設している。

2. 教授方法の工夫・開発

本学の教授法における大きな特色は、専攻主科目を中心に学生と教員のコミュニケーションを重視したマンツーマンによる個人レッスン及び少人数による演習授業を多数行っていること、「定期演奏会」「吹奏楽演奏会」「作品発表会」「ザ・ストリング・コンサート」「合唱発表会」「大学院定期演奏会」等を通じて学習成果を学内外において発表し、大学における学習と社会との関わりについて学生に自覚を促していることにある。本学は、基準 2—8 で述べるように全学的な FD 活動を展開しており、その中で教授法の工夫・開発について取り組んでいる。各教室にピアノが置かれ、さらに基準 2-9 で触れるように、CD・DVD プレーヤー等の AV 機器やプロジェクターを設置し、マルチメディアを活用した教授法への対応を進めている。

音楽学部における教授法の工夫・開発に関する具体的事例としては次のものがある。

1) 習熟度別クラス編成

外国語科目の「英語」と音楽基礎科目の「ソルフェージュ」については、適切な指導によって学習効果を高めるため、習熟度別のクラスを編成している【資料 2-2-9】。また「和声法」と「楽曲研究」については、専門実技との関連性に配慮した授業内容とするため、専攻別のクラス編成を原則としている。

2) 教養基礎セミナー

「教養基礎セミナー」は、大学における学習への導入的役割を果たす初年次の必修科目であり、クラスごとに担当教員が配置されている。この科目には学長特別講義、OCM-OPAC (Osaka College of Music Online Public Access Catalog) の検索方法の説明、キャリアデザイン講座、日本語ライティング、音楽博物館探訪等の授業内容が含まれており、その専門性に配慮してクラス担当教員以外の教員による授業、または担当職員による説明が行われている。この場合においても各クラスの担当教員は常に授業に出席し、当該教職員をサポートして授業効率を高めている【資料 2-2-10】。また、平成 26(2014)年度からは PBL (Problem Based Learning) を取り入れ、学生が数名のグループごとに問題を設定し、発表することになっている。

3) 音楽基礎セミナー

「音楽基礎セミナー」は、平成 24(2012)年度の音楽科の開設にあたって、音楽大学での専門学修の基礎となる幅広い音楽的教養を身に付けることを目的に開設され、「西洋音楽史概説 A・B」とともに全専攻の初年次の必修科目としている。音楽基礎セミナーは、複数クラスの合同授業と個別クラスの授業を組み合わせ実施しており、合同授業では、楽譜の種類と歴史、日本における西洋音楽受容の経緯等に関する知識を学ぶことに加えて、特に管楽器・弦楽器・打楽器・日本の楽器・ジャズに関する各回の授業では、実際の演奏の

聴取を重視した学習を行っている。個別クラスの授業では、合同授業の内容に基づいて受講者によるグループディスカッションとプレゼンテーションを実施し、合同授業を通じて得た体験や知識を受講者自らが発展させ、活性化させることに焦点を当てている。

4) 授業テキストの発行

本学は、併設短期大学と合同で教員の専門分野別に構成される「部会」と呼ばれる会議体を組織している。部会は専攻分野（作曲・音楽学・声楽・ピアノ・管弦打・クラシックギター・邦楽・ジャズ・電子オルガン）と科目分野（教養教育・外国語・ソルフェージュ・合唱・教職）に区分され、全ての専任及び兼任教員は何れかの部会に所属し、その代表者として教育主任が置かれている。なお、保健体育科目及び音楽療法に関する科目の担当教員は「教養教育部会」に所属する。部会は、主に教育の実施と方法に関わる事項について、教員間の調整を図っており、教授方法に関する研究成果として、これまでに併設短期大学と共同で次の授業テキストを発行している。

- ・ 『声楽名曲選集 イタリア篇 1～3』 大阪音楽大学「声楽名曲選集」編集委員会編、「声楽基礎演習」「イタリア詩歌演習」等のテキスト【資料 2-2-11】
- ・ 『明解 新楽典』音楽之友社刊、「音楽通論 I・II」のテキスト【資料 2-2-12】
- ・ 『明解 和声法 上・下巻』音楽之友社刊、「音楽理論」「和声法」のテキスト【資料 2-2-13】
- ・ 『ソルフェージュ視唱曲集 1～3』音楽之友社刊、「ソルフェージュ」及び関連授業のテキスト【資料 2-2-14】

音楽専攻科の教授方法の工夫については、前述の「音楽実践演習」における学生と演奏会の受け入れ先との交渉・調整に関して、当該授業の担当教員である音楽専攻科主事に加えて、音楽専攻科運営委員会に所属する教員が支援する体制をとっている。教員は演奏会の受け入れ先の担当者と代表学生との打ち合わせに同席して、重要な項目に遺漏がないかを確認するとともに、チラシ・プログラム等の印刷物、演奏会当日のホールにおける各学生の配置等について必要な助言と指導を行い、学生の主体的な音楽活動に関する実践力の育成を図っている。

大学院の教授方法については、大学院運営委員会が継続的な検討と FD 活動を行い、授業評価アンケートの集計結果を検討して授業改善に努めている。また前述の「修士リサイタル」により、各院生の研究の進展状況を担当指導教員のみならず、大学院全体として把握できるようにしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部は、音楽学科 1 学科への改組が、平成 27(2015)年度に完成年度を迎えるため、すでに副学長を中心に現行カリキュラムの検証作業を開始しており、平成 28(2016)年度 1 年次入学者から適用するカリキュラムの改正案の作成と専攻のあり方についても検討作業に着手する。また、音楽学部の教育目標は、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーと共に平成 20(2008)年度に制定されて以降、表現が抽象的で教員間における

共通理解が形成しにくく、学生や受験生に対して明確でないという問題が指摘されており、カリキュラムの改訂に併せて検討する。

音楽専攻科のカリキュラムについては、受講希望者がいないか、または極めて少数に留まる選択科目の統廃合、及び長年にわたり入学志願者がいない声楽専攻・演出の取り扱い、さらに平成 24(2013)度の音楽学科の開設にともない新設されたクラシックギター、ジャズ、電子オルガンの 3 専攻の卒業生の受け入れについて、大学専攻科運営委員会において検討を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 新入生への対応

音楽学部の新入生については、入学前にカリキュラムと開講科目に関する冊子や案内文書を送付し、専攻主科目の「個人指導による音楽実技（レッスン）」（以下「レッスン」という）の担当教員、ソルフェージュ科目の履修開始グレード、外国語科目（英・独・仏・伊）の選択、教職課程の履修等について希望調査を行っている。新入生に対するオリエンテーションは、入学式当日から授業開始日までの間に集中的に実施される。選択科目の受講登録、卒業・進級要件、奨学金の給付申請、練習室の利用方法等の学習及び学生生活全般に関する説明は、新入生全員に向けた「総合・履修登録ガイダンス」において教育部長、学生部長、学務事務部門等の教職員が担当し、専攻別の学習上の留意点や行事予定、実技試験等の説明は、「専攻別ガイダンス」において各専攻の教育主任が行っている。

平成 25(2013)年度まで、毎年 4 月の授業開始日の直前に新入生相互の親睦と教職員との交流を目的として、併設する短期大学と合同で、学生寮への入寮者と下宿者を中心に 1 泊 2 日の「フレッシュマン・キャンプ」を実施していたが、新入生全員ではなく希望者のみが参加する行事であることや、授業日数の確保の点からも日程的に厳しい状況にあった。このため平成 26(2014)年度は「フレッシュマン・キャンプ」に代えて、新入生全員と学長・学生部長と 1 年次必修科目「教養基礎セミナー」の各クラス担当教員、学務事務部門の職員、在学生の一部が参加する交流行事「新入生歓迎祭」を併設短期大学と合同で学内において実施した。

2. 履修相談と履修指導

毎年 4 月に新入生を含む音楽学部の全学生に対し、授業科目の区分と受講登録の方法、受講登録単位数の上限と GPA、ポータルシステムでの成績表の確認、受講から成績発表までの流れと留意点等を解説した冊子「履修ガイド」を配布している。以前は、毎年 4 月に 2～4 年次の全学生を集めてオリエンテーションを実施していたが、現在は希望者に向けた

個別の「受講相談」に変更し、より丁寧な指導に努めている。特に、履修上の問題を抱える学生については「受講相談（指定者）」への出席を義務づけており、留学生や障がいのある学生については、学務事務部門内に担当者を定めて個別に対応している。

個々の学生の単位修得及び履修登録の状況は教務担当職員によって把握されており、専攻主科目担当教員についても、指導する学生の履修状況をポータルシステムにより確認できるように整備している。音楽専攻科と大学院については入学者が少人数であることから、全員を集めオリエンテーションを実施した上で、併設短期大学の専攻科の入学者と合同で「総合ガイダンス」を行い、その後、教育課程ごとに分かれて「履修登録ガイダンス」を実施している。【資料 2-3-1】は、平成 26(2014)年度のガイダンス等の日程表である。なお、学生からの履修に関する相談は、学生の所属や年次にかかわらず随時「学生支援センター」で受け付けている。

3. 学生支援センター

学習上の問題や授業に関する学生の質問に対応するため、理事長・学長・副学長を除く専任教員のオフィスアワー（予約制）を設定しているが、実際には「学生支援センター」を利用する学生が多く、質問カードに記入して提出することにより、授業担当教員や教育主任、教育部長等から文書や面談によって回答が得られる。特に、レッスン担当教員の変更希望については、教育部長または学生部長と学務事務部門の職員が当該学生と面談を行い、各専攻の教育主任と調整の上、当該学生の希望と教育的な配慮に基づいた措置を取っている。なお、教授会決議により授業以外のレッスンを有料で行うことは原則禁止となっており、所定の授業回数以上のレッスンは補講として実施している。

4. オープンレッスン制度とプラスレッスン制度

音楽学専攻を除く音楽学部の専門教育のカリキュラムは、マンツーマン教育によるレッスンを中心に構成している。レッスンでは、学生が各自の習熟度に応じて、密度の高い指導を受けられる利点があるが、他のレッスン担当教員から直接に指導を受けたり、他の学生が指導を受ける状況を見て学んだりすることが難しい側面がある。この点を補うため、本学は「オープンレッスン」と「プラスレッスン」の 2 つの制度を設けている【資料 2-3-2】。

「オープンレッスン」とは、各学生がすべての専攻のレッスンを聴講できる制度であり、聴講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」の職員が聴講対象となるレッスンの担当教員と日程等を調整して実施している。

「プラスレッスン」とは、各学生のレッスン指導教員以外の教員によるレッスンを 1 セメスターに 1 回（原則として授業期間中）受けることができる制度であり、受講を希望する学生が提出した申込書に基づいて、「学生支援センター」が当該教員と日程等を調整して実施される。ただし、この「プラスレッスン」については、当該学生が所属する専攻のレッスンであることと、当該学生が指導を受ける個人実技担当教員の了解を必要とする。ただし、現在、管楽器・弦楽器・打楽器専攻については、楽器の種類が多様であるため対応が難しいという理由でこの制度が適用されていない。【資料 2-3-3】に「オープンレッスン」と「プラスレッスン」の過去 3 年間の利用状況を示す。ただし、「オープンレッスン」については、「学生支援センター」を通さずに、学生が直接に当該教員の了解を得てレッスンを

見学する場合は圧倒的に多く、参考的な数値に留まっている。この2つの制度は音楽専攻科と大学院の学生についても適用される。

5. TA (Teaching Assistant) の活用

本学は、大学院生に対する教育的実践の機会提供と、音楽学部の教育の充実を目的としてTA制度を整備している。授業へのTAの配置は、音楽学部の授業担当教員からの要請に基づいて教授会がTA採用計画を決定し、それに基づき大学院運営委員会が学内公募による応募者の中からTA候補者を選考する形で行われる。【資料2-3-4】に、過去3年間のTAの配置状況を示す。なお現在、TA制度は専任教員が担当する音楽学部の1・2年次対象の授業科目に限定して運用している。

6. 留年・休学への対応

過去5年間の本学の各教育課程における留年・休学・退学者の状況は、それぞれ表2-3-1～表2-3-3に示すとおりである。

表2-3-1 留年者数 (人) 休学者を除く

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
音楽学部	11	14	31	18	23
音楽専攻科	0	0	0	0	0
大学院	0	0	0	0	1

表2-3-2 理由別休学者数 (人)

区分	理由	学業不振	学校生活不適応	病気・けが	海外留学	経済的理由	その他・不明	合計
	年度							
音楽学部	平成21年度	0	0	9	1	1	11	22
	平成22年度	0	0	5	0	2	12	19
	平成23年度	0	0	6	2	3	16	27
	平成24年度	6	0	5	0	4	4	19
	平成25年度	3	0	8	1	7	8	27
音楽専攻科	平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成23年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成24年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
大学院	平成21年度	0	0	0	0	0	1	1
	平成22年度	0	0	0	1	0	1	2
	平成23年度	0	0	0	1	0	1	2
	平成24年度	0	0	1	1	0	1	3
	平成25年度	0	0	0	2	2	0	4

表 2-3-3 音楽学部における理由別中途退学者数 (人)

理由 \ 年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	合 計
学業不振	0	1	0	6	3	10
学校生活不適応	0	0	0	0	0	0
就職	0	0	0	6	2	8
転学	4	4	10	4	8	30
海外留学	0	0	0	0	2	2
病気・けが・死亡	4	2	0	2	1	9
経済的理由	7	5	8	8	6	34
その他・不明	9	3	8	1	1	22
合 計	24	15	26	27	23	115

留年については、健康上や経済上の問題から学習が進まずに修得単位数が不足することにより多くの原因があるが、学生が演奏等を主体とする専攻に関連する科目の学習を重視するあまり、他の専門教育科目や一般教育科目、外国語科目の授業への出席と学習時間が不足することによる留年も発生している。留年者については学務事務部門の担当職員が面談を行って留年の原因を調査し、当該学生の自覚を促した上で、卒業時期と履修に関する指導を行っている。また、担当職員はレッスン担当教員にも当該学生の状況を確認し、教員と職員が連携して問題解決に当たっている。

休学については、一度休学すると、後に退学に至る傾向があり、全般的に見て休学及び退学は増加傾向にある。休学は社会状況を反映して経済的な理由によるものが目立つが、入学後の新たな環境に適応できずに登校できない、自分の意志と言うより、保護者やまわりの人に勧められて入学したが修学の意義を見いだせない、実技等の習熟度が低いため授業についていけない等の理由も認められる。一般に、授業への欠席が多い学生は、留年や休学につながるケースが多いことから、各セメスターの中頃に各授業担当教員の協力を得て学生の出席状況調査を行い、欠席が目立つ学生に対しては、学生部長や学生生活担当職員が個別に面談し、状況に応じてレッスン担当教員や各専攻の教育主任と連携して適切な指導に努めている。面談により心因的な側面が認められる場合には、本学の「心の相談室」で臨床心理士によるカウンセリングを受けることを勧めており、当該学生が希望すれば他のカウンセラーも紹介している。

休学者については、休学の長期化が本学との関係を一層希薄にし、復学が困難になるため、担当職員が必要に応じて連絡を取り、復学や「心の相談室」の利用を勧める等のケアを実施している。学生が入学当初に良好な友人関係を築くことが、積極的な学習意欲の形成に繋がると考えられることから、1年次必修科目の「教養基礎セミナー」と「音楽基礎セミナー」では、各専攻の学生を均等に配分し、学生間の新たな出会いの機会に配慮したクラス編成と、共同作業やグループディスカッションを重視した授業を展開している。

教授会で退学が認められた場合には、学務事務部門の担当職員が当該学生に対し、学則第23条及び履修規程第24条に規定される再入学制度（退学後、2年以内であれば教授会の承認、退学後2年を経過してから3年以内であれば、専門実技試験と教授会の承認をもって再入学することができる）について説明し、当該退学者の状況に変化が生じた場合の学習継続の方法を示している。なお、過去5年間における音楽専攻科の退学者の合計は1人、大学院の合計は4人である。

7. 学生への学修及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組み

学生の学修・授業に関する意見と要望については、学生支援センターへの質問カードの提出、学務事務部門の担当職員による受講相談及び学生相談における聞き取り、 Semesterごと実施する授業評価アンケートの自由記述欄への記述等により把握に努めている。質問カードと受講相談・学生相談による学修支援の要望については、主に「音楽理論」「ソルフェージュ」「外国語」に関するものが多く、各科目を担当する専任教員が当該学生と時間を調整して、個別に補習を行っている。授業評価アンケートの自由記述欄に書かれた内容は、「自己点検評価室」でまとめられた後に、学長、副学長、教育部長、学生部長、教育主任（関連する科目のみ）、学務事務部門長等に回覧され、「学生生活委員会」と「大学運営会議」が担当部会と調整した上で必要な施策を検討している。こうした経緯により、学修支援を強化する必要性が明らかになった科目の補習については、平成 26(2014)年 10 月から、個々の教員の対応に留めず、大学全体として組織的に取り組むことで学内の調整を進めている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、全授業科目について授業評価アンケートを実施しているが、学生の学修と授業全般、学内施設・設備等に対する意見をくみ上げる仕組みは、まだ十分とは言えない。学生と教職員の情報共有や意思疎通を図るための ICT(Information and Communication Technology)環境は、既存のポータルシステムを含め年々整備が進んでいることから、今後はスマートフォンやパソコンを通じた満足度調査等を実施し、学生の充実度や満足度を把握した上でカリキュラムや施設・設備等の改善を図る。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 単位の認定・成績評価

教育・学習結果の評価は、学期末に期間を定めて実施する試験に基づくことを原則とするが、授業科目の目的や形態により、試験・レポート・受講姿勢（課題の提出等に基づく授業への取り組み姿勢）などの項目に分けた評価配分を設定している。成績評価の方法と評価配分はシラバスに明示するとともに、授業内でも説明している。特に、専門実技・副科実技等の実技を主体とする科目の試験では、評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員が 100 点法による採点を行い、その集計結果により成績評価が行われる。試験に関する詳細は、履修規程別表に規定され、実技試験の採点方法については教員便覧【資料 2-4-1】に明記されている。

成績は音楽学部、音楽専攻科、大学院とも、秀・優・良・可・不可の 5 段階の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。合格の場合、その授業科目につい

て所定の単位が与えられる。各評語は表 2-4-1 で示した 100 点法の基準に対応する（大阪音楽大学学則第 39 条、大阪音楽大学履修規程第 13 条、大阪音楽大学大学院規則第 21 条）。

表 2-4-1 成績評価基準

評価	秀	優	良	可	不可
点数区分（点）	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
合否	合格				不合格

2. 進級及び卒業・修了

年次別の進級及び卒業・修了要件に関しては表 2-4-2 に示す通り、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに必要な事項を定めている。その内容は、各教育課程の学生便覧に記載し、年度始めの履修ガイダンス等において説明している。

音楽学部の学生の進級については、進級判定予備会議における履修規程第 16 条に照らした審査結果に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。音楽学部の卒業判定及び音楽専攻科の修了判定は、修了・卒業判定予備会議において各学生の単位修得状況を卒業・修了要件に照合して精査した上で、さらに教授会の議を経て学長が認定する（学則第 31 条及び第 41 条、音楽専攻科規則第 7 条及び第 10 条）。学士（音楽）の学位の授与については、学則第 42 条及び学位規則【資料 2-4-2】において「学長は本学を卒業した者に対し、学位を授与する。」と定めている。

大学院音楽研究科の修了及び学位授与に関する事項は、大学院規則及び大学院学位規則【資料 2-4-3】に照らして大学院運営委員会において審議決定する。なお、同事項は教授会において報告している。

表 2-4-2 進級・卒業・修了要件

音楽学部

項目	内容
進級基準 (履修規程第 16 条)	1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次への進級については、履修規程第 16 条の表に定める専攻主科目の単位を修得していること、3 年次から 4 年次への進級については、専攻主科目の単位修得に加え、1 年次から 3 年次までの修得単位数の合計が 80 単位以上であることを条件とする。ただし、「教職に関する科目」の内、卒業要件に算入することのできない科目の単位数は含めない。
修業年限と卒業要件 (学則第 9 条及び第 31 条)	「本学の修業年限は 4 年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。」 (学則第 9 条) 「1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。 一般教育科目 21 単位以上 外国語科目 8 単位以上 保健体育科目 2 単位以上 専門教育科目 80 単位以上 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。」(学則第 31 条)。

音楽専攻科

修業年限と修了要件 (音楽専攻科規則第 5 条及び第 7 条)	「専攻科の修業年限は 1 年とする。」(音楽専攻科規則第 5 条) 「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することを修了要件とする。」(同第 7 条) なお、音楽専攻科は通年制による 1 年間の教育課程のため、進級基準を設けていない。
------------------------------------	--

大学院

<p>進級基準 (大学院規則第 19 条 第 3 項及び第 4 項)</p>	<p>大学院規則第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定が 1 年次から 2 年次への進級にあつての進級基準となる。 「修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は 1 年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第 2 セメスターまでに修得すべき単位を完修した者でなければ提出することができない。」(大学院規則第 19 条第 3 項) 「前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は修了年度の指定の期日までに修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出する事ができなかった者については、委員会の議を経て追提出をすることができる。」(同条第 4 項)</p>
<p>修業年限と修了要件 (大学院規則 第 12 条 及び第 19 条)</p>	<p>「大学院の修業年限は 2 年とする。」(大学院規則第 12 条) 「課程修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする。」(同第 19 条第 1 項) 音楽研究科の課程修了及び修士(音楽)の学位取得のための最少修得単位数は「大学院履修規程」第 2 条に定めている。</p>

3. 音楽学部入学時における単位認定

学則第 38 条、履修規程第 14 条及び「大阪音楽大学入学時単位認定に関する規則」【資料 2-4-4】に基づき、1 年次入学者が本学入学前に他大学等において取得した科目の単位認定については、前在籍大学・短期大学等の単位・成績証明書、シラバス等を基に本学のカリキュラムと照合し、科目ごとに認定を行っている。ただし、単位認定は、学則第 31 条に定める授業科目区分ごとの卒業要件単位数を超えない範囲で、かつ総単位数が 30 単位を越えない範囲と定めている。3 年次編入学者については、前在籍大学・短期大学等での既修得単位に対し 62 単位を超えない範囲で包括認定を行っている。何れの場合も単位認定については、大学運営会議の議を経て、教授会の議により決定する。

4. 他の大学または短期大学における学修の単位認定(単位互換)

他の大学または短期大学における学修の単位認定は、学則第 36 条及び履修規程第 15 条に基づき、本学が単位互換等に関する協定を締結した大学等において、本学が認める科目を履修する場合に限り行っている。実際には、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目の履修と、併設短期大学が「単位互換に関する協定書」に基づいて提供する科目の履修に限定して単位を認定している。なお、「大学コンソーシアム大阪」の加盟大学が提供する科目を本学学生が受講した場合の成績評価は、当該加盟大学から本学に送付される 100 点法による素点を履修規程第 13 条に基づき本学の成績評語に置き換えることにより行い、併設短期大学が提供する科目については、併設短期大学における成績評語をもって行う。

5. GPA 及び履修登録単位数の上限

GPA は音楽学部における総合的な成績評価の指標であり、成績評価のうち「秀」に 4.0、「優」に 3.0、「良」に 2.0、「可」に 1.0、「不可」に 0 を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修登録された科目の総単位数で除して算出する。GPA は表 2-4-3 に示すとおり、1 セメスターあたり 20.5 単位を標準とする履修

登録単位数の上限と連動するとともに、本学の給付奨学金等の受給者選抜に活用している【資料 2-4-5】。

表 2-4-3 履修登録単位数の上限

前年度の通算 GPA または 当該年度前期の GPA	履修登録単位数の上限 (1 セメスターあたり)
3.5 以上	24.5 単位
3.0 以上	22.5 単位
1.5 以上 3.0 未満	20.5 単位
1.5 未満	18.5 単位

この他、音楽学部の卒業認定の方針、音楽専攻科及び大学院の修了認定の方針については、それぞれディプロマ・ポリシーとして各教育課程の学生便覧及び本法人ホームページに掲載している。

表 2-4-4 ディプロマ・ポリシー

教育課程	ディプロマ・ポリシー
音楽学部	建学の精神を目指す《音楽文化の新たな発生地》となるために、音楽の卓越した技と知を継承し、音楽の持つ深い精神性を極め、音楽を通じて社会に広く貢献できる《質の高い音楽学士》を送り出します。
音楽専攻科	建学の精神を体現すべく、高度な音楽の技と豊かな知識を身につけ、優れた芸術表現性と自己啓発力をもって音楽活動を実践し、社会と文化に貢献できる人を送り出します。
大学院	建学の精神を体現し、修了後も専門分野や関連する職業等で活躍できる、質の高い有為の音楽人を送り出します。 専攻(研究室)ごとに定められた所定の単位数を修得し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文又は修士演奏及び修士演奏に関する論文の審査及び最終口述試験に合格することにより「修士(音楽)」の学位を授与します。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

音楽学部及び音楽専攻科の成績評価・単位認定及び卒業認定の基準は、学則、諸規程、シラバスに明確に示しており、各授業担当教員は学生の学習到達度を適切に評価し、単位認定を行っている。また、卒業・修了要件を満たした者の卒業・修了については、教授会の審議を経て学長が決定する。このため現時点において、改善・向上の方策を講じる必要性は認められないが、今後も点検を継続し、必要に応じて改善を図る。

大学院についても、単位認定及び修士演奏・修士作品・修士論文の審査は、適正に行われており、大学院規則及び大学院学位規則に基づいて、修了の認定と学位の授与が行われている。このため現時点において、改善・向上の方策を講じる必要性は認められないが、今後も点検を継続し、必要に応じて改善を図る。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学生の社会的・経済的自立への意識を向上させ、職業的な自己実現力を高めるため、以下に述べるとおり全学的なキャリア形成に関するサポート体制を整備し、就職を希望する学生に対しきめ細かな支援を行っている。

1. 音楽学部の教育課程内の取組み

1) 「教養基礎セミナー」

「教養基礎セミナー」は、大学で必要とされる学びの分野・技術・姿勢、キャリア形成などについて、学生がさまざまな視点から考えることを目的に開設されている。全 15 回の授業のうち 3 回を学外講師によるキャリアデザイン講座に充て、キャリア形成の必要性について説明するとともに、小グループでのディスカッションやプレゼンテーションを通じて、今まで気が付かなかった自分自身の側面の発見や、積極的な情報収集と自己の能力を多面的に高めることへの関心を喚起している。また「教養基礎セミナー」では、キャリアデザイン講座とは別に 1 回の「キャリア支援センター案内」の授業を実施し、本学のキャリア形成への取組みと支援体制について具体的に説明している。

2) 「インターンシップ特別実習 I・II」

「インターンシップ特別実習 I・II」は、次の 3 の 5) の教育課程外の取組みにおける「インターンシップ」と連携する科目であり、I・II とも 45 時間以上の就業体験を記録した実習日誌と実習先からの成績評価票、実習を通して得られた成果に関するレポート等に基づき、卒業年次の後期に学生からの申請を受けて成績評価及び単位認定を行う。大学の開設科目にふさわしい実習内容とするため、インターンシップ先の企業等については「キャリア支援センター」が承諾を得た受け入れ先、または「大学コンソーシアム大阪」と協定を締結した受け入れ先としており、実習の開始にあたっては同センターが実施する面接を経てオリエンテーションに出席する必要がある。

3) 「日本語ライティング A・B」

「日本語ライティング A・B」は、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて、音楽学部に開設された授業科目であり、次の 3 の 7) の教育課程外の取組みにおける「日本語ライティング支援」と連携している。

「日本語ライティング A」は、5W1H を基本とした「事実を正確な情報としての確に伝える」ためのライティングの基礎的な演習であり、紹介文、報告文、レポート等における客観的な文章作法とそのために必要なリサーチの仕方、「問い」と「答え」や段落を意識した文章配列の習熟を学習到達目標とする。「日本語ライティング B」は、履歴書、電子メール、プロフィール、企画書など、レイアウトにも配慮した社会で必要な文書作法の習得とその応用としてのプレゼンテーション能力の向上を学習到達目標とする。『writing note 増補改訂版』〔平成 24(2012)年 3 月発行、A4 変型判、54 ページ〕【資料 2-5-1】は、本学の「日本語ライティング A・B」及び併設短期大学の「日本語ライティング演習」におけるテキストとして作成された。

4) 「音楽活動ポートフォリオ入門・演習」

「音楽活動ポートフォリオ入門」及び「音楽活動ポートフォリオ演習」は、上記3)と同じく、文部科学省の平成22年(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択(併設短期大学との共同採択)を受けて、音楽学部開設された授業科目であり、次の3の7)の教育課程外の取組みにおける「日本語ライティング支援」と連携している。

両科目は、人間の個性や考え方の背後にあるものを可視化させるポートフォリオ(作品集)作成の概念を授業内容に組み込んでいることに特徴がある。絵やイラストを描く、興味のある事柄について自由なプレゼンテーションを行う、写真や絵画の視覚的な素材に音楽をつける等の創造的行為により、受講者各自が「作品」を制作し、互いに発表し合うことを通じて、自己分析力や自己表現力を身につけることを学習到達目標とする。「音楽活動ポートフォリオ入門」は、そのための導入的な内容を扱い、個性と能力を引き出した絵画や写真等による複数の作品制作と、それらをポートフォリオとしてまとめる作業を行う。また、受講者が相互に作品に関する意見や感想を述べることで、他人の個性や考え方を理解し、それを各自の作品に取り入れることも目標に含まれる。「音楽活動ポートフォリオ演習」は、映像や絵本などの作品制作をグループワークとして実施し、より深い次元における自己表現力と他者とのコミュニケーション能力の育成を目的とする。

2. 音楽専攻科の教育課程内における取組み

音楽専攻科における取組みとして、必修科目の「音楽実践演習」がある。この科目は基準2-2で述べたように、音楽家としての社会的実践力の育成を目的として開設され、オータムコンサートとして開催される演奏会の受け入れ先との連絡・調整、演奏会の曲目決定、印刷物の作成、練習スケジュールの立案、会場運営、舞台進行、会場整理、聴衆から回収したアンケートの集計など、演奏会の準備と開催、終了後の自己評価に至るまで、演奏にかかわるすべての活動を協力・分担して行うことが求められる。演奏会の受け入れ先である大阪府羽曳野市、兵庫県西宮市と洲本市、京都府綾部市の各公設ホールとの協力関係を確立しており、この数年は毎年3カ所の会場で演奏会を開催している。

3. 教育課程外の取組み

教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援は、併設短期大学と共同で設置する「キャリア支援センター」、及びキャリア支援センター主事を委員長とする「キャリア支援センター運営会議」を中心に展開している。同運営会議の他の構成員は、担当理事1人、キャリア支援センター主事の推薦を受けた理事長任命の教員5人程度、及びキャリア事務部門長であり、必要に応じて適宜会議を開催し、在学生の進路支援、インターンシップ、学外からの演奏依頼に関する条件設定、リカレント教育、進路支援講座の開設などについて協議し、様々な施策を実施している。

「キャリア支援センター」は、就職に関する情報、企業のパンフレット・DVD等の資料を収集して学生への閲覧と貸出を行っており、求人票については本学のポータルシステム内でも検索できるように整備している。また、必要に応じて全教員に文書を配付し、担当学生に対し「キャリア支援センター」からの案内や催し物への注意喚起を依頼している。

音楽学部2年次と3年次の学生については全員を対象に、音楽専攻科と大学院の学生については希望者を対象に進路ガイダンスを実施している。特に、音楽学部3年次の全学生については、提出された進路調査カードに基づいて個別面談を行うとともに、一般企業・団体への就職を希望する学生に対し、当該企業・団体に勤める卒業生を紹介している。なお、全在学生及び卒業生からの個別の進路・就職相談（海外提携校への留学相談を含む）についても、常時、対応できる体制を整えている。

上記の他に「キャリア支援センター」は、本学及び併設短期大学の全教育課程の学生を対象に次の説明会や講習会等を実施している。

1) 進路支援セミナー

音楽関連産業への就職希望者を対象に、音楽に関連する業界の専門家による講習会を毎年開催している。平成25(2013)年度は、音楽教室の運営や生徒募集の事例を紹介する「音楽教室 how-to セミナー」を実施した。

2) 教員採用試験、就職試験・公務員採用試験対策

教員採用試験の合格を目指し、基礎から応用まで学べるように目的に合わせて3つの講座に分類して実施している。平成25(2013)年度は「一般教養」(9日間24コマ〔1コマ90分、以下同様〕)、「教職教養」(2日間6コマ)、「専門実技」(2日間2コマ)を実施した【資料2-5-2】。また、就職試験や公務員採用試験及びその対策に関する情報提供、職業適性テストや就職模擬試験、模擬面接やグループディスカッションの実施と留意点の解説などを、希望者を対象に実施している。

3) 音楽教室講師採用説明会

音楽教室を運営する企業の講師採用計画や音楽教室の教育方針、採用試験の内容等について、各企業の担当者による説明会を毎年開催している。

4) 就職支援対策講座

学生が一般社会で求められるスキルを在学中から身に付けて、就業力を高めることを目的に、価格を抑えた有料講座を開設している。平成25(2013)年度は、秘書検定2級対策講座(全5回、受講料18,000円)、ヤマハ音楽指導グレード5級取得準備講座(全7回、受講料10,000円)を実施した。なお、これらの講座は卒業生も受講できる。また、キャリア支援センタースタッフによる無料講座として「就職ミニ講座」を実施した。

以上の他、本学はさらにキャリア支援策として次のような活動を展開している。

5) インターンシップ

インターンシップは音楽関連企業や団体を中心に、毎年夏期(8~9月)と春期(2~3月)に行っており、平成25(2013)年度は、音楽学部の27人が実習を終了した【資料2-5-3】。実習にあたっては、社会人としての基本的なマナーや、文書の書き方を身に付けるため3日間のオリエンテーションの受講を義務づけている。実習終了後には報告会を開催して、

各学生が実習の体験を発表し、学生及び教職員が相互に実習上の成果と問題点及び改善の方向性を共有できるようにしている【資料 2-5-4】。なお、1の2)で述べたように、キャリア支援センターを通じたインターンシップについては、学生本人の申請に基づき「インターンシップ特別実習Ⅰ・Ⅱ」(各 45 時間以上の実習時間が必要)の単位を修得することができる。

6) 音楽の仕事情報館と演奏インターンシップ

上記 5) のインターンシップが企業等における就労体験であるのに対し、音楽の仕事情報館(OMSBI: Ondai Music Service & Business Information)の演奏インターンシップは、連携支援センター〔平成 25(2013)年度まではキャリア支援センター〕が実施するキャリア支援プログラムであり、先に述べた文部科学省の平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」の学生支援推進プログラムに採択(併設短期大学との共同採択)された事業の一環をなすものである。このプログラムは学生が民間企業や公的団体等からの演奏依頼に応え、音楽の現場体験を通じて社会との関わりを持つことで、進路検討・進路選択を含む学生のキャリア形成への意識向上を支援するものであり、①音楽の現場体験により、正課教育では得ることのできない「気付き」の機会をつくること ②音楽家としての仕事の継続に必要な基礎力を養うこと ③音楽と社会との関係について新たな視点を獲得の機会をつくること、の 3 点を目的としている。そのため、本学は協力企業・団体等と覚書等を交わした上で、演奏の場を学生に提供し、事前の機器機材の操作指導や公演の企画と運営の指導を行うとともに、自立した演奏家の育成のため、公演当日は演奏会等の現場に立ち会い、必要最小限の助言と監督を行っている。また、学生達による演奏会等が一過性のイベントではなく、一層のキャリアアップにつながるステップとなるように、演奏会等に関する企画から終了までの記録の作成を課すとともに、依頼元からの評価等のフィードバックを行っている。平成 25(2013)年度は、演奏インターンシップ・レギュラーイベントとして協力企業での演奏を 4 件 36 回以上開催し、その他の学外からの依頼演奏(ストリートライブを含む)については約 50 件を実施した【資料 2-5-5】。

7) 日本語ライティング支援

「日本語ライティング支援室」(H 号館 304 号室)は、文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択(併設短期大学との共同採択)を受けて設置した。就職活動における履歴書やエントリーシート、自己 PR 文、小論文、授業のレポート、実習記録、演奏会のチラシやプログラムノートなどの書き方や作成方法について 1 回 15~60 分の個別指導を予約不要で行っている。また、予約制ではあるが演奏や演技、模擬面接などの動画を撮影して、学生が問題点を発見し、改善するための手助けをしている。この他、日本語ライティング支援室では、名刺作成講座、敬語講座、MC(Master of Ceremonies)塾、プロモーションビデオ作成講座、PA(Public Address)講座、トークイベント「音楽講師、あれこれ」など、伝えることのスキルアップにつながる企画を実施している【資料 2-5-6】。

8) 教職支援

本学は教職課程を置き、所定の単位を修得することにより、音楽学部卒業時に中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）が取得でき、また当該免許の既得者が大学院または音楽専攻科を修了する時には、中学校教諭専修免許状（音楽）及び高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得できる。教職課程に関する重要な課題は、教育現場での実践力と指導力を備え、教員としてのモラルと職務遂行能力を有する教員の育成であり、本学はこの点を踏まえて、併設短期大学と合同で教職支援室（H号館 202 号室）を設置し、教職課程の履修カルテに基づくサポート体制の充実と強化を図っている。

教職支援室はキャリア支援活動にも取り組んでおり、キャリア支援センターとの協働による専門実技・教職教養・一般教養などの教員採用試験対策講座や教員採用選考試験の説明会の実施及びピアノによる「弾き歌い道場」を開催している【資料 2-5-7】。また、学校現場でのボランティア体験等は学生の資質向上につながることを期待されるため、本学は豊中市や神戸市教育委員会と連携してボランティアの募集と派遣に取り組んでいる。近隣では、豊中市立第十中学校のサマースクールや冬期学習会、豊中市立野田小学校の放課後学習、大阪府立桜塚高等学校吹奏楽部での楽器演奏技術指導などについて、教職支援室がボランティア募集の窓口となっている。

本学は毎年、併設短期大学と合同で、主に音楽学部 3 年次及び併設短期大学の音楽科 1 年次の学生の保護者を対象に、キャリア支援に関する保護者説明会を開催するとともに、希望する保護者への個別面談を行っている。平成 25(2013)年度は 7 月 13 日に開催し、説明会には併設短期大学の保護者を含めて 113 組(135 人)、個別面談には 30 組が参加した。説明会では本学のキャリア支援の状況を紹介するとともに、音楽学部の卒業者（2 人）、音楽学部 4 年次の在学生（1 人）、併設短期大学の専攻科の修了者（1 人）及び音楽科の在学生（1 人）がキャリア支援センターの活用例や就職活動に関する体験を披露した。この取り組みは、保護者に対する就職情報の提供や本学の支援体制の説明に留まらず、保護者の意見・要望を聴取して支援内容の改善を図ることと、保護者との連携により一層効果的な進路支援を行うことに配慮したものである。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた施策に関して考慮すべきことは、①教育課程内におけるキャリア教育 ②教育課程外におけるキャリア形成支援と就職支援 ③学生と保護者間のコミュニケーション及びキャリア教育等への保護者の理解、の 3 点が相互に関連することによる相乗効果の重要性である。この点を踏まえた今後の向上方策として、キャリア形成に関する授業科目と教育課程外における支援との連携、それを支える教職員の協働体制の強化、キャリア支援センターが実施するキャリア形成講座及び就職・進路に関する個別面談の実施体制の充実、学生の保護者を対象としたキャリア支援に関する説明会の内容の充実や開催時期等について、キャリア支援センター運営会議で検討を継続する。

また、同会議を月 1 回開催に定例化して教職員間の意思疎通を図るとともに、学生の就職・進路支援行事への教員の積極的関与の促進について協議し、学生アンケートの結果を踏まえ、英会話講座や面接講座等を実施するなど、学生ニーズに沿った講座を今後も検討していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 授業評価アンケート

各授業科目における学生の学習状況と教育目的の達成状況を把握し、授業内容や方法等の改善を図るため、授業に関する感想や意見を教員が電子メールで求め、学生がウェブ上で回答できるように本学のポータルシステムを整備するとともに、音楽学部と大学院では Semester ごとに、通年制を採る音楽専攻科では後期に、レッスンを含む全授業科目について紙ベースの授業評価アンケートを実施している。同アンケートは、項目ごとに5段階の選択肢から適切なものを1つ選んで回答する形式を基本としており、学生自身に関して出席状況、予習・復習に費やした時間、シラバスの閲読の有無などを尋ね、担当教員に関して授業内容や教材（テキスト・視聴覚メディア・配付資料等）の適切さ、授業の進め方、学生からの質問に対する対応、教員の熱意などを尋ねた後に、当該授業への満足度を問い、最後に自由記述によって授業に対する意見を求めるものである。

アンケート結果は、単一の授業クラス・授業科目（同一科目で複数クラスが開講されている場合）・授業分野・専攻等の複数の区分に基づいて集計されて、授業改善に向けた基礎資料として、当該授業の担当教員、教育主任、学長及び副学長以下の教員役職者、学務事務部門長等の関係職員に必要な区分の集計結果が配布される。従来、アンケート結果を集計した基礎資料については、当該授業の担当教員が確認することと、同教員が所属する部会において検討することを基本としてきた。そのため、各部会のFD活動として、授業における効果的な教材の使い方、板書の仕方、説明上の工夫、学生の理解における齟齬や留意点などについて話し合われてきたが、授業改善への実際的な取組みは各教員に委ねられていた。そのため具体的な授業改善がどのように行われているかの実情を把握することを目的として、平成25(2013)年度の後期Semesterから、専任教員が担当する各授業（複数教員によるリレー授業等を除く）について「授業改善計画書」を作成し、授業評価アンケートの結果を授業改善に着実に反映するように努めている。授業評価アンケートの集計結果【資料2-6-1】及び授業改善計画書【資料2-6-2】は、図書館を含む学内の所定箇所に置き、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

2. 学習状況の把握と指導

各学生の学習状況は、学務事務部門の教務担当職員、当該学生のレッスン等専攻主科目担当教員、専攻教育主任によって把握されており、単位修得状況に問題が認められる学生については、基準2-3で述べたように、教務担当職員による「履修相談（指定者）」を実施するとともに、必要に応じて専攻主科目担当教員が当該学生と話し合うことにより問題解決に努めている。その状況は、専攻主科目担当教員から専攻ごとの教育主任に報告する

とともに、当該部会の FD 活動の中で各教員の学習指導の改善や充実に活かしている。

3. 教職課程

音楽学部において教職課程を履修する学生は、過去 5 年間の平均で約 70%、卒業時に教職免許を取得する学生は 57.6%に達していることから、教職課程の履修状況は、音楽学部の教育目的の達成状況を点検するための一つの指標としての役割を担っている。「教職に関する科目」の履修開始にあたっては、1 年次の 3 月末に冊子「教職課程ガイド」【資料 2-6-3】を配付してガイダンスを実施し、本学の教職課程の特徴、履修方法、教育実習へ向けた心構え等に加え、卒業要件を超えて教職課程を主体的に学ぶことの意義と、音楽大学の特徴を活かした幅広い教養と人間形成の必要性について説明している。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の学習状況は、「教職履修カルテ」により確認できるようにしている。教職部会では、学生の幅広い視野の育成、社会人に必要とされる資質、教職に関わる多様な能力の伸張等についての検討を行い、教職科目の担当教員による指導や教職支援室における「弾き歌い道場」「グループ面接」「模擬授業」等の支援策に活かしている。また、併設短期大学と合同で開催される教職課程委員会では、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の体系的な編成や、両科目を担当する教員間の連携による教職指導のあり方について検討を進めている。表 2-6-1 に、過去 5 年間における音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育職員免許状の取得状況を示す。

表 2-6-1 卒業・修了時における教員免許状（音楽）取得者数 (人)

区分	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
音楽学部	取得者数	140	151	139	124	111
	卒業者数	262	244	236	228	184
音楽専攻科	取得者数	19	22	21	17	19
	修了者数	30	35	32	26	28
大学院	取得者数	7	9	4	6	10
	修了者数	8	12	11	12	18

注 音楽学部の取得者数には、高等学校教諭一種免許状（音楽）のみの取得者を含む。音楽専攻科及び大学院の取得者数には、高等学校教諭専修免許状（音楽）のみの取得者を含む。

4. 就職・進学（留学を含む）調査

就職・進学（留学を含む）調査についても、教育目的の達成状況を測る指標の一つとして活用している。在学生の進路希望調査、卒業・修了後の実際の進路に関する調査及び就職・進学（留学を含む）に関する支援活動はキャリア支援センターが行っており、音楽学部の卒業者、音楽専攻科及び大学院の修了者について、年度ごとに進路の内訳、進路の傾向、就職希望者数と実際の就職者数、就職先などについてまとめ、キャリア支援センター運営会議において報告・検討している。その概要は、リーフレット、大学案内、本法人ホームページ上の「事業報告」【資料 2-6-4】等において公開している。同会議における検討により、社会人に必要とされる資質・能力を伸張させ、就業力の一層の向上を図るためのプログラムの構築が必要であるという結論に至った。本学は、この結果を踏まえ、文部科学省の平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」の学生支援推進プログラムの採択（併設短期大学との共同採択）を受けて「音楽の仕事情報館」（基準 2-5）を設置し、同じ

く文部科学省の平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」の採択（併設短期大学との共同採択）を受けて「日本語ライティング A・B」及び「音楽活動ポートフォリオ入門・演習」「クリティカル・シンキング」（基準 2-5）を開設し、教育内容の強化に取り組んでいる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育目的は、それぞれ学則第 1 条、音楽専攻科規則第 2 条、大学院規則第 3 条第 1 項に規定しており、音楽学部については教育的実践の観点から教育目的をより具体的に示した教育目標を定めている。しかし、その達成状況の点検・評価をどのような方法で行うかが今後の課題として残っている。

この課題に対処するため、平成 23(2011)年度に開設科目と教育目標の対応関係を整理し、学生の体系的な科目履修を促すために、専門教育科目（選択）の中から互いに関連し合う科目を抽出する形で「音楽マネジメント関連科目」「音楽療法関連科目」「音楽教育関連科目」「音楽研究関連科目」の 4 つの科目群を設定した。既に基準 2-2 に述べたように、これらの科目群は平成 24(2012)年度から、それぞれ「音楽マネジメント・プログラム」「音楽療法プログラム」「音楽指導者プログラム」「音楽研究プログラム」とし、副専攻として位置づけた。今後はこの副専攻制度を踏まえて、各科目や科目群が具体的に教育目標のどの点と対応し、学生がその目的に合わせた履修をすることによりどのような成果が得られるを示すカリキュラムマップの作成、及び各教育目標を達成するために各授業科目がどのように関連し合うのかを示すカリキュラムツリーの作成を視野に入れて、教育目標達成度の点検・評価のためのシステム構築に向けた検討を進める。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学は、学生各自が学修に励み、安定した学生生活を送ることができるように、学生生活委員会を組織し、また学務事務部門内に学生生活担当を置いて、以下の支援に取り組んでいる。

1. 学生生活の安定・厚生補導のための組織

学生生活委員会は併設短期大学との合同の組織であり、学生部長を委員長として、学生部長から推薦により、学長から委嘱された教員〔平成 26(2014)年度は 8 人〕と学務事務部門長により構成され、学生生活全般のサポート、学生相談、奨学金貸与に関する検討、学生の自主的演奏活動の支援、新入生歓迎行事の企画・運営、学生寮の諸問題、学生自治会、

学籍異動（異動の決定は教授会が行う）等の事項を取り扱う。定期的（月1回）に開催される委員会には、学生生活担当職員も同席して、学生指導や学生からの相談について協議し、適切な施策を実施している。

2. 学生生活の利便性、生活支援

学内には食堂兼用の学生サロン「ぱうぜ」、文具・食料・日用品を扱う売店、楽譜・音楽書・楽器備品等の販売店があり、外部業者に運営を委託している。

自宅からの通学が困難な女子学生のために、併設短期大学と共用の「豊南寮」がある。寮室はすべてフローリング床の個室にベッド、収納棚が備え付けられ、共有部分として食堂（学生による調理や談話室としての利用も可能）、ランドリー、シャワー室（一部はユニットバス）が備えられている。各室は防音構造であり、22時までピアノ等の楽器の練習が認められている。この数年は、毎年20人程度の新入寮者を迎えている。かつては毎年70～80人が入寮した時期もあったが、学生数の減少に加えて、集団生活や門限等の規制を好まない学生が増えていることから、入寮者は減少傾向にある。なお、学生生活委員は、担当職員とともに寮生の自治組織である豊南寮運営委員会と定期的に会合を開いて寮生活に関する要望等を聴取している。

下宿等の紹介を希望する学生には、学生支援センターが対応している。ピアノ設置の希望者が多いため、防音加工を施した家賃6～7万円程度のマンションを中心とする物件を紹介している。

本学周辺は道幅が狭く、交通量も多いため、学生には通学・帰宅時の安全注意を校内放送等で呼びかけるとともに防犯講習会を実施しており、自転車による通学者には、通学時の災害補償として学生総合保障制度に加入することを勧めている。特に、入寮生については同制度への加入と交通安全講習会への参加を義務付けている。なお、自動車・単車による通学は、原則として認めていない。

3. 経済的支援

日本学生支援機構の奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生支援センターが窓口となり、学務事務部門で諸手続を行っている。本学独自の奨学金は、「大阪音楽大学奨学事業財団」によるものに加え、「大阪音楽大学給付奨学金」「大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金」「大阪音楽大学大学院給付奨学金」がある。学生の経済的背景は年々厳しくなっており、授業料納付が困難な学生が増加傾向にある。本学は、このような学生に対して授業料納付延期の手続きを受け付けており、卒業年次において緊急かつ重大な経済的困難を抱える学生に対しては、特別奨学金を貸与することがある〔平成23(2011)年度の大学・大学院全体の貸与人数は2人、同じく平成24(2012)年度は1人、平成25(2013)年度は0人〕。表2-7-1～表2-7-3に本学独自の奨学金制度の概要と給付または貸与の状況を示す。なお、表2-7-3の特待生授業料減免制度は、音楽学部1年次入学者のうち、入学試験における専門科目の成績が優秀な者に適用される制度で、平成24(2012)年度以前の1年次入学者のためのオーディションで選考し、給付を行う「フレッシュマン奨学金」を改め、給付対象者を増やす形で平成25(2013)年度から開始したものである。

大阪音楽大学

表 2-7-1 大阪音楽大学奨学事業財団奨学金

奨学金	月 額	45,000円
	貸与期間	採用年度のみ（1年間ただし毎年度申請による継続は可能）
	応募条件	人物・学業・成績ともに優れており、家庭の経済的事情により修学が困難な者。
	募集期間	4月上旬
	適用人数	若干名
返 還	貸与終了月の翌月から起算して 6ヵ月を経過した後、20年以内に返還。年賦による返還が原則（無利子）。	

過去3年間の貸与状況（人）

年 度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
区 分	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院	音楽学部	音楽専攻科	大学院
貸与人数	78	1	4	53	1	6	36	0	4

表 2-7-2 給付奨学金概要

名 称	大阪音楽大学給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	500,000円 各学年2人以内、350,000円 各学年5人以内、200,000円 各学年5人以内 〔制度変更により、平成 26(2014)年度以降と平成 25(2013)年度以前の給付適用年次、給付額、適用人数は異なる。〕
給付期間	1年間
応募条件	音楽学部 2～4 年次に在学し、前年度にそれぞれ 1～3 年次に在学した者で、学業成績が優秀な学生。留学生は私費留学に限り応募できる。申請年度の編入学、転入学、再入学者及び科目等履修生は対象としない。
募集時期	4月初旬。募集要項は4月1日より学生支援センターで配布。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
給付額（万円）	90	45	30	90	45	30	90	45	30
給付人数（人）	3	4	12	3	4	12	3	5	12

名 称	大阪音楽大学音楽専攻科給付奨学金
給付額（年額） 適用人数	200,000円 2人以内
給付期間	1年間
応募条件	音楽専攻科に入学した者で、本学の音楽学部を前年度に卒業し、4年次の成績が極めて優秀な学生。留学生は私費留学に限り応募できる。再入学、科目等履修生は対象としない。
募集時期	4月初旬。募集要項は4月1日より学生支援センターで配布。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付人数（人）	2	2	2

名 称	大阪音楽大学大学院給付奨学金
金額（年額） 適用人数	1年次 年額 500,000円 4人以内 2年次 年額 1,000,000円 1人以内、年額 500,000円 2人以内
給付期間	1年間
応募条件	1年次については本学音楽学部卒業または卒業見込の入試合格者で、大学院運営委員会が成績優秀かつ将来性ありと認めた学生。2年次についてはオーディションにより選考する。
募集時期	1年次は入試出願時、2年次は1年次末。

過去3年間の給付状況

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付人数（人）	2	2	2

大阪音楽大学

給付額 (万円)	100	50	100	50	100	50
給付人数 (人)	1	5	1	4	1	2

表 2-7-3 特待生授授業料減免制度

名 称	大阪音楽大学特待生授業料減免制度
減免額 (年額) 適用人数	400,000 円 20 人程度 (音楽学部のみ)
減免期間	1年間 (2年次以降は、大阪音楽大学給付奨学金に応募できる)
応募の対象とする入試	公募推薦入試・特別推薦入試※・一般入試A日程 ※特別推薦入試の受験者が特待生制度を希望する場合は、推薦入試期間中に実施する専門実技試験を受験する。

平成 25(2013)・26(2014)年度の適用状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度
給付人数 (人)	24	17

以上の奨学金の他に、本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合に、その経費の一部を助成する「海外提携校留学助成金」制度、本学が受講を認める国内及び海外の音楽研修・セミナーについて、専門性を深めるため夏季・春季休業期間中に受講を希望する学生を対象に、審査により所定の金額を助成する「国内・海外音楽講座受講助成金」制度が設けている。それぞれの概要を次の表 2-7-4 と表 2-7-5 に示す。

表 2-7-4 海外提携校留学助成金

名 称	海外提携校留学助成金
留学期間・助成限度額・適用人数	3ヶ月以上6ヶ月までの留学期間については 500,000 円以内、3 人以内 (併設短期大学との適用者の合計) 3ヵ月以上4ヶ月未満の留学期間については 400,000 円以内、4 人以内 (併設短期大学との適用者の合計)
応募条件	音楽学部生については申請時、1~3年次であり、専門実技科目 (音楽学専攻は「音楽学演習」) の成績及び全受講科目の成績が優秀な学生。年度末での取得単位数が、1年生は35単位以上、2年生は60単位以上、3年生は100単位以上であること。 留学生は私費留学に限り申請できる。
募集時期	前期 3月下旬~4月上旬 後期 9月下旬~10月上旬 (前期の募集により定員に達した留学期間については後期の募集を行わない。)

過去 3 年間の助成状況

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助成適用人数 (人) 内訳	1 (音楽学部生)	2 (音楽学部生)	4 (内、音楽学部生 2 人、大学院生 2 人)

表 2-7-5 国内・海外音楽講座受講助成金

名 称	国内・海外音楽講座受講助成金
留学期間・助成限度額・適用人数	国内 (年額) 100,000 円以内 若干名 海外 (年額) 200,000 円以内 若干名
応募条件	音楽学部生については、2~4年次に在学し、かつ前年度にそれぞれ1~3年次に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な学生。 音楽専攻科生については、音楽専攻科に在学し、かつ前年度に本学音楽学部 に在学した者で、前年度の学業成績が優秀な学生。 大学院生の応募者については、別途、大学院運営委員会が決定する。 留学生は私費留学に限り申請できる。

大阪音楽大学

募集時期	4月中旬～5月上旬。募集要項は4月1日より「学生支援センター」で配布。
------	-------------------------------------

過去3年間の助成状況（音楽学部、音楽専攻科、大学院の合計）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成適用人数（人）	6	4	4

この他にも、大学院を含む全教育課程の学生対象に海外留学、海外・国内講習会参加等のための経費の一部を助成する大阪音楽大学奨学事業財団の奨励金制度がある。

4. 課外活動支援

本学の学生は、併設短期大学の学生と合同で学生自治会を組織しており、会則に基づき、選挙によって選出された会長と役員からなる執行部により運営されている。学生自治会は、大学祭の運営や学生の要望を取りまとめて学生部長に伝える活動、新入生歓迎行事への参加に加えて、学生自治会が公認するクラブ・同好会に対し財政的支援を行っている。学生自治会の様々な活動については、学生部長及び学務事務部門の学生生活担当が学生自治を尊重しながら支援・指導を行っている。

本学には、学生の自主的な演奏活動や音楽文化に関わる活動に対して財政的支援を行う制度がある。この制度は「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、学務事務部門の学生生活担当がその窓口業務を担当している。表2-7-2に過去3年間の助成件数、助成総額を示す。この中には本学と併設短期大学の学生が合同で毎年自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」等が含まれる。

表2-7-6 大阪音楽大学音楽文化振興財団による学生の課外活動への財政的支援

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数（件）	23	21	24
助成総額（円）	5,550,240	2,180,261	2,446,083

5. 障がい者支援

本学に視覚障がいを持つ学生が入学を希望した場合は、受験前から本人・保護者と入学希望の専攻の教育主任及び学務事務部門の職員が面談や学内見学等の機会を設け、本人・保護者に本学の現状を理解してもらった上で入学試験を実施している。入学後は、視覚障がい学生の担当職員を学務事務部門内に置き、各種の相談に対応している。また、体育の授業では校舎間の移動を含め授業に補助者（演奏員が兼務）を付き添わせることにより、当該学生の安全に配慮している。バリアフリーの面では、障がい者用トイレ、段差部分の一部スロープ化と自動ドアの設置、点字ブロックの敷設など、徐々にではあるが取組みの範囲を拡大している。

6. 健康相談及び学生相談

学生の健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門の学生生活担当が相談を受けている。近年、学生からの相談は、健康・心の悩み・学習や生活上の困難等、いくつかの問題が複合している場合が多く、相談者の状況に応じて担当者が連携して対応している。また、学生生活に関する総合案内を本法人ホームページに掲載し、その中で各相談室の利用方法やハラスメントに関する相談窓口・電話番号等を示している。

「心の相談室」は、本学が契約を結んだ専門のカウンセラーにより、月に3回（毎月第1週月曜、第3週火曜、第4週水曜）開室しており、開室日以外の日については、相談者が直接カウンセラーに連絡できるように案内している。また、学生が個人的な問題や悩み事について気軽に相談できるようにするため「学生相談室」を開設し、毎週月曜・火曜・水曜・木曜の12:00～18:00にインテーカーが在室して様々な事案に対応している。

ハラスメントへの対応については、「大阪音楽大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」に基づき、男女比率と教職員比率を勘案した5人の学生担当相談員を置き、相談者のプライバシー保護に配慮した相談・調査体制を整えている。

保健室は第1キャンパス内にあり、看護師資格をもつ職員が常駐し、定期的（毎月第3金曜日）に校医が学生や教職員の健康に関する相談に対応している。また、毎年4月には定期健診断を実施している。

上記の各相談は電子メールでも受け付けている。【資料2-7-1】に「心の相談室」「学生相談室」「ハラスメントに関する相談」「保健室」及び学務事務部門の学生生活担当が対応する生活相談の利用状況を示す。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握は学生支援センターが行い、学務事務部門または関係事務部門で精査され、必要に応じて学生生活委員会に諮った上で対応している。学生支援センターは、常時数人の職員があらゆる相談を受け付けており、学生は意見・要望を質問カードに記入して提出することにより、担当事務部門や担当教員から回答を受取ることができる。また、学生部長と学生生活担当職員は、適宜、質問カードを提出した学生と個別に面談を行い、学生の意見・要望の把握に努めている。

以下に、学生の意見・要望への対応事例を示す。

- ・ 図書館の開館時間の拡大〔平成26(2014)年度からは開館日数を拡大〕
- ・ 喫煙場所の制限（校舎外の一部区画に限定）
- ・ 学生寮における食事の改善
- ・ キャンパス間のスクールバス運行時刻の変更
- ・ 学生向けのコピー機・パソコンの設置、更新
- ・ 自動販売機の飲料の変更
- ・ 学内売店における文房具の販売

また、本学は併設短期大学と合同で、本学及び併設短期大学の学生の保護者が組織する後援会の定期総会に理事長・学長以下の主要な教職員が出席し、教育・就職・学内施設・学生生活等の状況全般を説明すると同時に、後援会の要望及び後援会を通じて出された学生からの要望を聴取している。警備員による学内巡回、野田校地への通用門があるE号館西側等への防犯カメラの設置等、後援会総会時の要望に基づいて防犯体制の改善策を実施した。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

現在、学生生活委員会の重要な課題の一つとして、学習の継続を支援することによって休

学・退学率を減少させることがある。そのため、「心の相談室」の充実を図るとともに、「学生相談室」については学生が利用しやすい環境を整えるため、学生と教職員の交流行事等の開催を計画している。また、本学の教育及び学生生活への円滑な導入のため、平成26(2014)年4月に併設短期大学と合同で開催した「新入生歓迎祭」【資料2-7-2】のような取組みを継続するとともに、学生生活の安定のための支援を強化し、学生の意見・要望を把握するための催し等の内容を一層充実させる。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、平成24年度からの作曲・声楽・器楽の3学科の学生募集を停止し、平成24(2012)年4月1日に新たに音楽学科を設置した。作曲・声楽・器楽の3学科については、在籍者がいなくなった時点での廃止が決定しているため、大学設置基準上の専任教員配置は、文部科学省高等教育局の承認を得て、音楽学科のみについて行っている。「全学の教員組織」【表F-6】に示すとおり、大学設置基準上で必要な専任教員数27人に対し、現任の専任教員数36人、同じく必要な教授数14人に対し、現任の教授数29人が配置され、専任教員1人あたりの在籍学生数は、音楽学部全体で20.8人であり、十分な専任教員数が確保されている。しかし、「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」【表2-15】から明らかなように、専任教員全体に占める61歳以上の割合が36.1%に達し、教員の高齢化が進んでいる。この原因は、在籍学生数の多い時期に採用した専任教員の割合が高く、学生数の減少とともに専任教員の採用が難しくなっていることにある。専任教員の高齢化は教育・研究活動の停滞を招く可能性があるため、本学は平成18(2006)年度以降、年齢構成に配慮した専任教員の公募・採用を行っている。また、兼任（非常勤）教員数が306人の多数に上るが、マンツーマンによるレッスン及び少人数教育を中心とする音楽大学特有のカリキュラム編成上、やむを得ない面がある。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1. 教員の採用・昇任

専任教員（以下、専任嘱託教員を含む）の採用は、「大阪音楽大学 専任教員採用選考基準」【資料2-8-1】及び「大阪音楽大学 人事委員会規程」【資料2-8-2】に基づき、原則として公募により行っている。専任教員の採用候補者の選出にあたっては、採用を予定す

る専門分野の教員と同じ専門分野の全専任教員による「専門選考委員会」に人事委員会の委員が加わり選考を行う。専門選考委員会と人事委員会の委員は、定められた選考手続きに従って選出した採用候補者を人事委員会に具申し、それを受けて人事委員会は、教授会が理事会に推薦する採用候補者の原案を作成して教授会に具申する。その後、当該原案に関する教授会での審議・承認を経て、理事会の議により理事長が採用を決定する。なお、採用予定者が音楽学部及び音楽専攻科の授業に加えて、大学院の授業を担当する場合には、上述の手続きに加えて大学院運営委員会においても審査を行っている。音楽学部及び音楽専攻科の兼任教員の採用についても、原則として公募により行い、専任教員に準じた手続きにより採用を決定する。

専任教員の昇任については「大阪音楽大学 人事委員会規程」及び「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」【資料 2-8-3】に基づき、人事委員会において教授会が理事会に推薦する昇任候補者の原案を作成し、その後、専任教員の採用と同様の手続きを経て当該教員の昇任を決定する。

2. 教員評価

本学は、すべての専任教員と他大学等における専任職を有しない兼任教員に対し、毎年1月に前年分（1月1日から12月31日）の業績調査書【資料 2-8-4】の提出またはウェブ上での記入を求めている。専任教員の業績調査書については、「専任教員昇格基準」の3の③～⑤に基づき、「学会及び社会における活動」「教育研究業績」「教育方法の実践例（作成した教科書、教材等）」「大学運営活動への参加による業績」の4つの領域への記入を求めており、人事委員会における昇任審査に用いられる。兼任教員については、「大学運営活動への参加による業績」以外の3つの領域の記入を要請しており、雇用契約の更新にあたっての参考資料として用いることがある。

学生からの教員評価については、基準 2-6 で述べたように「授業評価アンケート」（無記名式）をレッスンを含む全授業について実施している。アンケート結果は当該教員が担当する授業（クラス）の平均値と、当該授業（クラス）が含まれる科目分野ごとの平均値を対照させる形で各教員に返却するとともに、各部会の教育主任には、当該部会に所属する全教員の評価結果を通知し、必要な処置と指導を促している。

なお、授業評価アンケートにおける自由記述欄については、従来、当該授業の担当教員には返却せず、教育主任への通知に留めていた。これは、とりわけレッスン科目や少人数の授業に関して、無記名式アンケートにもかかわらず記入者が特定されてしまう状況を回避するための措置であったが、平成 25(2013)年度第7回（12月開催）の自己点検・評価統括委員会において、他大学の事例も踏まえて再検討した結果、自由記述欄を授業改善のために積極的に役立てるべきであるとの結論に至り、平成 25(2013)年度の後期セメスター以降の授業評価アンケートについては、自由記述欄の内容を含めた集計結果を各授業担当教員に通知している。

3. 教員研修、FD 活動

本学の FD 活動は、【資料 2-8-5】に示すとおり、全学的組織である「FD 総括委員会」と各部会によって実施されている。「FD 総括委員会」は、併設短期大学との合同の組織で

あり、「FD 統括主事」を委員長とし、学長から指名された専任教員を委員として構成される。「FD 総括委員会」の審議事項は、「大阪音楽大学 FD 総括委員会規程」【資料 2-8-6】第 2 条に定めるとおり、①FD 活動推進のための企画及び実施に関する事項 ②FD 活動推進の報告作成に関する事項 ③「FD 推進室」の運営に関する事項 ④その他 FD 活動推進に関して委員会が必要とする事項である。平成 23(2011)年度～平成 25(2013)年度の同委員会の活動は、各部会が実施する授業の内容と方法の向上を図る活動の統括と集約、全専任教員に向けた「FD フォーラム」の開催、中央教育審議会の答申及び教育行政に関する情報提供を中心に行った。各部会における FD 活動は、教員のモチベーションを高めるために毎年度当初に活動目標を設定すること、教育に関する研究・実践例を共有すること、研究・実践例の蓄積によって教育の質を向上させること等を目標として、当該部会に所属する全教員を対象に行うことを原則としている。

平成 25(2013)年度の各部会の活動例として、作曲部会における教育実践例の発表と質疑応答、ピアノ部会における FD シンポジウムの開催、ソルフェージュ部会におけるテキストの発行、教職部会における「教育研究論集」【資料 2-8-7】の発行等を挙げることができる。しかし、多忙な教育・研究活動のために積極的な FD 活動が行われていない少人数の部会や兼任教員のみで構成される部会、出校曜限の関係で FD 活動に参加できない兼任教員等の問題があり、「FD 総括委員会」における今後の検討課題となっている。なお、毎年度当初に「非常勤教員集会」を開催し、教学執行部からの連絡事項に加えて FD 関連の講習会を開催している【資料 2-8-8】。

授業の内容及び方法の改善に関連して、基準 2-6 で述べたように、平成 25(2013)年度の後期semesterで実施した学生による「授業評価アンケート」の結果に基づき、全専任教員に対し「授業改善計画書」の提出を求めた。これはアンケートに対する学生へのフィードバックであると同時に、個々の教員の教育活動の向上を促すための取組みでもあり、今後は兼任教員にも拡大する予定である。なお、「授業改善計画書」は冊子にまとめて学内に公開している。

兼任教員を含む新任教員に対しては、学長または副学長によるオリエンテーションの実施、本学の教育環境、担当科目に関する受講者の習熟度・到達目標・カリキュラム上の位置等について教育主任からの事前説明に加えて、部会ごとに授業に関する問題について支援する体制をとっている。また新任の専任教員については、学長及び副学長以下の教員役職者、教育主任、学務事務部門長によって構成される「大学運営会議」へのオブザーバーとしての出席を 1 年間義務づけることにより、本学の教育と教学運営に関する視野と見識を身に付けるための研修としている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育は、「教養教育部会」「外国語部会」及び「FD 統括委員会」のもとに設置した「教養教育検討委員会」の 3 つの組織によって運営している。「教養教育部会」及び「外国語部会」の教育主任は、定期的に部会を開催して教育の内容と実施方法を点検し、必要に応じて科目の新設や統廃合等について「大学運営会議」に提案するとともに、「大学運営会議」が要請する事項を部会において協議し、その検討結果を同会議に報告する役割を担っている。

「教養教育検討委員会」は、本学の教養教育全体を統括する併設短期大学との合同の組織である。この委員会は、平成 20(2008)年 6 月に、教養教育に関する前学長の提案を検討する委員会として設置した。教養教育における幅広い知識と総合的な判断力の育成、豊かな人間性の形成を骨子とする前学長の提案について、新規科目とその授業計画案を策定し、教授会の承認を得て、平成 21(2009)年度に「教養基礎セミナー」（全専攻必修）を、平成 22(2010)年度に「文化とオペラ A・B」（共に選択科目）をそれぞれ一般教育科目として開設した。また、入学前の英語の補習授業、英語の習熟度別のクラス編成についても具体策を検討し実施に移したが、当初の目的を達成したことから平成 22(2010)年 7 月に一旦解散した。

その後、平成 24(2012)年 9 月開催の FD 総括委員会において、ジェネリック・スキル育成の観点から音楽学部の「教養基礎セミナー」の授業内容が議論され、学生相互のディスカッションとプレゼンテーションを授業に組み入れることと、それを可能にする教員配置の必要性が指摘された。これを受けて「FD 総括委員会」は「教養教育部会」の協力を得て、この問題を検討するための分科会を設置し、平成 25(2013)年 5 月開催の第 1 回会議において、過年度の教職科目「総合演習」に用いられた PBL(Problem Based Learning)の手法を同科目に導入することについて協議を行った。同年 6 月開催の第 2 回会議では、現学長の指示により、分科会の名称を「教養教育検討委員会」とし、常設の委員会とすることを決定した。同委員会は、平成 26(2014)年度から構成員を拡充し、「教養教育部会」「外国語部会」「教職部会」の全専任教員を含む組織として、全学的な視点から教養教育の適切な実施を検討し、必要な調整を行う役割を担っている【資料 2-8-9】。

大学院の教養教育については、「大学院運営委員会」の中で議論しており、専門に特化しがちな学生の教養を広げることを目的として、全専攻対象の必修科目「芸術文化の諸相」を開設している。当該科目の担当教員は、「大学院運営委員会」において決定し、学問・美術・伝統芸能等の様々な分野を代表する文化人の中から選定している。過去 3 年間の「芸術文化の諸相」の授業テーマと担当教員を【資料 2-8-10】に示す。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

各教育課程に必要な教員数は確保しているが、専任教員の高齢化が顕著であり、また音楽学科の専攻によってはレッスン科目についても専任教員を配置しておらず、兼任教員に依存している現状がある。今後の専任教員の採用にあたっては、将来的な教員組織に対する構想を明確に設定し、均衡のとれた分野構成、年齢構成になるように努める。

教員の教育力向上に関しては、以前に実施していた模擬授業、ICT 関連の講習会等を適切な期間を設定して継続的に開催するとともに、学生からの評価の高い授業を選んで公開するなどの新たな施策を実施する。また、大学院についても独自の FD 研修会を開催する。

2-9 教育環境の整備

＜2-9 の視点＞

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地・校舎

本学は、すべての校地、校舎等の施設及び設備を併設短期大学と共用しており、校地等の合計面積は 66,634 m²である。また、校舎の合計面積は 39,648 m²である。校地等の合計面積については、設置基準上必要な本学の校地面積 9,000 m²と設置基準上必要な併設短期大学の校地面積 3,000 m²を合わせた 12,000 m²を満たし、校舎の合計面積については、設置基準上必要な本学の校舎面積 8,015.8 m²と設置基準上必要な併設短期大学の校舎面積 2,700 m²を合わせた 10,715.8 m²を満たしている。校地・校舎の配置図は【資料 2-9-1】のとおりであり、庄内校地と野田校地からなる第 1 キャンパス及び名神口校地の第 2 キャンパスの 2 つのエリアに分かれる。以下に、各キャンパスにおける校舎及び施設の概要を示す。

1) 校舎の概要

(1) 第 1 キャンパス

(庄内校地)

- A 号館 学生支援センター、キャリア支援センター、事務局、講義室、レッスン室、会議室、教員・職員集会室、応接室、理事長室、学長室等
 - B 号館 講義室、レッスン室、保健室、学生相談室
 - C 号館 附属図書館、講義室、演習室、レッスン室
 - D 号館 附属図書館試聴室・視聴覚室、講義室、演習室、レッスン室
 - E 号館 練習室、クラブ用部室
 - F 号館 演習室、講義室、レッスン室、練習室、
 - G 号館 学生自治会室、練習室
 - H 号館 教員研究室、日本語ライティング支援室、教職支援室
 - J 号館 学生サロン「ぼうぜ」〔食堂と売店（日用品、文具、食料等）〕
 - L 号館 ザ・カレッジ・オペラハウス
 - M 号館 同窓会《幸楽会》事務室、売店（楽譜、音楽書等）
 - N 号館 入試センター、連携支援センター、コンサート・センター
- (野田校地)
- O 号館 演習室、講義室、レッスン室、研究室、練習室、学生控室
 - P 号館 音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」、大学院研究室、演習室、練習室

(2) 第 2 キャンパス

(名神口校地)

- K 号館 音楽博物館、録音スタジオ、屋内体育施設、講義室、演習室、レッスン室、練習室、食堂、教員控室

2. 施設・設備・備品等の概要

1) 体育施設

体育施設として、第2キャンパス K号館 4階に 1,615.03 m²の屋内体育場、第1キャンパスの野田校地内にテニスコート1面を整備している。

2) 付属図書館

付属図書館は総数約 13 万 5,000 点の図書・楽譜と、約 54,000 点の CD、DVD 等の視聴覚資料を所蔵しており、これらの資料は OCM-OPAC(Osaka College of Music On-line Public Access Catalog)で学内外から検索することができる。開館時間は月曜日～金曜日 9:20～18:00、土曜日 9:20～13:30 を基本とし、開館日数は年間 260 日以上である〔平成 26(2014)年度は 266 日を予定〕。学生が利用できる範囲は、図書・楽譜・新聞・雑誌（バックナンバーを含む）の館内閲覧、図書・楽譜の館外貸出し、図書館資料の文献複写（著作権法の範囲内）、LP・CD・DVD・LD・ビデオ等の視聴覚資料の視聴である。利用状況は次表 2-9-1 に示すとおりである。

表 2-9-1 付属図書館の入館者数 ※併設短期大学を含む (人)

年度	施設区分	教職員	学生	その他	合計
平成 23(2011)年度	C 号館	4,381	27,335	2,045	33,761
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	3,271	8,503	615	12,389
平成 24(2012)年度	C 号館	4,343	23,653	1,840	29,836
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	2,926	6,717	413	10,056
平成 25(2013)年度	C 号館	4,446	24,472	2,486	31,404
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	3,649	5,948	1,061	10,658

図書館の他に、作曲資料室 (H 号館 211 号室)、音楽学資料室 (H 号館 212 号室)、教職支援室 (H 号館 202 号室) が設置されており、原則的にすべての学生は各室の収集資料を自由に閲覧でき、一部の資料については貸出も受けることができる。

3) 音楽博物館

音楽博物館は、主に「世界の楽器と音楽」「関西の西洋音楽」「関西の伝統音楽」の3分野に関する資料の収集・展示・研究を目的とする施設で、第2キャンパス K号館 4階に位置し、学外にも公開されている。所蔵資料の内訳と入館者数一覧は、それぞれ表 2-9-2 と表 2-9-3 のとおりである。所蔵資料のうちサントリー弦楽器コレクションの弦楽器 42 点、弓 22 点、その他 12 点の計 76 点は、サントリー株式会社から寄贈を受けたものであり、その中にはストラディヴァーリ製のピッコロ・ヴァイオリン (1720 年) やガスパロ・ダ・サロ製作のヴィオラ・ダ・ガンバ (16 世紀後半) 等の世界的に貴重な逸品が含まれている。本学の学生・教職員は授業期間中に常時利用することができ、学外の見学希望者については、月曜日・土曜日の 10 時～16 時の間に利用できる。館内には、所蔵資料の中から世界各国の楽器約 1,000 点を展示し、一部の楽器については実際に触れて音を出すことができ、その奏法や文化的背景を示すために演奏中の写真や楽器を持つ人形を併置している。また、

本学の創立者で関西における洋楽教育の先駆者であった永井幸次の展示コーナーを設け、永井の年譜、自作曲の楽譜、愛用のオルガン等を展示している。音楽博物館の所蔵資料のうち楽器・図書・視聴覚資料については電子データベース化がほぼ完了しており、OCM-OPAC から検索できる。

表 2-9-2 音楽博物館 所蔵資料の内訳点数（点）平成 26(2014)年 5 月 1 日現在

楽器	2,849
楽器以外の立体資料	862
視聴覚資料	17,606
書籍・逐次刊行物	19,175
書籍以外の文献	3,020
関西洋楽史資料	325,000
大阪音楽大学校史資料	42,814

表 2-9-3 音楽博物館 入館者数一覧 (人)

年度	学生	教職員	授業参加	一般	グループ見学	催事参加者	合計
平成23年度	139	158	553	1,379	1,504	738	4,471
平成24年度	213	214	790	1,231	1,515	545	4,508
平成25年度	179	158	918	1,202	905	484	3,846

※ 入館者数一覧における「学生」「教職員」「授業参加」については併設短期大学を含む。

4) ザ・カレッジ・オペラハウス

「ザ・カレッジ・オペラハウス」(永井幸次記念講堂)は、平成元(1989)年に創立 70 周年記念事業の一環として竣工した日本初のオペラハウスであり、登録団員制による専属のオペラハウス管弦楽団とオペラハウス合唱団を有する。年間を通じ、学習成果の発表の場として「卒業演奏(試験)」「学生オペラ」「ザ・コンチェルト・コンサート」「合唱発表会」「卒業演奏会」等が実施される他、本学の社会連携活動の一環として、オペラ公演等が開催される。【資料 2-9-2】は、ザ・カレッジ・オペラハウスの過去 3 年間の催し物一覧である。

表 2-9-4 ザ・カレッジ・オペラハウスの概要

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台
3,609㎡	2,256㎡	5,489㎡	地上7階・地下2階	1.2~1.4秒(満席時)	756席(オペラ公演時652席)	580㎡	48㎡

5) ミレニアムホール

ミレニアムホールは、第 1 キャンパス(野田校地) P 号館内にあり、平成 12(2000)年 9 月に完成した音楽ホール型の大教室である。二重屋根と二重壁による遮音構造、空調設備の消音化、音響設計上の工夫により演奏会場としても使用しており、学生の自主的な発表会、授業の一環としての演奏発表、本学が主催する演奏会・公開講座、教員の研究発表等が頻繁に開催している。また、学生による音響・照明機器の操作が可能であり、舞台機構の実践的学習にも活用できるように整備している。

表 2-9-5 ミレニアムホールの概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588㎡	2,582.17㎡	地上3階	1.7秒	302席(うち可動62席)	106㎡

6) 学生サロン

第1キャンパス(庄内校地)には、グランドピアノの形状を模した学生サロン「ぱうぜ」がある。1階に食堂、2階に売店(日用品、文具、食料等)とベーカリーがあり、学生が憩いの場として利用している。また、2階には学生や教職員がサロンコンサート等を開催できるようにステージとグランドピアノを備え付けている。第2キャンパスのK号館には学生用の2つのサロンがあり、第1サロンは食堂として、第2サロンは談話スペースとして利用している。第1サロンについては、学生・教員が演奏するライブハウスとしても活用できるようにしている。

7) 情報サービス施設・機器、教室の設備

第1キャンパスにおける学生用のインターネット接続のコンピューターは、学生サロン「ぱうぜ」2階に15台、O号館の学生控室に6台が設置され、授業レポートの作成、附属図書館及び音楽博物館の資料検索、就職情報の閲覧などに活用されている。第2キャンパスのK号館については、1階コンピューター・ルームに12台、第2サロンに12台の他、K号館の各教室に設置されているものについても、教室の空き時間に自由に利用できる。

本学は、ほぼ全ての教室にグランドピアノとAV機器(CD・LP・DVD プレーヤー、VTR、大型モニター)を配備するとともに、教育のマルチメディア化に対応するため、C号館とD号館を除く各館各フロアの1教室以上にプロジェクターとスクリーンを設置し、プレゼンテーション用のソフトウェアを用いた授業を実施できるようにしている。学内における情報機器等の設置状況は、表2-9-6のとおりである。

表 2-9-6 情報機器等の設置状況

平成26(2014)年5月1日現在

教室	機器の概要
F号館109号室 ML(Music Laboratory)教室	電子ピアノ14台、制御用PC(Personal Computer)
F号館212号室 コンピューター演習室	Win (Windows Computer) 37台、プロジェクター、スクリーン
F号館213号室 コンピューター演習室	Win 21台、プロジェクター、スクリーン
F号館313号室 ML教室	電子ピアノ 21台、制御用 PC
K号館1階コンピューター・ルーム	Win 9台、Mac 3台、MIDI(Musical Instrument Digital Interface)音源、MIDI 鍵盤
K号館118号室 DTM(Desktop Music)演習室	Mac(Macintosh Computer)20台、教員用 Mac 1台、プロジェクター、スクリーン、MIDI 音源、MIDI 鍵盤、MIDI ピアノ
K号館120号室 ML教室	キーボード・シンセサイザー 41台
K号館504号室 MIDIテクノロジー演習室	Win 17台、教員用 1台、MIDI 音源、MIDI 鍵盤、プロジェクター、スクリーン
K号館第2サロン	Win 12台 (インターネット接続)
学生サロン「ぱうぜ」	Win 15台 (インターネット接続)
O号館学生控室	Win 6台 (インターネット接続)
学生寮	Win 9台 (インターネット接続)

また、以下の教室は、授業形態に合わせた特別な仕様となっている。

F号館 214号室は、衝撃吸収性の床と鏡張りの壁面により、舞踊系の授業に対応する。

F号館 434号室は、スポットライトなどの照明機器、調光卓、音響機器を配備し、演奏会形式の授業に対応している。

O号館 101号室 及び 202号室は、オーケストラや吹奏楽における効率的・効果的な授業指導等の観点から、懸架式マイクロフォンを備えた録音機器を設置している。

その他、合唱・合奏用の大規模な演習室やアンサンブル用の中規模な演習室の一部では、雑壇や座席配置が自由に変更でき、演奏会形式の授業や学生の自主的な演奏発表に対応する。

8) 練習室

表 2-9-7 に示すとおり、第 1・第 2 キャンパス内に合計 177 室の練習室があり、各室には学生の自習・練習目的に応じて、ピアノ、パイプオルガン、電子オルガン、チェンバロ、シンセサイザー等を設置している。特に O 号館の練習室は、管・弦・打楽器専攻生の専用としており、防音壁と個別空調により大音量を伴うアンサンブルの練習が可能である。

表 2-9-7 各館における練習室数

平成 26(2014)年 5 月 1 日現在 (室)

館 \ 階	1階	2階	3階	4階	5階	小計
E号館	—	—	8	—	—	8
F号館	4	—	9 (4) ※1	28	9 (2) ※2	50 (6)
G号館	—	5	5	—	—	10
K号館	24	—	5	—	2	31
O号館	2	6	20	—	—	28
P号館	—※3	25	25	—	—	50
合計						177 (6)

※ 1 9室のうちの4室は、使用区分上、大学院生の専用室(2室)と音楽専攻科生の専用室(2室)である。

※ 2 9室のうちの2室は、使用区分上、併設短期大学の専攻科生の専用である。

※ 3 P号館1階の各教室は、使用区分上、大学院専用室であり、授業の他に大学院生の自習や練習にも使用できる。

9) 機器・備品

学内には約 800 台のグランドピアノ・電子オルガン・チェンバロ等の鍵盤楽器が設置され、約 500 点のクラリネット・ヴァイオリン・ティンパニ等の管・弦・打楽器、約 850 点の箏・三絃等の邦楽器やリコーダー、雅楽・古楽器等の合奏・アンサンブル用の楽器を配備している。合奏等の授業と練習に用いる大型楽器や、学生の個人的な所有が困難な特殊楽器については、本学が所有する楽器を学生の日常的な使用に供している。ただし、「副科管・弦・打楽器」や「副科吹奏楽」等の副科の授業と練習に用いる楽器については、希望者に有料で貸与している。

これらの楽器のメンテナンスは外部業者に委託しており、ピアノについては、調律は半年に 1 回程度、楽器交換は 20 年に 1 回程度、その他の楽器については必要に応じて修理・調整している。

2. 教育環境の管理・運営

学内の諸施設・設備・備品の管理及び点検・整備は、「学校法人大阪音楽大学 固定資産

及び物品管理規程」【資料 2-9-3】に基づき、事務局長の総括管理のもとに管理事務部門が管理業務を担当し、日常的に営繕業務の委託業者と連携して設備・備品等の点検・整備を行っている。建築物及び電気・空調設備等の建築設備については、本学が委託する外部専門家によるコンサルティングを踏まえて、年 1 回のアスベスト検査、3 年毎の特定建築物調査等、定期的な保守・点検を実施している。また、防火・消防設備とエレベータ設備の検査については法令遵守の上、一層の安全確保に留意しており、樹木の整枝・剪定及び学内清掃についても適切に実施している。

「ザ・カレッジ・オペラハウス」については、専門職員が常駐して日常的に舞台機構の点検を行い、催し物の際には非常時の避難誘導に備えて必要な人員を配置している。平成 24(2012)年 4 月から 9 月にかけて、経年劣化に対する安全確保のため、同館を閉鎖して建物・電気・空調・衛生施設・舞台機構・照明の改修工事を実施した。

情報機器の点検とセキュリティ対策については、「学校法人大阪音楽大学 ネットワーク管理規程」【資料 2-9-4】、「学校法人大阪音楽大学 情報セキュリティに関する監視及び監査規程」【資料 2-9-5】、「学校法人大阪音楽大学 コンピュータウイルス対策規程」【資料 2-9-6】、「学校法人大阪音楽大学 ホスト・サーバ設置運用規程」【資料 2-9-7】等の諸規程に基づいて、管理事務部門内のシステム管理室が適切な情報機器とソフトウェアを選定して購入またはリース契約を結んでおり、日常的にネットワーク検査やモニタリングを通じて情報機器とネットワークの管理・点検を行っている。

災害時の安全確保については、「学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程」【資料 2-9-8】により火災時における事務職員の配置と任務を定め、「学校法人大阪音楽大学 危機管理規程」【資料 2-9-9】により対策本部の設置とその権限を定めている。また、パンフレット「大地震対応マニュアル」【資料 2-9-10】を学生・教職員に配布するとともに、非常時に備えて食料・飲料水・簡易毛布・発電機等の学内備蓄を進めている。毎年秋に火災や地震を想定した避難訓練を行っており、平成 25(2013)年 11 月 20 日に、校舎からの退避訓練に併せて、災害時の防災拠点となる近隣の「野田中央公園」への避難と本学のポータルシステムによる学生の安否確認の訓練を実施した。

省エネルギー対策については、夏期冷房時 28℃、冬期暖房時 20℃の室温設定目標を定めて掲示文等による啓発を行っている。また、不必要な照明を停止するとともに、照明蛍光管の LED 化を進めている。

3. 施設設備の利便性

第 1 キャンパスと第 2 キャンパス間に約 1,000m の距離があることと、楽器を携行しての移動の利便性等に配慮し、両キャンパス間にスクールバスを運行している。運行時間帯は、月曜日～金曜日の 8 時 50 分～20 時 40 分、土曜日の 8 時 50 分～17 時 10 分であり、授業の開始と終了時刻に合わせてピストン運行している。なお、昼休みを除いて時限間の休憩時間はキャンパス間の移動を考慮して 15 分としている。

施設の快適性を向上させるため、平成 22(2012)年に B 号館のトイレの全面改修と、学生サロン「ぱうぜ」1 階の空調設備の更新と壁紙の張替え工事等を実施した。また、基準 2-7 で述べたように、障がい者に対するバリアフリー化対策についても取組みの範囲を拡大している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

音楽大学としての教育の特性上、レッスン及び音楽学専攻における少人数ゼミ形式の「音楽学演習」が専門学習の中心に位置づけられており、その意味で一般大学にはない最適な授業環境を確保している。他の専門教育科目や一般教育科目、外国語科目等についても、授業内容と学習到達目標を考慮し、次のような教員配置とクラス編成を行っている。

- ・教員1人が数人～10人程度の受講生を担当する科目
「楽曲分析」「ピアノアンサンブル」「室内楽」「ジャズ・アンサンブル」等
- ・教員1人が20～30人程度の受講生を担当する科目
「ソルフェージュ」「音楽理論」「楽曲研究」「情報処理概論」「英語」等
- ・複数教員がリレー授業やクラスの細分化により、20～30人程度の受講生を担当する科目
「歌曲研究」「ピアノ基礎講座」「オペラ研究」等
- ・複数教員が数人～70人程度の受講生を担当する科目
「オーケストラ」「専門合奏（弦楽器・フルート・クラリネット・邦楽等）」
- ・1人の教員が20～90人程度の受講生を担当する科目
「合唱」「西洋音楽史概説」「日本伝統音楽概説」「音楽心理学」「音楽療法概説」等

上記の「合唱」や「オーケストラ」等の授業には、教員に加えて授業補助のための演奏員が配置される。また「オーケストラ」や「専門合奏」等、楽器編成等の理由で一定数以上の受講者が不可欠な科目については、併設短期大学と合同で授業を実施している。【資料2-9-11】に、平成26(2014)年度のレッスンを除く音楽学部の各授業科目の履修登録人数を示す。

なお、基準2-2で述べたように「ソルフェージュ」の関連科目については、1年次入学予定者に各学習段階の授業内容を示した文書を送付し、「ソルフェージュⅠ～Ⅲ」と「応用ソルフェージュⅠ」の4科目の中から学習開始科目を選択させる形で習熟度別の授業を実施している。外国語科目のうちの英語については、入学予定者が自宅で実施して提出するプレイスメントテストに基づいて習熟度別クラスを編成している。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、今後30年を見越したキャンパス整備計画「キャンパスマスタープラン」【資料2-9-12】を策定しており、それに基づいて本年度から段階的に教育環境を再整備する。現在、その第一段階として、老朽化の進んだK号館及びC号館の代替校舎の詳細について検討しており、平成26(2014)年度中に野田校地に新校舎の建設を開始し、校地を第1キャンパスに集中させることにより利便性を高め、教育環境を整備する。

【基準2の自己評価】

基準2-1の入学者の受入れについては、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに定めて周知に努めている。入学試験は、公平性と公正性に配慮するとともに、アドミッション・ポリシーに沿って適切に実施している。音楽学部の入学者数の減少に対しては、高等学校や楽器店への広報の強化と、受験

生に対する出張授業や体験レッスンの実施回数の拡大により、受験生の増加と定員確保に向けた着実な努力を継続する。また、現在、成長戦略として社会の要請に応える音楽教育のあり方と、それを実現する新たな専攻の開設について検討している。

基準 2-2 の教育課程の編成方針については、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定めており、学生便覧や本法人ホームページ等を通じて周知を図っている。また、各教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成して、適切な授業科目を開設するとともに、音楽学部については4年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を1 Semesterにつき原則 20.5 単位と定めている。教授方法の改善に関しては、「FD 総括委員会」による活動に加えて、各部会において効果的な教育方法や教材開発に取り組んでいる。

基準 2-3 の学修及び授業の支援については、教務担当職員及びレッスン担当教員による学生の単位修得状況と履修登録状況の把握、学生生活担当職員による授業の出席状況調査、「学生支援センター」における相談への対応等を通じて、学生への適切な助言と指導を行っている。また、オープンレッスンとプラスレッスン制度により、学生の学ぶ意欲を支援するとともに、単位修得状況に問題が認められる学生については、学務事務部門の担当職員が「履修相談（指定者）」を実施し、さらにレッスン担当教員が当該学生と話し合っ問題解決に努めている。学生の意見のくみ上げは、授業評価アンケート、「学生支援センター」への質問カードの提出、学生相談、受講相談によって行っており、これまで各教員が個別に対応してきた学生からの補習の要望については、平成 26(2014)年 10 月から大学全体として組織的に取り組む。さらに、「学習支援室」の設置を予定している。

基準 2-4 の単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価基準に基づいて公正な成績評価を行い、卒業・修了・進級に関しては、音楽学部と音楽専攻科は予備会議を経て教授会において、大学院は「大学院運営委員会」において厳正に審議決定している。また、音楽学部の卒業者及び大学院の修了者に対しては、それぞれの学位規則に基づく学位を授与している。

基準 2-5 のキャリアガイダンスについては、教育課程内において多様なキャリア教育科目を開設している。教育課程外においては、「キャリア支援センター」を中心に進路支援体制を整備し、進路ガイダンスや進路・就職相談、キャリア形成に関する講演会や教員採用試験・就職試験・公務員採用試験の対策講座、音楽関連企業や団体におけるインターンシップ等、学生のニーズに応じた支援と指導を実施している。

基準 2-6 の教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生による授業評価アンケートの集計結果及び平成 25(2013)年度後期 Semester から開始した専任教員が作成する「授業改善計画書」を中心に実施している。さらに、就職・進学調査の集計結果と教職課程の履修状況についても検討の上、授業改善に結びつけるように努めている。なお、授業評価アンケートの集計結果と「授業改善計画書」は、図書館等に配架して学生及び教

職員の閲覧に供している。

基準 2-7 の学生サービスについては、学生生活の安定と厚生補導のための体制を整備し、本学独自の給付奨学金及び特待生授業料減免等の各種制度や学生寮の設置等、多様な生活及び経済的支援を行っている。学生の健康管理については、保健室や「心の相談室」「学生相談室」を設置し、学生の心身の健康維持に努めている。障がい学生に対しては、学務事務部門内で担当職員を決めて各種の相談に対応するとともに、体育の授業については、校舎間の移動を含めて担当者（演奏員）を全面的に付き添わせている。また、学生の意見や要望は「学生支援センター」によって集約され、「学生生活委員会」における議論を通じて、学内の喫煙場所の制限や図書館の開館日数の拡大、校舎間のバスの運行時刻の変更等を行っている。

基準 2-8 の教員の配置・職能開発等については、設置基準上必要な専任教員数と職位構成を確保し、適切な教育が実施できる体制を整えている。現在、専任教員に占める 61 歳以上の割合が高いが、平成 18(2006)年度から年齢構成に配慮した専任教員の採用を行っており、今後、徐々に改善される見通しである。教員の採用・昇任に関しては、「大阪音楽大学専任教員採用選考基準」「大阪音楽大学 専任教員昇格基準」等の規程に基づき適切に実施している。また、「FD 総括委員会」によって統括される各部会の FD 活動は、毎年度活動目標を設定し、教育に関する研究・実践例の発表と共有、平成 25(2013)年度後期セメスターから開始した専任教員による「授業改善計画書」の作成など、組織的な FD 活動を展開している。教養教育の実施体制に関しては、「教養教育検討委員会」が統括組織となり、「教養教育部会」「外国語部会」及び「教職部会」と連携して全学的な視点から教養教育のあり方を検討し、必要な調整を行っている。

基準 2-9 の教育環境の整備については、設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしており、法令に基づいた点検・整備を含めて、教育目的の達成に必要な施設・設備・備品を適切に維持・管理している。授業を行う学生数に関しては、レッスン及び少人数ゼミ形式の「音楽学演習」から 90 人程度の演習・講義科目まで、教育目的及び授業内容に応じた適切な人数を維持している。また、今後 30 年を見越したキャンパス整備計画「キャンパスマスタープラン」を策定し、その第一段階として老朽化の進んだ K 号館及び C 号館の代替となる新校舎の建設を平成 26(2014)年度中に開始する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

大阪音楽大学の設置者である学校法人大阪音楽大学は、音楽に関する教育を行うという目的を具現化するため、「学校法人大阪音楽大学 寄附行為」【資料 3-1-1】、「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料 3-1-2】及びそれに基づく関連規程「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料 3-1-3】に準拠し誠実に運営している。また規律の面では、理事、監事及び事務部門長等に対し、本学との私的取引が無いことを毎年確認している【資料 3-1-4】。

学校法人大阪音楽大学寄附行為は「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うことを目的とする」と定めている。使命・目的の実現への継続的遂行のための法人の最終的な意思決定機関としての「理事会」、理事会において決定した法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するための「常任理事会」、理事会の諮問機関である「評議員会」を定期的開催して様々な課題に取り組んでいる。

具体例は以下のとおりである。

- ① 毎年 4 年間の短期事業計画【資料 3-1-5】を策定し、教育研究や社会連携、法人組織運営の各分野で具体的な到達目標を定め、教授会、学内委員会、執行部連絡協議会等において教学運営・管理運営の方針や具体的な方策を検討する際の指標としている。このことが、使命・目的の実現に向けた教職員の様々な活動につながっている。
- ② キャンパスの中長期的整備計画を今後 30 年間程度の範囲内で策定した「キャンパス再編マスタープラン」に基づいて、段階的に教育環境の整備を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

教育基本法、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、その他、法人や学校の運営に関する法令や通知に基づき、学則をはじめとする規程を制定し、規程整備委員会が精査することにより法改正等にも迅速に対応している。また三様監査（内部監査・監査法人による監査・監事による監査）に着手しており、学校法人に求められる法令遵守の取組みを年々

強化している。さらに平成 25(2013)年度には研究活動の不正防止対策を講じるために、その根拠となる規程【資料 3-1-6】の整備を行った。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の目的から日頃よりゴミの分別・リサイクルに努めており、夏期はクールビズを基本として空調の適正温度の管理、全館閉鎖日の設定、照明の消灯等、全学的に省エネルギー化に取り組んでいる。また学生の教育環境に配慮し、学生サロン「ぱうぜ」の整備、学生相談室の設置、中庭にはデッキとベンチを設置して憩いの場づくりを心がけており、平成 26(2014)年度には、「学習支援室」を設置する。

人権擁護の面では「学校法人大阪音楽大学 セクシュアル・ハラスメント防止規程」【資料 3-1-7】に基づき、人権委員会やハラスメント相談員の制度を設け、セクシュアル・ハラスメントに限らず教職員や学生からの人権に関する相談に幅広く応じている。

安全の面では、平成 19(2007)年度に「学校法人大阪音楽大学 危機管理規程」【資料 3-1-8】を整備し、災害、事故、犯罪、感染症等に関して「危機管理委員会」を設置し、対策を検討している。その具体的な方策として、災害用備蓄物の整備、AED や防犯カメラの設置、消防署と連携した職員対象の消防訓練と救命講習の実施、学生対象の防災訓練の実施が挙げられる。また平成 21(2009)年度に「学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程」【資料 3-1-9】を整備し、管理事務部門長、産業医、衛生管理者、教職員組合から推薦された教職員を構成員とする「衛生委員会」を毎月開催して、教職員の安全衛生について協議を継続している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本法人ホームページに学校教育法施行規則などの法令に基づき、教育情報と財務情報【資料 3-1-10】を公開している。また財務情報に関しては管理事務部門が詳細な決算資料を保管し、利害関係人から請求があった場合は閲覧に供している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性には問題なく、適切に対応している。今後も短期事業計画【資料 3-1-5】に基づき各事務部門において毎年度の事業計画を策定し、教育研究活動や業務に反映させることを徹底する。また危機管理対策として、SNS(Social Network Service)の利用に関する規程整備等の社会的要請にも迅速に対応していく方針である。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の最高意思決定機関として理事会を定期的を開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更等を審議、決裁している。また、毎年理事会実務分担表【資料3-2-1】を作成し、実務を分担することで責任の所在を明確にするとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している。常任理事会は原則毎月2回開催し、学校法人の業務全般について速やかな判断を下すため、様々な案件について事務局や教員役職者から直接報告、また提案できる体制を整え、業務執行の迅速化と、常任理事会の機能の充実を図っている。また監事は、決算監査、業務監査を適切に行う一方で、理事会に毎回出席することとしている【資料3-2-2】。評議員会は学校法人の諮問機関として、「学校法人大阪音楽大学寄附行為」【資料3-1-1】で諮問事項と定めている案件について毎回適切な意見具申を行っている。その他、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するために、過年度より理事長の指示命令系統の一環として「戦略企画事務局」【資料3-2-3】を設置した。この事務局では法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定が迅速に行われるよう様々な課題に対しプロジェクトチームを立ち上げ、ボトムアップによる企画・提案を行っている。これらのことから、本学校法人は戦略的な意思決定ができる体制が整っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も常任理事会、理事会での意思決定を的確かつ迅速に行うために、環境の整備を進める。また、社会の要請に即応した意思決定ができるよう理事会の機能を強化するとともに、常任理事の外部からの登用を継続し、理事及び評議員についても学外の学識経験者等の任用を促進し、多様な意見を取り込めるよう対応する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

＜3-3 の視点＞

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では学長を最高責任者とする教学組織を「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料 3-1-2】と「大阪音楽大学学則」【資料 3-3-1】により整備している。教育研究に関する最終的な意思決定機関は教授会であり、各種委員会や大学運営会議における協議を経た議題が上程され、適切に審議している。各役職者及び各会議体の役割等は概ね次のとおりである。

- ① 学長は校務を掌り所属職員を統督する。
- ② 副学長は学長の職務を補佐し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。
- ③ 教授会、大学運営会議、大学院運営委員会、人事委員会、学生生活委員会、研究委員会、国際交流推進委員会等の各種委員会の詳細は学校法人大阪音楽大学会議体の役割・構成員等に関する要綱【資料 3-3-2】のとおりである。

大学の運営における組織内の意思疎通と意思決定はスムーズに行われており、権限と責任の明確性及びその機能性も十分に発揮している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長を最高責任者とする教学組織は、学長の補佐・代理を目的とした副学長を置き、大学運営の重要事項を協議している。学長から任命された構成員による各種委員会等で大学の業務執行についての審議を行い、学長のリーダーシップのもとに教授会で意思決定している。また、年度当初に表明される「学長所信」【資料 3-3-3】は学校の指針となり、学長はリーダーシップを十分に発揮している。さらに平成 26(2014)年度からは、学長主導で教育の質的な向上を目的とする調査及び FD、自己点検評価と連動した教育改革を推進している。以上のことから学長がリーダーシップを発揮するための環境は十分に整っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の規模に見合った適正な教員採用計画により、教員数が減少する中で、今後は各種委員会の再編により意思決定の合理化を推進し、学長が一層のリーダーシップを発揮しやすい環境づくりに取り組む。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学では、最終的な意思決定機関である理事会の円滑な運営を図るため、理事長、副理事長、学長兼常任理事、常任理事 2 人で構成される常任理事会を原則毎月 2 回開催し、理事会における審議事項及び報告事項等についての検討、及び理事会が決定した法人の業務並びに理事長の職務の遂行を補佐している。また、理事長、副理事長、常任理事、学長、副学長、大学院研究科長、部長、館長、センター長、主事、幼稚園長、音楽院長、事務局長、審議役、事務部門長、事務室長を構成員とし、これらの役職者の意思疎通を図るために執行部連絡協議会を原則毎月 1 回開催して、コミュニケーションを深めている。教学関連の審議を行う教授会には、常任理事、事務局長、審議役、事務部門長、事務室長がオブザーバーとして出席し、コミュニケーションの円滑化を図っている。その他、事務部門の管理職者を構成員とする「事務局会議」を毎月 2 回開催し、各部門間の調整や情報共有を図るとともに、必要に応じて合意事項を常任理事会に上程し、意志決定の円滑化を図って

いる。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学の最高意思決定機関である理事会は、学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定めている通り、学長 1 人、評議員からの選任 2 人、本法人関係者または学識経験者 7～12 人の合計 10～15 人で構成し、監事 2 人も出席している。法人及び大学からの提案事項について活発な協議を行い、法人と教学の相互チェック機能が有効に作用している。

また、常任理事会は理事長 1 人、副理事長 1 人、学長兼常任理事 1 人、常任理事 2 人で構成され、理事会同様法人及び大学からの提案事項について活発な協議を行い、法人と教学の相互チェック機能が有効に作用しており、このことが学内のガバナンスの安定化につながっている。

監事は学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定数、選任及び職務を規定しており、業務監査【資料 3-4-1】を行い、理事会にも毎回出席し【資料 3-2-2】、監査法人による監査報告会にも同席して意見を述べている。

評議員会は学校法人大阪音楽大学寄附行為【資料 3-1-1】に定めている通り、理事長 1 人、学長 1 人、法人職員 7～12 人、卒業者 5 人、学識経験者 7～12 人の合計 21～31 人で構成し、議題に対して活発な意見交換や協議を行い、理事会の諮問機関としての機能が十分に作用している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事会を代表する理事長は、法人運営においてリーダーシップを発揮し、創立 100 周年広報物【資料 3-4-2】に掲げている宣言のとおり、法人運営の指針を具体的に示している。また、専任教職員を対象とする法人運営に関する説明会を適宜開催し、理事会を代表して理事長が経営方針を示している。学長のリーダーシップは「学長所信」【資料 3-3-3】のとおり、学校運営の指針となっている。

近年では、特定の課題についてプロジェクトチームを編成し、そこで得られた検討結果等を常任理事会へ直接ボトムアップする手法を取り入れている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の達成のために、理事長と学長のリーダーシップの下、法人部門と教学部門が連携を図り、大学運営に関する意思決定の更なる円滑化を図る。その具体策として以下 3 点を遂行する。

- ① 執行部連絡協議会で、法人及び教学の提案事項について更に活発な協議を行うことにより、相互チェック機能と教職員間及び事務部門間のコミュニケーション機能を強化する。
- ② 理事長のリーダーシップの下、理事会業務の支援を担当する戦略企画事務室が中心となり、各事務部門とのコミュニケーションを図り、常任理事会へ直接ボトムアップする手法を継続し、リーダーシップとのバランスが取れた運営を行う。
- ③ 常任理事会に必要な場合、担当事務部門から案件説明者を出席させ、意思決定の円滑化を図る。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」【資料 3-1-2】、「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」【資料 3-1-3】及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料 3-1-3】に明確に規定している。これらの規程に基づき、学校法人と大学、短期大学、幼稚園の各学校に職員を置き、これを統合して大阪音楽大学事務局を組織している。以上の規程等は有効に機能しており、事務局組織の権限や責任は明確で、学校法人全体としては限られた人数の職員を適切に配置している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局の組織体制は「事務局組織体制図」【資料 3-5-1】のとおりであり、事務局長の下には事務部門長と室長を配置し、職員を管理監督することにより各事務部門と事務室の業務遂行にあたっている。また平成 24(2012)年度より機動的な組織運営のため、事務局長経験者である職員を審議役として登用し、事務局長と業務を分担している【資料 3-2-3】。以上の役職者による事務局会議を月 2 回開催し、必要な場合は、その合意事項を常任理事会に上程している。さらに教学運営と管理運営の適切な連携を目的として、毎月「執行部連絡協議会」を開催してコミュニケーションを深めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上の方策としては概ね次のとおりである。

- ① 平成 25(2013)年度から専任事務職員には人事評価制度を導入している。これにより専任事務職員は、各自目標を設定し、これを達成するために必要な知識やスキルを身につける努力をするとともに、問題意識を持って担当業務に従事している。
- ② 過年度より「事務局会議 SD 分科会」を中心に資格取得の支援を始めとする様々な取組みを継続している。取組実績は資料【資料 3-5-2】のとおりである。
- ③ 戦略企画室がプロジェクトチームを組織し、学内の重要案件について討論を行い、その結果を常任理事会に意見具申している。プロジェクトチームのメンバーは人事事務部門により選任され、中堅・若手職員を中心に経営感覚、問題解決力等を養う場となっている。

- ④ 毎年1回、夏季休暇期間に職員の全体研修会を行っている。研修内容は、大学運営、芸術鑑賞、効果的な窓口対応等を毎回人事事務部門が企画立案している。
- ⑤ 学外の研修機関と契約し、全職員が講習会等を受講できることとしている【資料3-5-3】。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

業務執行体制は整備されているが、社会状況や教学面での改革に配慮しつつ、一層効率的な運営をめざし組織の再編を行う。また職員の資質・能力向上のため学内外の研修内容を充実させ、次世代を担う事務職員の育成に努める。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では中長期的な財政計画として「長期財政試算」【資料3-6-1】を毎年作成している。この「長期財政試算」は、将来16年間に亘る収入と支出を予測したもので、収支のバランスを確保するための人員計画、施設改修計画、経費削減計画等理事会の方針が反映されており、毎年度の事業計画や当初予算を作成する際の指標となっている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立と、収支バランスの確保のための方策は以下のとおりである。

- ① リーマンショック以降の経済不況とその後のアベノミクス効果等により経済情勢が大きく変化したが、「学校法人大阪音楽大学 資産運用規程」【資料3-6-2】並びに資産運用における基本方針の範囲内で資産運用を行ってきており、毎年安定した資産運用収入を確保している。
- ② 経常費補助金、その他の国庫補助金、科学研究費補助金、演奏会に対する助成金等の外部資金獲得に積極的に取り組んでいる。
- ③ 毎年予算作成時は「長期財政試算」を基に各事務部門の予算上限を定め、法人事業計画管理会議で事務部門長へのヒアリングを実施した上で、更に経費削減策を講じる等の徹底した予算管理を行っている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、本学では適切な財務運営を行っており、平成25(2013)年度の消費収支は収入超過を計上したが、学生数の減少と施設設備の老朽化対策により平成26(2014)年度以降は厳しい財務運営が続くことを予測している。今後は志願者増による定員の確保と退学

者を減らすための具体的な方策を講じることにより、学生生徒等納付金収入を安定的に確保することが最優先課題である。しかしながら、18歳人口の減少に加え音楽分野における志願者の減少傾向は統計的にも続いており、本学の適正な規模とそれに見合った財政のあり方を現在検討している。現在、平成25(2013)年度第4回理事会にて承認された財務体質改善策(①20世紀オペラ公演経費の削減、②オペラハウス管弦楽団の業務運営体制見直し、③音楽博物館の事業縮小、④時間割の効率化、⑤経常経費の削減、⑥演奏員経費の削減、⑦人件費の削減)【資料3-6-3】を遂行している。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人大阪音楽大学 経理規程」【資料3-7-1】、「学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則」【資料3-7-2】及び「学校法人会計基準」に基づき適切に実施している。予算案については、経常事業、新規事業、特別事業からなる事業計画を基に、各事務部門等の所属長へのヒアリングを行い、原案を作成し、評議員会の諮問を経て、理事会で決定している。

決定した各年度の予算に基づき、日々の会計処理は予算執行システムを利用して適切に行っている。予算の執行は、所属長の承認を経た後、管理事務部門長、会計担当スタッフ・リーダーの確認の後、会計担当で行っている。各事務部門が事業目的ごとに予算を編成していることから、予算管理は徹底出来ている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、監査法人による会計監査(外部監査)と監事による監査を行い、厳正に実施している。監事による監査の内容は資料【資料3-4-1】のとおりであり、理事会運営と法人業務を通年的に監査している。これらの結果は監査報告書にとりまとめられ、評議員会と理事会に報告されている。また、監査法人の公認会計士による外部監査は年間延べ50日間程度であり、財務関係のみならず法人全体のガバナンス等も対象としている。現時点では特定の事業に限定されるが、内部監査にも取り組んでいる。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

今後も会計の適切な処理の実施を徹底し、公認会計士、監事との情報共有を密に行う。さらに、監査の充実を図る為に、内部監査の対象となる領域を拡充する。

【基準 3 の自己評価】

- 経営の規律と誠実性を維持している。
 - 理事会等の組織を整備しており、適切に機能している。
 - 学長がリーダーシップを発揮できる教学組織を整備している。
 - 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションにより意思決定の円滑化を十分に図っている。
 - 業務執行体制は、適切に機能している。
 - 設備投資による財政上の負担を除き、健全な財務基盤の確立に向けて様々な方策を講じている。
 - 会計処理及び会計監査は適切に実施している。
- 以上のおおりに、基準 3 の全ての項目を満たしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学の自己点検・評価活動は、平成 5(1993)年 5 月に併設短期大学と合同で「自己点検・評価委員会」を設置し、同委員会による検討を経て、平成 10(1998)年に学生及び教員の双方に対する授業アンケートを全学的（併設短期大学を含む）に実施したことに始まる。本学は、学則第 2 条第 1 項において「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定し、また大学院規則第 3 条第 2 項において「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定しており、平成 5(1993)年以降の「自己点検・評価委員会」における議論を踏まえて、平成 18(2006)年 3 月に「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」【資料 4-1-1】を制定した。その後、同規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める「自己点検・評価統括委員会」が中心となり、必要な項目を設定して全学的な自己点検・評価を実施し、平成 19(2006)及び 20(2007)年度に以下の①～③の自己評価報告書を発行した。これらの報告書は、音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育課程ごとに作成したが、その内容に重複する部分が多いため、④の「大阪音楽大学 自己評価報告書」から、「公益財団法人 日本高等教育評価機構」の評価基準と記述方法に従い、必要に応じて各教育課程の詳細を述べる形で、本学全体を 1 冊にまとめて作成した。自己評価報告書は、同規程第 5 条により 7 年間に 2 回の周期で作成することとしており、現在、本学は以下の自己評価報告書を発行・公表している。

① 「大阪音楽大学音楽専攻科の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 19(2007)年 3 月発行

② 「大阪音楽大学大学院の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 20(2008)年 2 月発行

③ 「大阪音楽大学の現状と課題 2003-2005 年度」

平成 20(2008)年 3 月発行

④ 「大阪音楽大学 自己評価報告書」

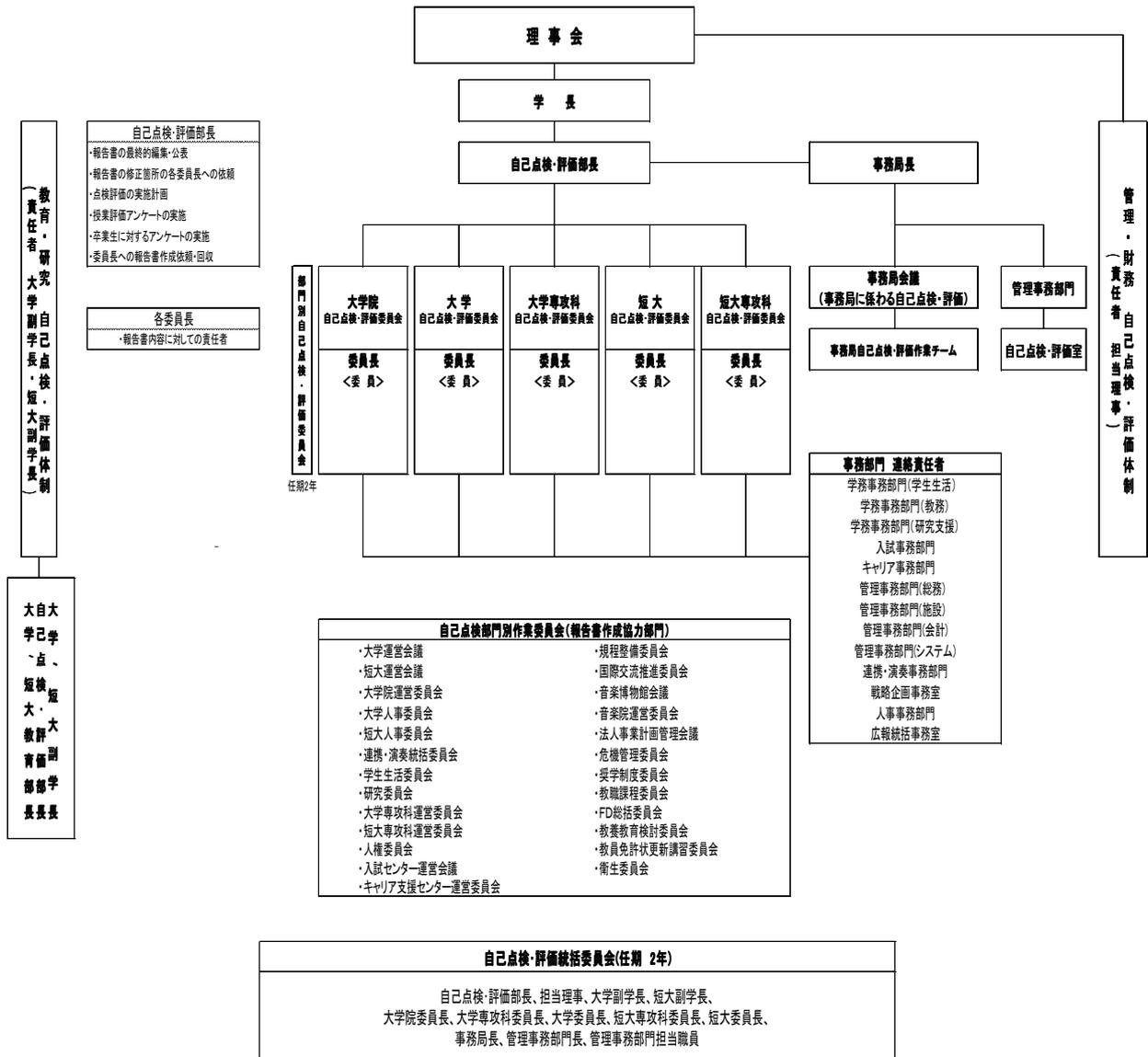
平成 20(2008)年 6 月作成〔平成 20 年度（財）高等教育評価機構による認証評価に使用〕

⑤ 「大阪音楽大学 自己評価報告書 2006-2010（平成 18～22）年度」

平成 23(2011)年 3 月発行

本学及び併設短期大学の自己点検・評価組織は図4-1-1に示すとおりであり、入学・卒業及び修了・教育・学生生活・学習環境等に関する自己点検・評価は、自己点検・評価部長の下に置かれた音楽学部・音楽専攻科・大学院、及び併設短期大学の音楽科・専攻科の各自己点検・評価委員会が実施し、事務局に関する自己点検・評価は、事務局長が統括する事務局会議が実施する。また、本法人に関する自己点検は本法人が実施し、自己点検・評価統括委員会は、自己点検・評価の中核を担う組織として、点検・評価の実施計画を作成・遂行し、また学生による授業評価アンケートに関する事項等を統括する。ただし、自己点検・評価の実施組織等の体制や実施の項目・内容・方法等の重要事項については教授会で審議して、全学的なコンセンサスを得ることとしている。また、自己点検・評価統括委員会の構成員には、学長・副学長・併設短期大学の副学長・事務局長・管理事務部門長等の教職員の役職者を含めており、各会議体及び事務機構との連携を確保して自己点検・評価の結果を速やかに改善・改革に反映できるようにしている。

図4-1-1 自己点検・評価組織図



(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のための組織は整備できているが、その自主的・自立的な活動及び役割の円滑な遂行に関して十分に機能していない面がある。今後、自己点検・評価統括委員会において、効率的で効果的な自己点検・評価のあり方について議論を行うとともに、特に教育・学習環境・学生生活の問題については、点検・評価の結果が速やかに改善に結びつく体制を整える。また、年度ごとの自己点検・評価については、重点項目に絞って実施する等の対策を立て、着実な改善・向上を目指す。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学及び併設短期大学の事務組織は、大きく分けて、学務、入試、キャリア、管理、連携・演奏、人事の6つの事務部門から構成され、各事務部門は「学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程」及び「学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌」【資料 4-2-1】に規定する業務内容に応じて、学生数や学籍異動の状況、卒業後の進路、各教員の担当授業科目と担当授業数、授業の実施回数、図書館の蔵書構成や利用者数、施設及び設備の維持・管理状況、財務諸表等、多種多様な事項の統計的情報を記録し、現状の把握に取り組んでいる。このため、文部科学省の学校基本調査や学校法人実態調査、また同省や日本私立学校振興・共済事業団等からの各種調査には速やかに対応しており、自己点検・評価活動及び自己評価報告書の作成にあたっては「学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程」第13条に基づき、各事務部門は「部門別自己点検・評価委員長」図 4-1-1 に対し、必要なデータを遅滞なく提出できる体制を整えている。

部門別自己点検・評価委員長は、各事務部門にデータの提出を求めるだけでなく、精度の高い実質的な自己点検・評価を行うため、学内 LAN(Local Area Network)上の各会議・委員会の議事録を確認するとともに、各事務部門長に対して所管事項に関する聞き取り調査を実施し、また付属図書館及び音楽博物館等の施設については、聞き取り調査に加えて実地視察を行っている。

教員の教育・研究の業績等の把握については、基準 2-8 で述べたように、全専任教員（専任嘱託教員を含む）と他大学等における専任職を有しない兼任教員に対し、毎年1月に前年分（1月1日から12月31日）について、文部科学省の様式に準じて本学が定めた調査

書の提出または本法人ホームページ上での記入を求めており、これらの調査書は教員ごとに整理して、教育・研究活動の状況を一覧できるようにしている。

また、基準 2-6 で述べたように、本学は学生による授業評価アンケートを音楽学部・音楽専攻科・大学院の各授業科目について毎年実施しており、その集計結果に基づいて学生の学習状況や授業の理解度、学生の意見・要望等を把握している。授業評価アンケートは紙ベースで行っており、その回収率は全教育課程を合わせて、平成 23(2011)年度が 67.9%、平成 24(2012)年度が 73.0%、平成 25(2013)年度が 79.6% に達しており、エビデンスとして一定の精度を保っている。

なお、基準 4-1 において掲げた①～⑤の自己評価報告書は、教員及び職員の役職者に配布するとともに、図書館を含む学内数カ所に置いて、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしており、本法人ホームページにも掲載して社会に公表している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も自己点検・評価に必要な基礎データを確実に収集するとともに、本学の教育の達成度についても客観的なデータに基づく自己評価のあり方を検討する。

また、本学は学生支援センターを中心に学修や学生生活上の意見・要望の把握に努めているが、各教育課程の履修カリキュラムや履修システム、学修及び進路支援、施設・設備等の分野ごとの満足度、及び総合的な満足度に関するアンケート調査については、近年、全学的な規模で実施していない。大学に対する満足度の低下は、学習意欲の減退や退学者の増加に繋がると考えられ、効果的な対策を講じるためにも学生に対する満足度調査の実施と調査方法に関して、自己点検・評価統括委員会において検討する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

<PLAN>

本学では法人内の全ての事業を「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の 3 区分に整理し、法人事業計画管理会議で各事業の目標を定めている。これは単に理事長が事業計画について評議員に意見を聞くこと（私立学校法第 42 条）のみを目的とするのではなく、4 年間の「短期事業計画」【資料 4-3-1】における重点推進項目の実行により、法人全体が公益性を高め、社会の期待に応えることを趣旨としている。本学の自己点検・評価における PDCA サイクルはこの「短期事業計画」を策定することが起点となっている。

<DO>

事業計画管理会議を経た各事業は理事会の決裁を経て、その遂行が各部門・役職者に委ねられ、必要な場合は適正な予算措置が施される。特に近年は社会が求める音楽人材の育

成が重要な目標になっており、これを遂行するために教育課程の見直しや教育内容の充実を大学運営会議等で活発に議論している。同時に FD 活動の活性化や学生支援のための体制整備にも注力している。

<CHECK>

各部門・役職者が遂行するこのような事業活動を「教育研究」の区分を中心に検証するのが「自己点検・評価統括委員会」の役割である。この委員会は平成 18(2006)年度よりこの区分の水準の向上や活性化を目的として、自己点検・評価部長、学長、副学長、担当理事、事務局長等を構成員として発足し、日頃より様々な視点から自己点検・評価活動を行っている【資料 4-1-1】。この数年間は特に「授業評価アンケート」に注力しており、基本的に各学期の全ての授業において学生の意欲や満足度を詳しく調査している。

<ACTION>

自己点検・評価活動によって改善の必要があると判断した項目は「大学運営会議」や「FD 総括委員会」「教養教育検討委員会」等にフィードバックし、改善や向上のための方策を講じている。具体的な事例は以下のとおりである。

- ・ 平成 26(2014)年度より、時間割編成において各科目のブロック化を図り、学生の履修登録上の問題点を解消することに努めている。
- ・ 平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」採択事業として「日本語ライティング支援室」をオープンし、大学生に求められる「言葉を使いこなす」力を育成するサポート事業を継続している。
- ・ 教養教育科目として「教養基礎セミナー」「文化とオペラ A・B」「クリティカル・シンキング」等の新規科目を開設し、一層の充実を図っている。
- ・ 初年次教育やインターンシップに加え、「音楽教室 how-to セミナー」「秘書検定 2 級対策講座」等、課外講座の充実を図っている。
- ・ 非常勤教員を含め、部会単位で各年度の FD 活動における目標を設定し、年度終了時には報告書を作成する等の活性化を図っている。
- ・ 「大地震対応マニュアル」【資料 4-3-2】を学生・教職員に配布し意識の向上を図っている。また、平成 24(2012)年から学生を対象とした避難誘導訓練を実施している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の自己点検・評価活動は事業活動の企画・立案とその遂行を主な視点として PDCA サイクルを形成している。しかしながら、大学における諸活動の全てをこの視点から網羅することは困難である。例えば、本学には政策決定や意思決定を支援するための情報提供の仕組みが構築されておらず、各学生を入学前から卒業後まで一貫して大学全体で支援するエンrollmentマネジメントの取組みには至っていない。このため、平成 26(2014)年度の早い時期に IR 委員会を発足させ、「情報」の観点からより能動的な PDCA サイクルの確立を目指す。

また、全科目において授業評価アンケートを行い、教育内容の改善に努めている一方で、教育環境や学生生活上の問題点を学生からくみ上げる仕組みが不足している。今後はポータルシステム等の ICT 環境を有効に活用して学生の意識調査に取組み、得られた結果を自

自己点検・評価活動に活かす。

【基準4の自己評価】

本学における自己点検・評価の適切性、誠実性、PDCAサイクルに問題点は無く、基準は満たされている。しかしながら、時間割編成やFD活動等の取組みにおいてはそれ自体が自己点検・評価活動の一環となっていることを教職員が明確に意識していない事例が少なくない。具体的な評価活動だけではなく、評価制度を定着させ、評価文化を醸成させることが今後の課題である。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<大学施設の開放>

本学は「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」ことを掲げた建学の精神を実現するために、様々な物的・人的資源を社会に提供し、多くの社会連携事業を展開している。施設関係の開放については、音楽博物館を通年的に月曜と土曜の週 2 回一般に公開している。また、公演、学会、講演会等に、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール、教室などを開放して、教育研究活動と社会連携活動を両立させている。さらに、付属図書館では、市民の音楽及び音楽情報へのニーズの高まりに応じて、大学間の相互利用サービスに加え、卒業生・一般市民に閲覧サービスを提供している。

<公開講座>

本学は音楽大学として持つ様々な物的・人的資源や施設を活かした公開講座を数多く開催している。本学に於ける公開講座はすでに 20 年以上の歴史を持ち、近年は児童・生徒から熟年層に至るまで、音楽学習の基礎から教養的な興味を満たすための講座まで幅広い内容で開講している。これらの講座には、本学及び併設短期大学による主催のものと本学と行政の共催により開催しているものがある。

本学及び併設短期大学による主催の主な公開講座として、「ミレニアムホール特別講座」と「カレッジ・オペラ講座」がある。「ミレニアムホール特別講座」は、平成 12(2000)年に完成した「ミレニアムホール」での、レクチャーコンサート形式による講座で、「カレッジ・オペラ講座」は同じくミレニアムホールで、内容をオペラに特化した講座として平成 17(2005)年から開始した。「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」の 2 つをテーマに開催している。平成 25(2013)年度の主な公開講座の実施状況を【資料 A-1-1】に示す。

<指導者研修・教員免許状更新講習>

K 号館開館後、昭和 56(1981)年に学校教員や音楽指導者を対象に発足した「指導者研修」は、本学の社会連携活動の中でも重要な位置付けを持つものである。この事業は、一般の参加希望者対象のものであるが、平成 16(2004)年以降は大学コンソーシアム大阪の呼びかけに応じ、大阪府教育センターの「大学・専修学校等オープン講座」としても実施している。

指導者研修については「打楽器」「合唱」「幼児音楽」「和楽器」「ピアノ」などの講座を開催し、多くの参加者を得ている。これらの指導者研修の中で得られたノウハウを活用し、教職関連の必修科目を加えて、平成 21(2009)年度から導入された教員免許更新制に対して、同年度から「教員免許状更新講習」を中学校・高等学校の音楽科教員、音楽を担当する小学校・特別支援学校教員を対象に実施し、受講者から評価されている。「指導者研修」及び「教員免許状更新講習」の平成 25(2013)年度の実施状況を【資料 A-1-2】に示す。

<コンサート及びオペラ上演>

本学は音楽大学として持つ様々な人的・物的資源や施設を活かしたコンサート及びオペラ上演を開催し、社会に向かって多様な発信を続けている。主なものにミレニアムホールでの「ミレニアムピアノコンサート」及びザ・カレッジ・オペラハウスでのオペラ上演がある。

ピアノ専攻教員が出演する「ミレニアムピアノコンサート」は平成 13(2001)年から開催している。平成 25(2013)年度の実施状況を【資料 A-1-3】に示す。

ザ・カレッジ・オペラハウスは、独自の演奏団体であるオペラハウス管弦楽団及びオペラハウス合唱団を有し、本学の声楽専攻教員や卒業生を主なキャストとしてオペラ上演を行っている。本学の創立 90 周年記念事業として平成 17(2005)年に、本学制作のオペラ「沈黙」が、新国立劇場によって進められている地域招聘プロジェクトの第 1 号として招かれ、「ザ・カレッジ・オペラハウス」で上演された同オペラは第 60 回記念文化庁芸術祭大賞を受賞し、平成 23(2011)年の B.ブリテン作曲「ねじの回転」公演にて、再度文化庁芸術祭大賞を受賞した。平成 25(2013)年度は、10 月 12 日及び 14 日に B.ブリテン作曲「ピーター・グライムズ」の上演を行った。

平成 27(2015)年に本学は創立 100 年を迎えるが、100 周年記念事業として平成 23(2011)年から建学の精神に基づいたテーマを中心にして各年にコンサート等を行っている。平成 25(2013)年は、【資料 A-1-4】で示したように「音楽×創造」をテーマに上記の「ピーター・グライムズ」をはじめとして様々なコンサートを開催した。

<音楽博物館の一般公開及び公開講座>

楽器展示と楽器に関する書籍、視聴覚資料は学外にも公開している。また、「ミュージアム・セミナー」「ミュージアム・コンサート」「ガムランワークショップ」「古典ピアノワークショップ」も企画し、一般に公開している。平成 25(2013)年度の実施状況を【資料 A-1-5】に示す。また、個人及び団体見学者向けにガイド・ツアーも随時行っている。平成 25(2013)年度は定例及び特別ガイド・ツアーを 32 回（参加者 380 人）、団体からの申込によるガイド・ツアーを 47 回（参加者 918 人）実施した。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が有する物的・人的資源は、大学施設の開放、公開講座、指導者研修・教員免許状更新講習、コンサート、オペラ上演によって十分に開放している。平成 27(2015)年度に完成予定の新校舎についても開かれた大学として社会連携のあり方について、現在、検討している。

A-2 他大学や企業等との教育研究上の関係の構築

《A-2の視点》

A-2-① 他大学との関係と企業等との連携

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜他大学との関係＞

大学間の連携については大阪府内の大学により「大学コンソーシアム大阪」が平成 18(2006)年に設立され本学も参加している。以来大学間単位互換事業として、本学は学生の送り出し、受入れともに行っている。また、受入れに関しては音楽大学の特性を活かして、複数の音楽に関する専門教育科目を提供している。平成 25(2013)年度に提供した科目は、「西洋音楽史概説」「西洋音楽史（管弦楽）」「民族音楽学」「音楽美学」である。

本学は 40 年以上にわたり関西の 8 音楽大学・音楽学部が提携して活動を行っている「関西音楽大学協会」に参加している。この協会は昭和 35(1960)年大阪音楽大学、大阪学芸大学（現・大阪教育大学）、京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）、神戸女学院大学、相愛女子大学（現・相愛大学）、同志社女子大学、武庫川短期大学（現・武庫川女子大学）の 7 大学、及び昭和 47(1972)年から大阪芸術大学を加えた 8 大学が共同で音楽に関する研究と交流を行うために設立した大学連携団体であり、毎年「関西新人演奏会」及び「アンサンブルの夕べ」の演奏会を行ってきた。事務局は設立以来本学が担当している。

国際間の大学連携に関しては、平成 17(2005)年に、啓明大学校音楽・舞台芸術大学（韓国）との間で、相互の交流協定が締結され、両国において相互に招聘事業が行われ、以後、現在に至るまでに上海音楽院(中国)、デトモルト音楽大学(Hochschule für Musik Detmold、ドイツ)、ワイマール・フランツ・リスト音楽大学(Hochschule für Musik Franz Liszt Weimar、ドイツ)、王立ウェールズ音楽演劇大学(Royal Welsh College of Music & Drama、イギリス)、 Folkwang Universität der Künste、ドイツ)、ブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院(Conservatoire à rayonnement régional de Boulogne-Billancourt、フランス)、デポール大学(DePaul University、アメリカ)と海外の交流協定を締結した。これらは国際交流デスクが主体となり海外留学助成金制度と連動し、国際交流を行っている。過去 3 年間の海外留学助成金制度の利用状況を【資料 A-2-1】に示す。また平成 25(2013)年には、ブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院と本学の教員及び学生による「作曲特別演奏会」が「創立 100 周年記念プロジェクト」として行われ、「とよなか音楽月間」の参加公演ともなった。

＜企業等との連携＞

本学の演奏を伴うインターンシップは本学独自の「音楽の仕事情報館」（通称：OMSBI）が一翼を担っている。平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度までの文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】」（学生支援推進プログラム）採択事業として開始された「音楽の仕事情報館」は、民間企業や公的団体等からの演奏依頼に応え、音楽の現場体験を通して社会と関わることで、学生のキャリア形成への意識向上を支援する就業体験プ

プログラムである。平成 25(2013)年度は、(株)D.C Pro が運営する LiveBar III と連携した「Live Event OMIII」を 14 回(参加人数 153 人)、ミント神戸と連携した「ミント神戸ストリートライブ」を 16 回(参加人数 48 人)、(社)有馬温泉観光協会と連携した「ゆけむり大学」を 8 回(参加人数 35 人)行った。

一方、平成 18(2006)年度から大阪市にあるいずみホールとの全面的なタイアップによる授業が展開され、平成 25(2013)年度には講義「音楽ホール運営論」及び演習「音楽ホール運営実践演習」を開講した。これらの授業では、いずみホールの各担当部署から講師の派遣を依頼し、音楽ホールの運営について実践的に学ぶというもので、本学独自の産学協同の試みである。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

国内の他大学との連携は、有意義な関係を構築できており、今後も維持していくように努める一方で、国際間の連携は、学生間だけではなく、教員間でも積極的に交流していくことが検討されている。企業との連携に関しては、学生のキャリア形成への意識を向上させるためにも、より一層の強化に努める。

A-3 大学と地域社会との協力関係の構築

《A-3 の視点》

A-3-① 地域社会への貢献活動の展開

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

地域に開かれた大学を目指し、平成 23(2011)年度から連携支援センターが中心となって、地域社会との協力関係を充実させている。特に本学所在地の自治体である豊中市との協力関係は緊密で、学生、教職員が組織的にも、個人的にも積極的な地域社会への貢献活動を展開している。

豊中市とは様々な連携を行っているが、主なものは、「とよなか音楽月間」と「サウンドスクール」である。豊中市は「豊中市文化芸術推進プラン」の項目のひとつとして「音楽あふれるまち・とよなか」を掲げ、平成 24(2012)から「とよなか音楽月間」を設定している。平成 25(2013)年は 9 月 29 日から 11 月 30 日までの期間を「とよなか音楽月間」として、【資料 A-3-1】で示したように、豊中市と連携し市内の各所でコンサート、吹奏楽ワークショップ、合唱ワークショップを開催するとともに、本学主催のコンサートも「とよなか音楽月間」に参加した。また豊中市にある大阪大学と大阪音楽大学とが地域の文化振興に寄与するために、「大阪大学・大阪音楽大学ジョイント企画」も平成 23(2011)年から開始し、平成 25(2013)年度は第 5 回を開催した。なお、同コンサートは「とよなか音楽月間」にも参加した。

豊中市教育委員会との連携である「サウンドスクール」では、市立の幼稚園、小学校、中学校へ本学学生を派遣し、出張演奏、クラブ活動支援、授業支援を行った。平成 25(2013)

年度の実施件数は、79件（幼稚園7件、小学校52件、中学校20件）、派遣学生は、併設短期大学の学生も含め、延べ566人となっている。

豊中市以外の府内の他の地域では、羽曳野市主催の市民大学の講座である「はびきの市民大学」（1講座12回）、高槻市主催の市民大学講座「けやきの森市民大学秋期講座「音楽の宝石箱」（5回）、富田林市にあるすばるホールの「すばる音楽祭」（1回）と連携をとり市民のための講座やコンサートに講師や出演者を派遣している。なお平成25(2013)年12月には寝屋川市と包括連携協定を締結した。またNPO法人大阪府高齢者大学校と連携し、「高齢者大学校」（2講座、30回）に講師を派遣している。

また【資料A-3-2】で示したように、地域の高校との連携も行っており、大阪府立池田北高等学校、大阪府立桜塚高等学校との間に高大連携協定を締結している。

(3) A-3の改善・向上方策（将来計画）

本学が位置する豊中市の間では、緊密な連携事業を行っており、今後も同市との連携事業を計画している。平成26(2014)年5月25日に「豊中夢の第九コンサート」を開催する。このコンサートでは、本学の特任教授が指揮する大阪音楽大学管弦楽団に、ソリストとして本学教員、合唱に「豊中夢の第九合唱団」を迎える。また平成27(2015)年3月には豊中市立アクア文化ホールで豊中市民も参加するミュージカル公演が計画されている。さらに平成28(2016)年中に豊中市文化芸術センター（仮称）の開設が予定されている。同センターを地域に密着した文化芸術の拠点として位置づけている豊中市と、協力体制を今後強化していくことを計画している。また近畿圏の府県・市町村レベルでは、羽曳野市、高槻市、富田林市との連携事業を始めているが、平成25(2013)年12月に包括連携協定を結んだ寝屋川市との事業も展開していく。高大連携協定を行っている3校については、短期大学との連携に加えて大学での連携も今後、展開していく。

[基準Aの自己評価]

基準Aを満たしている。

物的・人的資源の社会への提供、他大学や企業等との適切な関係、自治体や地域社会との協力関係のいずれの点においても、音楽に関連するものが中心となっており、関西における唯一の音楽大学としての社会的な使命を果たしている。地元自治体である豊中市との連携を中心に社会とのつながりより強化し、本学の物的・人的資源を一層アピールしていくことによって、さらに展開していく余地がある。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	

大阪音楽大学

【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人大阪音楽大学 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	COLLEGE GUIDE 2015	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	①大阪音楽大学学則	
	②大阪音楽大学音楽専攻科規則	
	③大阪音楽大学大学院規則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	①2015 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部入学試験要項	
	②2015 年度大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入推薦入学試験要項・大阪音楽大学短期大学部専攻科 特別入学試験要項	
	③2014 年度大阪音楽大学音楽専攻科・大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入・大阪音楽大学短期大学部専攻科 一般入学試験要項	
	④2015 年度大阪音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	①2014 年度学生便覧 大阪音楽大学	
	②2014 年度大阪音楽大学 音楽専攻科学生便覧	
	③2014 年度学生便覧 大阪音楽大学大学院	
	④履修ガイド 2014	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	2014 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	2013 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	①アクセスマップ	
	②キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	

大阪音楽大学

	学校法人大阪音楽大学 規程集 総目次・細目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	①理事・監事名簿 ②評議員名簿 ③理事会出欠表 ④評議員会出欠表	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大阪音楽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪音楽大学音楽専攻科規則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大阪音楽大学大学院規則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	COLLEGE GUIDE 2015（79 ページ）	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人大阪音楽大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 20(2008)年度第 1 回教授会議事録	
【資料 1-3-2】	①2014 年度大阪音楽大学学生便覧（85 ページ） ②2014 年度大阪音楽大学音楽専攻科学生便覧（6 ページ） ③2014 年度大阪音楽大学大学院学生便覧（6 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	短期事業計画（2014 年度－17 年度）	
【資料 1-3-4】	平成 25(2013)年度第 11 回教授会議事録	
【資料 1-3-5】	平成 25(2013)年度第 10 回大学院運営委員会議事録	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	COLLEGE GUIDE 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	①2015 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部入学試験要項 ②2015 年度大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入推薦入学試験要項・大阪音楽大学短期大学部専攻科 特別入学試験要項 ③2014 年度大阪音楽大学音楽専攻科・大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入・大阪音楽大学短期大学部専攻科 一般入学試験要項 ④2015 年度大阪音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大阪音楽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	大阪音楽大学音楽専攻科規則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	大阪音楽大学大学院規則	【資料 F-3】と同じ

大阪音楽大学

【資料 2-2-4】	①2014 年度学生便覧 大阪音楽大学 ②2014 年度大阪音楽大学 音楽専攻科学生便覧 ③2014 年度学生便覧 大阪音楽大学大学院	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	履修ガイド 2014	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	授業外の学習方法が記載されたシラバス例、学務文書のシラバス記入依頼書	
【資料 2-2-7】	大阪音楽大学履修規程	
【資料 2-2-8】	過去 3 年のオータムコンサートのチラシ、プログラム、アンケート集計結果	
【資料 2-2-9】	新入生に送付する習熟度別クラスに関する案内、プレイスメントテスト	
【資料 2-2-10】	教養基礎セミナーのクラス担当教員配置表	
【資料 2-2-11】	『声楽名曲選集 イタリア篇 1～3』大阪音楽大学「声楽名曲選集」編集委員会編 音楽之友社刊	
【資料 2-2-12】	『明解 新楽典』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	
【資料 2-2-13】	『明解 和声法 上・下巻』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	
【資料 2-2-14】	『ソルフェージュ視唱曲集 1～3』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2014 年度ガイダンス日程表	
【資料 2-3-2】	履修ガイド 2014（36 ページ・37 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	オープンレッスンとプラスレッスンの過去 3 年の利用状況	
【資料 2-3-4】	過去 3 年間の TA の配置状況	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	教員便覧（39 ページ抜粋コピー）	
【資料 2-4-2】	大阪音楽大学音楽学部学位規則	
【資料 2-4-3】	大阪音楽大学大学院学位規則	
【資料 2-4-4】	大阪音楽大学 入学時単位認定に関する規程	
【資料 2-4-5】	2013・14 年度奨学制度「給付奨学金（新入生対象）」概要・審査・選考 運用細則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	『writing note』	
【資料 2-5-2】	平成 25(2013)年度実施の教員採用試験対策講座の案内、配布物等	
【資料 2-5-3】	平成 25(2013)年度実施のインターンシップ 実施学生と受け入れ先、期間等	
【資料 2-5-4】	平成 25(2013)年度実施のインターンシップ報告会資料	
【資料 2-5-5】	平成 25(2013)年度実施の演奏インターンシップ・レギュラーイベント及び依頼演奏	
【資料 2-5-6】	過去 3 年間の日本語ライティング支援室の活動実績	

大阪音楽大学

【資料 2-5-7】	過去3年間の教職支援室の活動実績	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成25(2013)年度の授業評価アンケートの集計結果 (CD-R)	
【資料 2-6-2】	平成25(2013)年度 授業改善計画書 (CD-R)	
【資料 2-6-3】	『教職課程ガイド』	
【資料 2-6-4】	2013年度事業報告	【資料 F-7】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	「心の相談室」「学生相談室」「ハラスメントに関する相談」「保健室」及び学務事務部門の学生生活担当が対応する生活相談の利用状況	
【資料 2-7-2】	新入生歓迎祭プログラム	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	大阪音楽大学 専任教員採用選考基準	
【資料 2-8-2】	大阪音楽大学 人事委員会規程	
【資料 2-8-3】	大阪音楽大学 専任教員昇格基準	
【資料 2-8-4】	教員業績調査書の記入依頼及び記入例	
【資料 2-8-5】	平成25(2013)年度 FD 総括委員会議事録及び各部会の FD 活動報告	
【資料 2-8-6】	大阪音楽大学 FD 総括委員会規程	
【資料 2-8-7】	『大阪音楽大学教育研究論集』(表裏表紙コピー)	
【資料 2-8-8】	過去3年間の非常勤教員集会の案内、配布物等	
【資料 2-8-9】	教養教育検討委員会議事メモ	
【資料 2-8-10】	過去3年間の「芸術文化の諸相」の授業テーマと担当教員	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-2】	ザ・カレッジ・オペラハウスの過去3年間の催し物一覧	
【資料 2-9-3】	学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-9-4】	学校法人大阪音楽大学 ネットワーク管理規程	
【資料 2-9-5】	学校法人大阪音楽大学情報 セキュリティに関する監視及び監査規程	
【資料 2-9-6】	学校法人大阪音楽大学 コンピュータウイルス対策規程	
【資料 2-9-7】	学校法人大阪音楽大学 ホスト・サーバ設置運用規程	
【資料 2-9-8】	学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程	
【資料 2-9-9】	学校法人大阪音楽大学 危機管理規程	
【資料 2-9-10】	大地震対応マニュアル	
【資料 2-9-11】	平成26(2014)年度 「個人指導による音楽実技(レッスン)」を除く音楽学部の各授業科目の履修登録人数	
【資料 2-9-12】	キャンパスマスタープラン	

大阪音楽大学

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人大阪音楽大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人大阪音楽大学 組織運営規程	
【資料 3-1-3】	①学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程 ②学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌	
【資料 3-1-4】	関連当事者との取引	
【資料 3-1-5】	短期事業計画（2014－2017 年度）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-6】	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人大阪音楽大学 セクシャル・ハラスメント防止規程	
【資料 3-1-8】	学校法人大阪音楽大学 危機管理規程	【資料 2-9-9】と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人大阪音楽大学 衛生管理規程	
【資料 3-1-10】	教育情報・財務情報	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会実務分担表	
【資料 3-2-2】	監事の理事会出席状況	
【資料 3-2-3】	事務局指示命令系統図	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大阪音楽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	会議体の役割・構成員等に関する要綱	
【資料 3-3-3】	学長所信	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	監事による監査記録	
【資料 3-4-2】	100 周年広報物	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	事務局組織体制図	
【資料 3-5-2】	SD 取組実績	
【資料 3-5-3】	講習会資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	長期財政試算	
【資料 3-6-2】	学校法人大阪音楽大学 資産運用規程	
【資料 3-6-3】	平成 25(2013)年度第 4 回理事会議事録（財務体質改善策）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人大阪音楽大学 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則	

大阪音楽大学

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学校法人大阪音楽大学 自己点検・評価組織規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	①学校法人大阪音楽大学 事務局組織運営規程 ②学校法人大阪音楽大学 事務局事務分掌	【資料 3-1-3】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	短期事業計画（2014－2017 年度）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 4-3-2】	大地震対応マニュアル	【資料 2-9-10】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の地域への提供		
【資料 A-1-1】	①ミレニアムホール特別講座 ②オペラ物知り講座 ③一般社会人のためのオペラ講座	
【資料 A-1-2】	①指導者研修 ②教員免許状更新講習	
【資料 A-1-3】	ミレニアムピアノコンサート	
【資料 A-1-4】	創立 100 周年記念事業	
【資料 A-1-5】	音楽博物館の一般公開および公開講座	
A-2. 他大学や企業等との間に教育研究上の適切な関係が構築されていること		
【資料 A-2-1】	過去 3 年間の海外留学助成金制度の利用状況	
A-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること		
【資料 A-3-1】	とよなか音楽月間	
【資料 A-3-2】	高大連携協力協定締結書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。